

第 2 部 行動計画

(はじめに)

第 2 部では、第 1 部第 3 章で示した 5 つの基本戦略ごとに設定された行動目標の達成に向け、2030 年までに国が取り組む具体的施策を整理し、網羅的に記載する。

なお、これらの具体的施策は、2025 年以後に予定されるポスト 2020 生物多様性枠組の中間評価をはじめ、生物多様性をめぐる今後の国内外の状況変化や各施策の進捗状況を踏まえつつ、必要に応じて拡充・強化を図る。

第 1 章 生態系の健全性の回復

行動目標 1-1 陸域及び海域の 30%を保護地域及び OECM により保全するとともに、それら地域の管理の有効性を強化する

健全な生態系を確保するためには、生態系を面的に保全し、効果的に管理し、それらをつなげることが必要である。日本を含む G7 各国は、生物多様性の観点から、2030 年までに陸域と海域の 30%以上を保全する 30by30 目標に取り組むことを約束している。

2022 年 5 月時点で、日本では陸域の 20.5%、海域の 13.3%が保護地域として保全されている¹。30by30 目標を達成するためには、国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上に加え、OECM の設定・管理を進めることが不可欠である。

保護地域の拡張について、陸域においては、最新のデータに基づき選定した今後の国立・国定公園の新規指定・大規模拡張候補地について、指定・拡張に向けた調整を順次進める。さらに管理の質の向上を目指して検討を進めるほか、2030 年までに国立・国定公園の再検討や点検作業を強化し、必要に応じて周辺エリアの編入又は地種区分の格上げなども進める。海洋については、特に景観・利用の観点からも重要で生物多様性の保全にも寄与する沿岸域について、国立公園の海域公園地区の面積を 2030 年までに倍増させることを目指す。また、国立公園等について、広範な関係者と連携しつつ、国立公園満喫プロジェクト等により保護と利用の好循環を形成するとともに、保護管理施策や管理体制の充実を図る。一方、新規指定や大規模拡張の対象ではない既存の保護地域においても、法令等に基づく適切な保全・管理を着実に実施していく。

OECM の設定・管理について、まずは民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域について、「自然共生サイト（仮称）」として認定する仕組みを構築し、既存の保護地域との重複を除いて OECM 国際データベースに登録する。国の制度等に基づき管理されている森林・河川・都市緑地等も生態系ネットワークを構築する場として重要であることから、関係省庁が連携し、OECM に該当する地域を検討し、適切なものは OECM として整理する。海域については、関係省庁が連携し、多様な主体との連携による効果的な管理とモニタリングの実施を通じて、多面的な利用と生物多様性保全の両立が図られる海域を OECM とすべく、

¹ 陸域については自然公園、自然海浜保全地区、自然環境保全地域、鳥獣保護区、生息地保護区、近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区、保護林、緑の回廊、天然記念物、都道府県が条例で定めるその他保護地域のうち、地理情報が入手可能な区域を重複を除き算定した面積の、国土面積に対する割合。海域については、日本の管轄圏内の水域に対する海洋保護区の面積割合（重複を除く）。

1 該当箇所の整理を進める。
 2 さらに、これらの取組を支える体制を強化するため、多様な関係者との連携強化、基礎調
 3 査やモニタリングの充実、保全上効果的な地域を可視化したマップ作成など生物多様性の状
 4 況の「見える化」の推進などを図っていく。

5
 6 **<具体的施策>**

7 **○重点施策**

8 **1-1-○ 国立・国定公園の大規模拡張**

9 **➤ 国立・国定公園総点検事業フォローアップ**

10 2022 年度に選定した国立・国定公園の新規指定・大規模拡張候補地を主な対象として、
 11 関係機関と調整の上、2030 年までに新規指定や大規模拡張等の調整を順次進める。

12 **【環境省】**

13 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
新規指定及び大規模拡張を実施した国立・国定公園数（累積）	—	14 か所 (2030 年)

14
 15 **➤ 海域公園地区の倍増**

16 海域については、特に景観・利用の観点からも重要で生物多様性の保全にも寄与する沿
 17 岸域において国立公園の海域公園地区の面積を 2030 年までに倍増させることを目指す。

18 **【環境省】**

19 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
海域公園地区の面積	55,088ha	110,176ha (2030 年)

20
 21 **1-1-○ 沖合海底自然環境保全地域の基礎調査・モニタリング**

22 沖合海底自然環境保全地域を適切に管理するため、海山・熱水噴出域・海溝等に存在す
 23 る特異な生態系において、画像や環境 DNA 等の解析により、地域指定当初における自然環
 24 境の状況に関する基礎調査を行うとともに、保護区内の環境変化を把握するためのモニタ
 25 リング調査を継続的に実施する。また、深海を対象とした生物多様性モニタリング技術開
 26 発を実施し、沖合海底自然環境保全地域の管理等に活用する。

27 **【環境省、文部科学省】**

28 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
沖合海底自然環境保全地域における延べ調査地点数	なし	14 (2030 年)
JAMSTEC から環境省等への情報提供数（委員会等への出席数）	1	1 回以上

1-1-○ 30by30 アライアンスでの活動

環境省を含めた産民官 17 団体を発起人とする有志連合である「生物多様性のための 30by30 アライアンス」を通じ、30by30 目標に係る先駆的な取組を促し発信する。

【環境省】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
30by30 アライアンス参加者数	171 (P)	500 (2025 年)
自然共生サイト (仮称) 認定登録数	—	100 か所 (2023 年)

1-1-○ 海域における OECM の設定に関する検討

多様な主体との連携による効果的な管理とモニタリングの実施を通じて、多面的な利用と生物多様性保全の両立が図られる海域を OECM とするため、生物多様性の観点から重要度の高い海域や漁獲等の既存の科学的情報や海底鉱物資源の開発状況等を元に OECM の候補となる海域を抽出し、海域における OECM の設定に関する検討を行う。加えて、OECM 設定後の効果的なモニタリング手法に関する検討を行う。

【環境省、農林水産省、ほか関係省庁】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
我が国の管轄水域内における海洋保護区及び OECM の割合	13.3%	30% (2030 年)

1-1-○ 自然共生サイト (仮称) 認定の推進

民間の取組等により生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト (仮称)」に認定する仕組みを 2023 年度から正式に開始し、2023 年には、全国で 100 か所以上を認定することを目指す。認定サイトは既存の保護地域との重複を除いて OECM 国際データベースに登録する。また、一括認定や団体との連携協定、30by30 アライアンスによる取組推進等によって認定を促進し、30by30 目標達成に向けて可能な限り多くの自然共生サイト (仮称) 認定地を確保する。

【環境省】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
自然共生サイト (仮称) 認定登録数	—	100 か所 (2023 年)
我が国の陸域における保護地域及び OECM の占める割合	20.5%	30% (2030 年)

1-1-○ 国の制度等に基づき管理されている地域のうち OECM 該当地域の整理

国の制度等に基づき管理されている地域のうち OECM に該当する可能性のある地域を検討した上で、適切なものについては OECM として整理する。 【環境省、ほか関係省庁】

1 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
我が国の陸域における保護地域及び OECM の占める割合	20.5%	30% (2030年)

2
3 1-1-〇 生物多様性の重要性や保全効果の見える化

4 奥山から中山間地域、さらに都市部まで陸域の全域をカバーする生物多様性の現状や保
5 全上効果的な地域を可視化したマップを提供する。さらに、更新可能なシステムを開発し、
6 モニタリング機能とマップを連携させることで保全活動の効果が適宜把握できる仕組み
7 とする等、必要な機能を付加・充実させる。 【環境省】

8 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
我が国の陸域における保護地域及び OECM の占める割合	20.5%	30% (2030年)

9
10 ○継続・強化する施策

11 1-1-〇 里海づくり活動の促進及び情報発信

12 2020年3月の中環審答申「瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方につ
13 て」や2021年6月に改正された瀬戸内海環境保全特別措置法を基に、生物多様性や生物
14 生産性が確保された地域主体の里海づくりを総合的に進める。また、里海ネット等の活
15 用やシンポジウムなどを通じて、国内のみならず世界に向け「里海」の考え方を情報発
16 信する。 【環境省】

17 (目標) 自然海浜保全地区の拡充、沿岸域の環境の保全・再生と地域資源の利活用の好循
18 環を生み出す里海づくりの推進

19
20 1-1-〇 世界自然遺産の保全管理の充実

21 白神山地、屋久島の最初の世界自然遺産登録後、新たな候補地の検討を踏まえ、知床、
22 小笠原諸島が登録された。そして、2021年7月には、候補地として残されていた奄美大
23 島、徳之島、沖縄島北部及び西表島が世界遺産として登録された。これら5地域において、
24 管理計画に基づきモニタリング調査等を進めるとともに、地域連絡会議及び科学委員会
25 の議論を通じて地域の合意を図りながら、ユネスコ世界遺産委員会の議論も踏まえて、順
26 応的な保全管理の充実を図る。 【環境省、ほか関係省庁】

27 (目標) 遺産地域における世界遺産センターの整備

28 各地域において世界自然センターを整備し、観光利用に当たっての事前レクチャー等
29 を実施するとともに、遺産価値を体感できる施設(VR等)を整え、各地域における適切
30 な保護管理及び外国人を含む利用者対応のための普及啓発体制を整える。

31 (現状) 知床、白神山地、小笠原諸島、屋久島にはそれぞれ世界遺産センター及びそれに
32 相当する機能を持つ施設が整備済み。

1
2 **1-1-○ 国立・国定公園の公園計画の点検強化**

3 保護地域の管理の質の向上のため、国立・国定公園総点検事業フォローアップ結果や
4 自然公園制度の見直しも踏まえて国立・国定公園の再検討や点検作業を強化し、必要に
5 応じて周辺エリアの公園編入や地種区分の格上げを進める。 **【環境省】**

6 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
5年の点検期間を超えている地域(計画)数	52/62 地域(計画)	26/62 地域(計画)

7
8 **1-1-○ 生息地等保護区における希少種の保全**

9 生息地等保護区ごとに定めている保護の指針に従い対象種の生息・生育状況の把握に
10 努め、適切な管理や、生息・生育環境の維持改善を行うとともに、必要に応じ保護の指
11 針や区域の見直しを検討し、希少種の保全を強化する。 **【環境省】**

12
13 **○維持する施策**

14 **1-1-○ 既存保護地域の法令に基づく規制・管理等**

15 既存の保護地域(※)において、法令や制度等に基づき適切な管理、調査等を着実に実
16 施するとともに、必要に応じて新たな指定や区域の見直し等を行う。

17 **【環境省、農林水産省、ほか関係省庁】**

18 **※陸域及び内陸水域の保護地域**

種別	面積等
自然公園(国立公園、国定公園、都道府県立自然公園)	5,602,912ha(2022.3時点)
自然海浜保全地区	91地区
自然環境保全地域(原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域)	104,637ha(2020.12時点)
鳥獣保護区	3,515千ha(2021.11時点)
生息地等保護区	1,489ha(2021.7時点)
近郊緑地特別保全地区	3,754ha(2021.3時点)
特別緑地保全地区	2,896ha(2021.3時点)
保護林	98.1万ha(2022.4時点)
緑の回廊	58.4万ha(2022.4時点)
天然記念物	—
都道府県が条例で定めるその他保護地域	—

19 注：現在我が国の陸域における保護地域の割合20.5%については、これらの地域のうち地理情報が入手可能な
20 区域を、重複を除き計算したもの。このため、上記の公式な指定面積の合計とは一致しない

21 **※沿岸及び海域の保護地域**

種別	面積(重複あり)
----	----------

自然公園	19,115km ²
自然海浜保全地区	91 地区
自然環境保全地域	1km ²
沖合海底自然環境保全地域	226,834km ²
鳥獣保護区	661km ²
生息地等保護区（海域では指定なし）	—
天然記念物	—
保護水面	28km ²
沿岸水産資源開発区域、指定海域	333,616km ²
都道府県・漁業者団体等による各種指定区域	—
共同漁業権区域	87,200km ²

1 （データ出典：環境省「令和2年度生物多様性条約における2021年以降の国際目標に関する議論に向けた調
2 査検討業務」報告書）

4 1-1-〇 天然記念物の保存・活用の推進

5 我が国にとって学術上価値の高い動植物等のうち重要なものを天然記念物に指定し、分
6 布・生態調査や生息・生育環境の維持・復元、食害対策等に関する補助を実施している。
7 また、地方公共団体が天然記念物の指定地を公有化する事業に対し、その一部の補助を実
8 施している。 【文部科学省】

10 1-1-〇 国立・国定公園の管理強化

11 ▶ 国立公園等の管理体制の強化

12 環境省現地職員や自然の風景地等を管理する公園管理団体の指定の促進等により、国立
13 公園の管理体制の強化を進める。また、自然公園指導員やパークボランティアを養成する
14 ことにより、自然公園等の適正な利用とその保護活動の充実を図る。 【環境省】

15 （現状と目標）

指標	現状値	目標値
パークボランティア登録者数	1,284人 (2021年度末)	前年度以上
自然公園指導員登録者数	2,266人 (2022年1月1日)	前年度以上

17 ▶ 地域参加型の管理強化

18 国立公園等において、地域の自然状況を熟知した地元の民間事業者等を活用し、官民
19 一体となり自然環境保全活動を実施し、民間主体による管理保全体制の充実を図る（グ
20 リーンワーカー事業）。また、海域のうち、サンゴ、藻場等の優れた景観を有する海域
21 公園地区において、サンゴの食害被害を防ぐためオニヒトデを駆除するなど、保護と利
22 用の両立を目的とした優れた管理体制の確立や効果的な管理手法を導入して対策を実施

(マリンワーカー事業)。

【環境省】

➤ **国立公園における利用の調整**

利用者の集中など過剰利用による植生破壊や野生動物の生息環境のかく乱の防止、質の高い自然体験が得られる場を確保するため、利用の分散や平準化のため、自然公園法に基づく利用調整地区やエコツーリズム推進法に基づく特定自然観光資源の指定等、管理手法の検討・実施を行うとともに、限定体験の造成、提供を行う。

【環境省】

➤ **国立公園等におけるニホンジカ対策**

我が国の生物多様性保全上重要な国立公園等のニホンジカによる深刻な生態系被害を受けている又は受ける可能性の高い地域において、国立公園内の自然の風景地の保護のため必要な事業を行い、保全を図る。

【環境省、ほか関係省庁】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
ニホンジカの推定生息頭数(全国) ※2011年度比で半減	189万頭	134万頭 (2023年度)

➤ **山岳環境保全対策支援事業(山岳トイレ)**

民間山小屋の持つ公益的機能を高めるため、環境整備支援(山小屋トイレ整備等)を行い、国立公園等の山岳地域の優れた景観の保持、衛生環境の維持及び自然環境の保全と適正利用を図る。

【環境省】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
環境配慮型トイレ等を導入した施設数	42か所	約100か所(2030年)

➤ **特定民有地買上事業**

国立公園等のうち自然環境保全上重要な地域内に所在し、生物多様性保全の観点等から保護の必要性が高い民有地の買上を行い、これらの地域の保護管理の強化を図る。

【環境省、ほか関係省庁】

1-1-○ **効率的な深海生態系モニタリング技術開発**

現在、大がかりな装置や高額経費を要する深海生態系モニタリング方法に対し、簡便な装置と最新の分析技術を取り入れたモニタリング方法を開発する。そして、沖合海底自然環境保全地域の管理等に活用する。

【文部科学省、ほか関係省庁】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
開発した技術が使用された事例数	なし	1回以上

環境省等への情報提供数（委員会等への出席数）	年 1 回以上	年 1 回以上
科学論文数	年 1 報以上	年 1 報以上

1
2 **行動目標 1-2 土地利用及び海域利用による生物多様性への負荷を軽減することで生態**
3 **系の劣化を防ぐとともに、既に劣化した生態系の〇%の再生を進め、生態系ネ**
4 **ットワーク形成に資する施策を実施する**

5 日本の生物多様性の損失をもたらす直接的な要因のうち、開発を含む土地と海の利用による
6 影響は非常に大きい。JB03によると、生態系の規模に関して、農地や草原等の開発・改
7 変や利用の縮小、湿原や自然湖沼の開拓・埋立、自然河岸・海岸の整備や埋立等により、過
8 去 50 年間で農地生態系、陸水生態系、沿岸・海岸生態系において規模の縮小がみられた。
9 生態系の質に関しては、森林生態系では天然林から人工林への転換、二次林の放置による種
10 構成・種多様性の変化など、生物の生息・生育環境としての質の変化が生じているほか、農
11 地、水路・ため池、農用林等の森林、牧草・放牧地等の草原が利用されなくなることにより、
12 生息・生育環境がモザイク状に配置された里地里山の生態系が消失し、生物多様性の喪失・
13 劣化が進行することが懸念されている。また生態系の連続性については、森林や農地の分断
14 化・孤立化により、生息地の分断化に脆弱な哺乳類の個体数減少が危惧されているほか、治
15 水・利水目的のダム・堰の整備による河川の分断化が進み河川を遡上する生物の移動を妨げ
16 ている可能性が指摘されるなど、生態系の連続性は、森林・農地・陸水生態系において長期
17 的に低下する傾向にある。加えて、こうした陸域での活動は、栄養塩やごみの流入などによ
18 って、河口域から沿岸域にも影響を与えており、いわゆる森里川海のつながりを考慮するこ
19 とが重要である。さらに、海域については、表層から深海への物質輸送や生物の生活史にお
20 ける異なる生態系の利用など、海域内での連結性の視点も必要である。

21 直近 20 年の開発・改変による圧力は低下しているものの、相対的に小規模な開発・改変
22 によっても生物多様性は影響を受けている。また、気候変動緩和策は第 4 の危機への対策と
23 して重要だが、再生可能エネルギー発電設備の設置に伴い生物多様性の損失が生じていると
24 も指摘されている。

25 生物多様性を保全するためには、生態系のさらなる劣化を防ぐと同時に、すでに劣化した
26 生態系を再生することが不可欠である。このため、保護地域や OECM による面的な保全に加
27 え、環境への負荷を回避・軽減する土地利用への転換を図るとともに、生態系劣化の現状を
28 把握するための調査を進め、再生を図るべき地域やネットワークの核となる優れた自然環境
29 を有する地域を特定し必要な保全管理を行っていく。そしてこれらの地域を有機的につなぎ
30 生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保することにより、劣化した生態系を再
31 生するとともに生態系ネットワークの形成を進める。特に、国立公園等の保護地域内におい
32 ては、自然の再生や生態系の維持回復につながる取組として、希少な生物の生育・生息する
33 森林の針広混交林等の育成複層林又は天然生林への誘導、人工建造物の撤去等による河川の
34 連続性の回復、外来種やシカによる生態系への影響低減等を積極的に進める。

35
36 **<具体的施策>**

1 **○ 重点施策**

2 **1-2-○ 効果的な保護地域・OECM の設定**

3 国土全体にわたる広域的な観点と属地的な観点の双方から、効果的な保護地域や OECM
4 の設定による生態系の連結性と健全性を高めることで、気候変動等による環境の変化に対
5 しても強靱な国土を形成する。 **【環境省、ほか関係省庁】**

6 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
自然共生サイト（仮称）認定登録数	—	100カ所（2023年）
我が国の陸域における保護地域及び OECM の占める割合	20.5%	30%（2030年）

7
8 **1-2-○ 生態系の再生の強化**

9 **➤ 屈斜路湖中島におけるエゾシカ対策及び森林再生**

10 湖に浮かぶ島として日本最大の屈斜路湖中島は、人の立入りが制限されているが、エ
11 ゾシカが増加してその影響が顕著になりつつあるため、エゾシカ対策等による森林の再
12 生を図る。 **【環境省、ほか関係省庁】**

13 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
エゾシカ捕獲数		
単位面積当たりの実生数		

14
15 **➤ 阿蘇の二次草原の維持・再生**

16 阿蘇の草原は、「放牧」「採草」「野焼き」などの人の関わりによって、野草を主体
17 とする草原環境が維持されてきた。草原の維持・再生を目的として、生業による草原維
18 持の支援強化（牧野管理作業の軽減や支援ボランティアの拡充等）、公益機能保全のため
19 に多様な主体が関わる草原管理（生物多様性に配慮した営農への支援等）、普及啓発
20 と科学的根拠に基づく後方支援基盤づくり等を進めている。 **【環境省、ほか関係省庁】**

21 **(目標)**

22 当面7年間：阿蘇草原の減少傾向を改善させる

23 30年後：2021年と変わらない規模の阿蘇草原を維持

24 **(現状)**

25 阿蘇の草原は、ここ約100年間で半分以下に、直近30年を見ても1/4近く（面積に
26 して約7,500ha）減少しており、30年後に現状の4割まで減少するシナリオが予測。

27 牧野面積（野草地、牧草地、林地、未利用地含む）21,998ha（2021年）

28 うち野草地の面積 14,850ha（2021年）

29
30 **➤ シュリコマベツ湾におけるマリモ生育地の再生**

31 阿寒湖は世界で唯一大型の球状マリモが生育する湖である。現在は湖内2か所にのみ

1 生育するが、かつて生育していたシュリコマベツ湾において地域と連携した生育地再生
2 を進める。 【環境省、ほか関係省庁】

3 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
シュリコマベツ湾における球状マリモの生育面積		

4
5 ○継続・強化する施策

6 1-2-○ 生態系ネットワークの形成・保全

7 ▶ 森里川海における生態系ネットワークの形成

8
9 ▶ 農村環境における生態系ネットワークの保全

10 地域の農業者だけでなく多様な主体の参画を得て、地域ぐるみで農地・農業用水等の
11 資源を保全管理する取組と併せて、水質保全や生態系保全等の農村環境の向上に資する
12 取組を支援。 【農林水産省】

13 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
地域による農地・農業用水等の保全管理への延べ参加者数	延べ1,301万人・団体 (2016~2020年度)	延べ1,400万人・団体(2021~ 2025年度)
中山間地域等の農用地面積の減少防止	7.2万ha (2020年度)	7.5万ha (2024年度)
農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合	46% (2020年度)	60% (2025年度)

14
15 ▶ 河川を基軸とした広域的な生態系ネットワークの形成

16 湿地等の再生、魚道整備等による魚類の遡上・降下環境の改善等を推進するとともに、
17 地方公共団体、市民、河川管理者、農業関係者等の多様な主体の連携により、河川を基
18 軸とした生態系ネットワーク形成の取組による流域の生態系の保全・創出を推進する。

19 【国土交通省、ほか関係省庁】

20 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
取組方針・目標を定めている「河川を基軸とした生態系ネットワーク」の数	13 (2020年度)	17 (2030年度)

21
22 1-2-○ 多自然川づくり

23 河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、
24 河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出を推

1 進する。多自然川づくりはすべての川づくりの基本であり、すべての一級河川、二級河川
2 及び準用河川における調査、計画、設計、施工・維持管理等の河川管理におけるすべての
3 行為で推進する。 【国土交通省】

4 (目標) 河川管理を行うに当たっては、多自然川づくりの推進を図る。

6 1-2-〇 劣化再生に関するベースライン設定に向けた調査

8 1-2-〇 環境影響評価の推進

9 事業の実施に当たり適正な環境配慮が確保され、生物多様性の保全に資するよう、環境
10 影響評価制度を適切に推進する。また、事業計画の立案に先立ち、上位の計画の策定に環
11 境配慮を組み込むための戦略的環境アセスメントの推進に向けた取組を進める。

12 【環境省】

14 ○維持する施策

15 1-2-〇 森林生態系の保存及び復元、点在する希少な森林生態系の保護管理

- 16 ・ 天然林や希少な野生生物が生育・生息する森林等について、自然の推移に委ねることを基本とし、国有林と民有林が連携して取り組む
- 17
- 18 ・ 里山二次林等については、継続的な保全管理等を推進
- 19
- 20 ・ 自然環境の保全、野生生物の保護、遺伝資源の保存等を図る上で重要な役割を果たしている国有林野については、地域住民、NPO 等と連携を図りながら、希少野生生物の保護等に努める
- 21

22 【農林水産省】

23 1-2-〇 多様な森林づくりの推進

- 24 ・ 森林資源の利用や自然撓乱の頻度に応じた間伐、広葉樹林化、長伐期化、針広混交林化、伐採後の確実な再生林を実施
- 25
- 26 ・ 国有林野の管理経営に当たって、自然維持タイプ、水源涵養タイプ等の機能類型に区分し、希少な生物の生育、生息に適した森林の維持、間伐や複層林への誘導等を推進
- 27
- 28 するほか、森林資源の有効活用にも配慮し、公益林として適切な施策を実施
- 29

30 【農林水産省】

31 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
公益的機能の一層の発揮のため自然状況等を踏まえて育成複層林に誘導することとされている 350 万 ha の育成単層林のうち、育成複層林へ誘導した森林の割合 (累計)	1.9% (2018 年度)	2.9% (2023 年度)

32 1-2-〇 生物多様性に配慮した森林計画

33 地域森林計画等により、貴重な野生生物の保護に配慮した施策方法の指針を示す。

34 【農林水産省、ほか関係省庁】

1
2 **1-2-〇 地域における森林の保全管理**

3 森林所有者自ら経営や管理ができない森林について、市町村が主体となった経営や管理
4 を実施することとし、森林所有者への働きかけを行う。

5 **【農林水産省】**

6 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
私有人工林が所在する市町村のうち、新たな制度の下 で森林の集積・集約化に取り組んだ市町村の割合	6割	10割 (2023年度)
私有人工林のうち林業経営を実施する森林として集 積・集約化された面積の割合	37%	5割 (2028年度)

7
8 **1-2-〇 草地の整備・保全・利用の推進**

9 地域ぐるみでの草地の生産性・機能を維持するための放牧の推進や草地の整備、貴重な
10 草地資源を有する公共牧場等の放牧地の整備。

11 **【農林水産省】**

12 **1-2-〇 水田決議に基づく取組の推進**

13
14 **1-2-〇 生態系保全に資する用水確保**

15 農業用水、環境用水等の取得に向けた調査・調整等を支援。

16 **【農林水産省、ほか関係省庁】**

17
18 **1-2-〇 生態系に配慮した道路整備**

19 動物の生息域分断の防止や、植物の生育環境の保全を図る観点から、動物の道路横断構
20 造物や、動物注意の標識を設置するなど、生態系に配慮した道路の整備に努める。

21 **【国土交通省】**

22
23 **1-2-〇 道路整備における動植物の生息・生育環境の形成**

24 地域によっては、道路整備に当たって周辺の自然環境の現状に配慮しながら、植栽の樹
25 種などを工夫するなどにより、動植物の生息・生育環境の形成に積極的に取り組む。

26 **【国土交通省】**

27
28 **1-2-〇 自然環境に関する調査・データの集積と必要に応じた路線選定・構造形式の採用**

29 自然環境に関する詳細な調査、データの集積に取り組むとともに、それを踏まえた上で、
30 必要に応じて、豊かな自然を保全できるような路線の選定や、地形・植生の大きな改変を
31 避けるための構造形式の採用に努める。

32 **【国土交通省】**

33 **1-2-〇 盛土のり面等における自然と調和した再緑化**

1 道路事業に伴い発生した盛土のり面などについては、既存ストックも含めて、地域の気
2 候や土壌などの自然条件に最も調和した植生の活用などにより再緑化を行い、できる限り
3 自然に近い状態に復元する。 【国土交通省】

4 5 1-2-○ 都市における生物多様性保全の推進

6 2016年度に策定した「都市の生物多様性指標（簡易版）」の普及啓発を図り、都市にお
7 ける生物多様性保全の取組を一層推進する。 【国土交通省】

8 9 1-2-○ 都市緑化等の推進

10 緑化地域制度などの民有地の緑化を推進するために有効な制度について、制度の普及も
11 含めた一層の推進を図る。また、開発事業における緑に関わる取組を評価し、優秀な事例
12 については認定・表彰することで事業者の努力を促すための都市開発における緑地の評価
13 制度について、制度の普及に努める。 【国土交通省】

14 15 1-2-○ 都市緑地の保全、都市公園の整備等

16 良好な自然的環境を有する緑地の保全・活用を図るため、特別緑地保全地区等の緑地保
17 全制度の活用を促進するとともに、土地の買入れ、緑地の保全に必要な施設の整備等に対
18 する財政支援を通じて、都市における生物の生息域の確保を進める。また、都市公園の整
19 備や、雨庭の設置等グリーンインフラの社会実装等を推進することにより、生物の生息空
20 間の創出を進める。 【国土交通省、ほか関係省庁】

21 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
都市公園等の整備面積	83 千 ha (2018 年度)	85 千 ha (2030 年度)

22 23 1-2-○ 下水処理施設等の施設空間における水辺の保全・創出

24 過密化した都市における貴重なオープンスペースである下水処理施設の上部や雨水渠
25 などの施設空間において、せせらぎ水路の整備や処理水の再利用などによる水辺の保全・
26 創出を図り、都市における生物の生息・生育場所を関係者と連携し提供する。

27 【国土交通省】

28 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
下水道処理施設等におけるせせらぎ 水路等の整備面積	1,147ha (2020 年度)	1,170ha (2030 年度末)

29 30 1-2-○ 下水処理水及び雨水の再利用等による水循環系の構築

31 下水処理水や雨水の再利用、雨水の貯留浸透による流出抑制など、広域的な視点からの
32 健全な水循環系の構築に向けて事業を推進する。 【国土交通省】

1 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
新世代下水道支援事業制度による各年度事業数	2件 (2020年度)	2020年度以降累積 22件 (2030年度末)

2
3 1-2-〇 健全な水循環に係る啓発促進

4 2014年の水循環基本法の成立を受け発足した環境省ウォータープロジェクトを通じ
5 て、健全な水循環の維持・回復に関する普及啓発活動の推進や情報発信を行うとともに、
6 地域の水辺の保全・活用を支援することにより、環境保全意識の高揚や水環境保全等の推
7 進を図る。また、新しい時代の名水百選の選定を行う。 【環境省】

8 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
環境省ウォータープロジェクト・グッドプラクティ ス塾への参加者数	575 (2022年度)	設定なし

9
10 1-2-〇 河川流域における土地の利用等による生態系への負荷軽減

11 ➤ 総合的な土砂管理の取組の推進

12 流域の源頭部から海岸まで一貫した総合的な土砂管理の取組を、関係機関の連携のも
13 と推進する。モニタリングにより土砂動態を把握するとともに、総合土砂管理計画を策
14 定し、透過型砂防堰堤の整備、ダム堆積土砂の下流還元、サンドバイパスによる海岸の
15 侵食対策など、土砂移動の連続性を確保する取組を推進する。

16 【国土交通省、ほか関係省庁】

17
18 ➤ ダム整備等の環境配慮

19 ダム整備等の大規模な公共事業に当たっての環境配慮（環境アセス等）ダム事業等の
20 大規模な公共事業の実施に当たって、事前の環境調査を実施し、ダム事業等が環境に及
21 ぼす影響について検討し、回避・低減、代償措置等の適切な環境保全措置を講じる。

22 【国土交通省、ほか関係省庁】

23
24 ➤ ダムの弾力的管理

25 ダム下流の河川環境の保全等のため、洪水調節に支障を及ぼさない範囲で洪水調節容
26 量の一部を有効に活用するダムの弾力的管理及び弾力的管理試験を実施する。また、放
27 流方法の検討をより進め、更に効果的なものとしていく。 【国土交通省】

28
29 ➤ 水力発電に伴う減水区間の解消による清流回復

30 水力発電に伴い河川の流量が著しく減少する減水区間の改善を図るため、発電ガイド
31 ラインに基づき、減水区間の解消に努める。また、水利権更新の機会などをとらえ、発

電に伴う減水区間の清流回復に取り組む。

【国土交通省】

1-2-〇 水産生物の生活史に対応した水産環境整備

水産生物の生活史に対応した藻場・干潟から沖合域までの良好な生息環境空間を創出する水産環境整備を推進。

【農林水産省】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値 (2026 年度)
水産資源の回復や生産量の向上のための漁場整備による水産物の増産量	0トン	6.5万トン
藻場の保全・創造の取組を実施する海域において、藻場面積を維持・回復	約7千ha	約7千ha

1-2-〇 海の再生プロジェクトによる海域の水質改善

都市再生プロジェクト第三次決定「海の再生」の実現に向けて、東京湾、大阪湾、伊勢湾、広島湾の水質環境改善が必要な閉鎖性海域について、全国海の再生プロジェクトを展開。行動計画の進捗状況についてフォローアップを行い、その着実な実施に努め、必要に応じて行動計画の見直しを行う。

【国土交通省、ほか関係省庁】

1-2-〇 港湾施設の改修に併せた生物共生機能を付加させた港湾構造の整備推進

港湾施設の老朽化対策・耐震化は取り組むべき課題であり、各港湾において港湾施設の改修を行う必要がある。その際、生物共生型港湾構造物の整備を検討することで、港湾における多様な生物の自然環境形成・改善を推進する。

【国土交通省】

1-2-〇 沿岸域の水質浄化対策の推進

東京港や大阪港等において汚泥の浚渫を実施し、水質・底質の環境を改善し、沿岸域の生物多様性の保全・再生の取組を推進した。

【国土交通省、ほか関係省庁】

(目標) 2030年度までの計画に対し、達成率100%

1-2-〇 浚渫土砂を有効活用した港湾区域における自然環境の再生・保全の推進

海底の有機汚泥の浚渫や港湾整備により発生した浚渫土砂を有効活用し、干潟・藻場等の再生、深掘跡の埋め戻し、閉鎖性海域における水質の改善等に努め、港湾区域の自然環境の再生・保全を推進する。また、浚渫土砂については広域的な利用、リサイクル材も含めた品質の確保に努める。

【国土交通省】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
三大湾における自然再生事業の面積割合	85.9%	100%
三大湾における深掘り跡埋戻しの割合	44.9%	100%

1-2-〇 自然再生の推進

自然再生推進法に基づき、NPOや地域住民、関係行政機関など多様な主体が連携して実施する自然再生活動を全国的に推進するため、自然再生専門家会議の運営や自然再生専門家会議委員による学術的観点からの助言や現地指導の実施及び自然再生に係る情報収集、課題解決策の検討、普及啓発等を実施する。【環境省、ほか関係省庁】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
自然再生推進法に基づく自然再生協議会設置箇所数	27 箇所 (2021 年度)	30 箇所 (2025 年度)
自然再生事業実施計画策定数	49 計画 (2021 年度)	54 計画

行動目標 1-3 汚染（生物多様性への影響を減らすことを目的として排出の管理と環境容量を考慮した適正な水準とする）、侵略的外来種（侵入及び定着率〇%の削減）、気候変動による生物多様性に対する負の影響を削減・軽減することに資する施策を実施する

IPBES 地球規模評価報告書で特定された生物多様性の損失に深刻な影響を及ぼす5つの直接要因のうち、土地と海の利用については行動目標 1-2 で述べ、直接採取については、法令に基づく生物種の保護の観点からは行動目標 1-4 で、農林水産業に伴う採取の持続可能性の観点からは行動目標 3-4 で触れることとする。そのほかの3つの要因として、汚染（排水等に含まれる化学物質や農薬、海洋プラスチックなど）、侵略的外来種、さらには気候変動による生息環境の変化・縮小などがあげられ、これらについて適切なリスク評価の結果に基づき、その影響を削減・軽減する対策が急務である。

このため、農薬や化学物質等に対するリスク管理の拡充や適正利用・管理の推進、河川や湖沼の水質改善、海洋ごみ等の発生抑制・回収等を通じた汚染対策、侵略的外来種（特に、我が国に定着しそうなギリギリの段階で緊急的な対策が必要な生物や、広く飼育され野外個体数が多い生物）の水際対策・防除・適正管理等の拡充、飼養動物の終生飼養の推進や管理の適正化、気候変動による生態系への影響の評価やモニタリング、将来予想される影響への適応策の検討を進める。これらの対策を継続・強化させることに加え、科学的知見を収集・活用し、更に有効な対策を講じていく必要がある。

<具体的施策>

〇重点施策

1-3-〇 鉛製銃弾に起因する鳥類の鉛中毒の防止

2030 年度までに我が国の鉛製銃弾に起因する鳥類の鉛中毒の発生をゼロとすることを目指し、2025 年度から全国的な鉛製銃弾の使用規制制度を段階的に導入できるよう作業を進めていくため、鉛汚染の実態把握及び影響評価を進める。評価により、非鉛製銃弾への切替えが必要となった場合には円滑な移行を推進するために必要な移行体制の構築を

1 検討する。

【環境省、ほか関係省庁】

2 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
鉛製銃弾に起因する鳥類の鉛中毒の発生件数	155 件 (2009～2022 年度)	0 件 (2030 年)

3
4 **1-3-○ 既登録農薬における生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定**

5 2018 年に改正された農薬取締法に基づき、2020 年度に農薬の影響評価の対象となる動
6 植物を従来の水産動植物から、鳥類及び野生ハナバチ類等を含む水域・陸域の生活環境動
7 植物に拡大するとともに、2021 年度より既に登録された農薬の再評価制度を開始したと
8 ころであり、今後、既登録農薬の再評価を進めるとともに、必要に応じ生活環境動植物の
9 被害防止に係る農薬登録基準の設定や改定を行い、農薬登録制度における生態リスク評
10 価・管理の拡充を図る。 【環境省】

11 (目標)

12 2021 年度末時点で登録済みの全ての農薬について、生活環境動植物に係る再評価を実
13 施 (2038 年度 (令和 20 年度))

14
15 **1-3-○ 農薬登録審査における生活環境動植物に対する慢性影響評価の導入**

16 農薬取締法に基づく農薬登録審査で行う生活環境動植物に対する影響評価において、現
17 在評価対象としている短期的な農薬ばく露の影響 (急性影響) に加えて、長期的な農薬ば
18 く露の影響 (慢性影響) に関する評価を導入し、農薬登録制度における生態影響評価の拡
19 充を図る。 【環境省】

20 (目標)

21 魚類、甲殻類、鳥類に対する農薬の影響評価において慢性影響評価を導入 (2025 年度
22 (令和 7 年度) 以降)

23
24 **1-3-○ 天敵農薬における生態リスクの評価の拡充とモニタリング手法の検討**

25 生きた状態で、その寄生性、捕食性を利用し、病害虫の防除を目的として使用する天敵
26 農薬について、農薬取締法に基づく農薬登録の審査に当たり、放飼地域における定着性や
27 捕食性等の生物学的特性に係る評価を導入し、天敵農薬の生態リスクに対する評価の拡充
28 を図るとともにモニタリング手法の検討を行う。 【環境省、農林水産省、ほか関係省庁】

29
30 **1-3-○ 特定外来生物の水際対策強化・初期防除強化**

31 輸入された物品等に付着して侵入する事例が近年増加し、定着ギリギリの状態であるヒ
32 アリなどの国内に未定着の特定外来生物について、侵入を早期に発見し防除対策を実施す
33 る体制を構築するとともに、防除手法の開発を行い定着を阻止する。また、局地的に分布
34 する特定外来生物の拡散の可能性のある地域のモニタリングや定着地での地方公共団体
35 と連携した防除事業を進め、国内での分布範囲の拡大を阻止する。

【環境省、ほか関係省庁】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
ヒアリの定着地点数	0	0

1-3-〇 定着した特定外来生物の対応のための支援

アライグマやブラックバスについて、効果的な被害防止対策をとっていくための指針等を検討するとともに、特定外来生物に指定される予定（P）のアメリカザリガニ・アカミミガメを含めた定着した特定外来生物の対策強化のための地方公共団体等への支援や普及啓発を強化する。

【環境省、農林水産省、ほか関係省庁】

(目標)

アライグマやブラックバスについて全国的な指針等を●年度までに策定又は改定する。

〇継続・強化する施策

1-3-〇 下水道の高度処理等による水環境改善

公共用水域の水質保全のため、湖沼や閉鎖性海域における富栄養化の防止などに資する下水処理場の高度処理化や合流式下水道の改善を推進する。

【国土交通省】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
高度処理実施率	59.8% (2020 年末)	65% (2025 年末)
合流式下水道改善率	89.9% (2020 年末)	100% (2023 年末)

1-3-〇 海洋生分解性プラスチックの開発

海洋生分解性プラスチックの海洋での生分解機構の解明を通し、技術・安全性の評価手法確立に加え、革新的な技術・新素材の開発を行い、技術開発基盤を構築する。加えて、生分解のタイミングやスピードをコントロールする海洋生分解性プラスチックの開発を実施する。

【経済産業省】

1-3-〇 特定外来生物等の指定、外来種被害防止行動計画及び生態系被害防止外来種リストの見直し

2022 年の外来生物法改正を踏まえ、適宜特定外来生物、未判定外来生物の指定を進め、外来種被害防止行動計画及び生態系被害防止外来種リストの見直しを行う。

【環境省、ほか関係省庁】

(目標)

行動計画は 2024 年度までに見直しを行い、リストは 2023 年度から分類群ごとに見直しを開始する

1-3-○ 保護地域における気候変動による生態系への影響緩和

国立公園等の保護地域における自然生態系への気候変動影響を軽減するため、影響評価、気候変動以外の損失要因への対処の強化等の適応策の実施を推進する。【環境省】

1-3-○ 飼養動物の適正な管理

動物愛護管理法に基づき、動物取扱業者が遵守すべき飼養管理基準の着実な施行を進めるとともに、犬と猫のマイクロチップの装着数及び登録数を増加させるための施策等を実施する。【環境省】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
マイクロチップ登録件数	11 万件	900 万件 (2022～2030 年の累計)

○維持する施策

1-3-○ 化学物質の環境リスク初期評価

1-3-○ 農薬の適正使用の推進

最新の科学的知見に基づき農薬登録及び再評価を実施する。また、毎年、農薬危害防止運動を全国で実施する等、農薬の適正使用を推進することにより、農薬の使用による水質汚濁及び生活環境動植物の被害を未然に防止する。

【農林水産省、環境省、ほか関係省庁】

1-3-○ ゴルフ場における農薬の適正な使用の推進

ゴルフ場から排出される水に含まれる農薬の実態把握に努めるとともに、その結果に基づき、ゴルフ場に対する登録農薬の適正使用や使用量の削減等の適切な改善措置を講じるよう指導を行うことにより、ゴルフ場における農薬の適正な使用を推進し、ゴルフ場周辺の水域における水質汚濁及び水域の生活環境動植物の被害を未然に防止する。

【環境省、ほか関係省庁】

1-3-○ 生態リスクが高いと考えられる農薬の河川水モニタリング

水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値と環境中予測濃度が近接しており、相対的に生態リスクが高いと考えられる農薬を対象に、農薬の使用状況を勘案しつつ河川水中の農薬濃度のモニタリング調査を行い、リスク評価結果の妥当性及びリスク管理の実効性を検証する。【環境省】

(目標)

相対的に生態リスクが高いと考えられる農薬を対象に、毎年 10 農薬程度について河川水中の濃度をモニタリングする。

1
2 **1-3-○ 環境保全型農業の実施による水質改善**

3 農業者の組織する団体等が実施する、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する
4 取組と合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援。

5 **【農林水産省】**

6 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
環境保全型農業直接支払交付金の実施面積の拡大	80,789ha (2020年度)	—

7
8 **1-3-○ 家畜排せつ物の適正管理**

9 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく家畜排せつ物の
10 適正管理。

11 **【農林水産省】**

12 **1-3-○ 農山漁村における排水施設の整備等による水質改善**

13 **➤ 漁業集落排水施設の整備**

14 漁港及び漁場の水域環境と漁業集落の生活環境の改善を図るため、都道府県が策定す
15 る汚水処理に関する「都道府県構想」に基づき下水道、浄化槽と連携して、効率的に漁
16 業集落排水施設の整備を進める。

17 **【農林水産省、ほか関係省庁】**

17 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
漁業集落排水施設が整備された漁村の人口割合	80% (2021年度)	約95% (2026年度)

18
19 **➤ 集落排水施設の整備等による水質改善**

- 20 ・ 農業用排水の水質保全等を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、都
21 道府県が策定する汚水処理に関する「都道府県構想」に基づき下水道、浄化槽と連携
22 して、効率的に集落排水施設の整備を進める。
- 23 ・ 農村地域の環境保全、農業用排水施設からの排水の水質浄化等を図る水質保全施設を
24 整備
- 25 ・ 沖縄県及び奄美群島の農用地からの赤土等の流出、水質負荷軽減のための耕土流出防
26 止施設を整備

27 **【農林水産省、ほか関係省庁】**

27 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
汚水処理人口普及率	92.1% (2020年度)	95%以上 (2026年)

28
29 **1-3-○ ダム貯水地における水質保全対策**

ダム貯水地において、冷水放流、濁水長期化、富栄養化の対策を実施する。冷水放流対策として選択取水設備を設置して流入水温に近い水温層を選んで下流に放流し、濁水長期化対策として選択取水設備や清水バイパスを設置して濁水の放流期間の短縮に努め、富栄養化対策として曝気循環装置等を設置してプランクトンの増殖の抑制を図っていく。

【国土交通省】

1-3-〇 水生生物の保全に係る水質環境基準

環境基本法第 16 条に基づき定められる環境基準のうち水生生物の保全に係る環境基準について、類型指定水域において水質汚濁の状況を常時監視するとともに、最新の科学的知見の基に必要な環境基準等の設定及び見直しを行う。

【環境省】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
類型指定水域における水生生物の保全に係る水質環境基準の達成状況	98.5 % (2020 年度)	100%

1-3-〇 湖沼環境保全対策

湖沼水質保全特別措置法に基づく各施策を推進する。具体的には、水質、水生生物、水生植物、水辺地等を含む湖沼の良好な水環境を目指して、湖沼環境の改善に向けた総合的な方策の検討を行い、望ましい湖沼環境の実現を図る。

【環境省、ほか関係省庁】

1-3-〇 琵琶湖の保全及び再生

琵琶湖の保全及び再生に関する法律に基づく各施策を推進する。特に、植物プランクトンの特異的な増殖による水質悪化、水草の繁茂等、湖沼の水質管理に関する検討等を行い、関係機関と連携しながら必要な対策を講じる。

【環境省、ほか関係省庁】

1-3-〇 水質総量削減等を通じた閉鎖性海域の水環境改善

2022 年 1 月に策定した第 9 次の水質総量削減基本方針に沿って、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海の水環境改善を着実に実施する。これまでの取組により、陸域からの汚濁負荷量は着実に減少しているものの、「豊かな海」を目指す上での課題はなお存在することから、場所や季節を考慮したきめ細やかな対策や、生物多様性・生物生産性の維持機能を有する藻場・干潟の保全・再生を含め、地域の実情を踏まえた総合的な取組を促進する。

【環境省】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値 (2024 年度)
東京湾、伊勢湾、瀬戸内海における COD	東京湾 154t/日	東京湾 150t/日
	伊勢湾 131t/日	伊勢湾 127t/日
	瀬戸内海 374t/日	瀬戸内海 372t/日

東京湾、伊勢湾、瀬戸内海における窒素含有量	東京湾 162t/日 伊勢湾 106t/日 瀬戸内海 380t/日	東京湾 159t/日 伊勢湾 106t/日 瀬戸内海 389t/日
東京湾、伊勢湾、瀬戸内海におけるりん含有量	東京湾 12.1t/日 伊勢湾 8.0t/日 瀬戸内海 24.3t/日	東京湾 11.8t/日 伊勢湾 7.9t/日 瀬戸内海 24.6t/日

1-3-〇 底層溶存酸素量に関する環境基準の類型指定

環境基本法第 16 条に基づき定められる環境基準のうち、魚介類等の生息や藻場等の生育に対する直接的な影響を判断できる指標であり、底層を利用する生物の生息・再生産にとって特に重要な要素となる底層溶存酸素量について、類型指定の検討を進める。

【環境省】

1-3-〇 地域特性に応じた栄養塩類の能動的運転管理の推進

豊かな海を再生し生物の多様性を保全していくため、地域特性に応じて、季節別に下水放流水に含まれる栄養塩類を能動的に管理する季節別運転を推進する。

【国土交通省】

1-3-〇 サンゴ礁生態系保全に係る陸域に由来する赤土等の土砂及び栄養塩、化学物質等の過剰な負荷への対策の推進

サンゴ礁生態系保全行動計画 2022-2030 で設定した特に解決の緊急性が高い重点課題の一つとして、陸域からの土砂・栄養塩・化学物質等の過剰な負荷の軽減対策やその効果の検証を推進する。

【環境省、ほか関係省庁】

1-3-〇 油流出事故への対応

日本周辺海域において、大規模油流出事故が発生した場合の油防除体制として、大型浚渫兼油回収船 3 隻を配備（新潟 港・名古屋港・北九州港）し、出動後概ね 48 時間以内に現場海域に到着し、防除作業を行う体制を確立する。また、油流出事故による野生鳥獣への油汚染が発生した場合に、関係行政機関や関係団体等による救護活動が円滑に実施されるよう、連絡体制の整備や関係者への研修を実施する。

【国土交通省、環境省、ほか関係省庁】

1-3-〇 海洋ごみ対策の推進等

海岸漂着物処理推進法に基づき海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するべく、都道府県などが地域計画に基づき実施する海岸漂着物等の回収・処理や発生抑制対策などの取組に対する支援を中心に、地域の実情に応じた効果的な海洋ごみ対策の支援・推進に努める。また、マイクロプラスチックを含む海洋ごみの量・分布等の実態把握や海洋プラスチックごみの生態影響の評価など科学的知見の蓄積を進める。

【環境省】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
----	-----	-----

海岸漂着物等地域対策推進事業実施主体数（都道府県）	42 (2021年度)	43 (2023年度)
海岸漂着物処理推進法の基本方針に基づく地域計画の策定数	42 (2021年度)	47 (2023年度)

1-3-〇 環境に配慮した漁具等の開発

漁具のリサイクル技術の開発・普及や海洋生分解性プラスチック等の環境に配慮した素材の漁具の開発を推進。 【農林水産省】

1-3-〇 輸入植物検疫による侵入防止

農作物等の有用な植物に被害を与えるおそれのある病害虫を対象に、輸入されるすべての植物やその容器包装について、植物防疫所が検査（輸入植物検疫）を実施。

【農林水産省】

1-3-〇 外来種防除の推進

➤ 農地や水路における外来生物のまん延防止に資する技術開発

農業用水路の通水障害を引き起こす外来種（カワヒバリガイ、タイワンシジミ等）や侵入雑草（アレチウリ、ナガエツルノゲイトウ等）の防除・管理技術の開発促進。

【農林水産省】

（目標）

- ・ 2023年度までに、外来水生生物3種以上及び外来植物3種以上の侵略的外来種に適用可能な管理体系を確立する。
- ・ 2023年度までに確立した侵略的外来種に適用可能な管理体系を3地域以上で実証する。

➤ 外来種による森林・林業被害の防止

現状の森林生態系への影響に配慮しつつ、順応的な駆除や生息域の拡散防止対策、新たな外来種の侵入防止対策を実施することにより、地域の森林における生物多様性の保全を図る上で必要となる外来種対策を地域で一体的に推進する。 【農林水産省】

➤ 外来生物による農作物被害の防止

外来生物のうち、農作物に被害を与える病害虫（クビアカツヤカミキリ、スクミリンゴガイ等）について、都道府県等と連携し、適時・適切な防除を推進。

【農林水産省、環境省】

➤ 河川における外来種被害防止の取組実施

外来種被害防止行動計画（2015年3月環境省、農林水産省、国土交通省作成）に基づき、河川における外来種対策の必要性の普及啓発等の取組を推進する。

【国土交通省、ほか関係省庁】

1
2 **➤ 特定外来生物による内水面漁業被害の防止**

3 効果的な防除手法の開発・普及を行うとともに、水産業に被害を及ぼす特定外来生物(ブ
4 ルーギル、コクチバス及びオオクチバス)の防除に取り組む内水面漁協等を支援し、外来
5 魚による食害等といった内水面漁業被害の拡大防止を推進する。

6 **【農林水産省、ほか関係省庁】**

7
8 **➤ 生物多様性確保上重要な地域における特定外来生物防除**

9 奄美大島において希少種への脅威となっているマングースについて、根絶に向け捕獲圧
10 をかけ続けるとともに、根絶を確認する手法の開発を行い、根絶を達成させる。その他、
11 生物多様性確保上重要な地域における特定外来生物の防除事業を進める。 **【環境省】**

12 **(目標)** 奄美大島のマングース根絶確認について、2025年度までに実施

13
14 **➤ 国立公園等における外来種対策**

15 国立公園において、生態系へ悪影響を及ぼしている外来種について、捕獲などの防除事
16 業を実施する。また、悪影響を及ぼすおそれのある外来種について、侵入や悪影響を未然
17 に防ぐための種の取扱方針の策定やリスク評価手法の検討を行うとともに、特別保護地区
18 などにおける外来種の放出の規制を行う。さらに法面緑化などに用いられる外来緑化植
19 物、外国産在来緑化植物及び在来緑化植物の取扱方針を基に、地域の生物多様性に配慮し
20 た緑化を推進する。 **【環境省、ほか関係省庁】**

21 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
生態系維持回復事業の実施により生物多 様性が保全される国立公園内の地域数	11 地域	12 地域 (2023 年度)

22
23 **1-3-〇 外来種の適正管理の推進**

24 **➤ セイヨウオオマルハナバチ対策**

25 在来種マルハナバチに転換するための実証、講習会の開催等を支援するとともに、在
26 来種の生息域への拡散防止を行う等、適正な管理の必要性について周知徹底する。

27 **【農林水産省、ほか関係省庁】**

28
29 **➤ 外来種の遊漁利用のあり方検討**

30 漁業権に基づきオオクチバスが遊漁利用されている湖沼においては、関係機関と協力
31 して外来種に頼らない生業のあり方の検討を進める。 **【農林水産省、ほか関係省庁】**

32
33 **➤ 公共事業における外来種等の使用回避・拡散防止**

34 公共事業においては、「生態系被害防止外来種リスト」に記載された外来種の使用を
35 避けることを基本とし、代替種が存在しない場合には、使用した場所から逸出しないよ

1 う適切な管理を推進。また、在来種を用いた緑化に当たっても、遺伝的かく乱を防止す
2 るため、地域性種苗の利用等の必要な配慮を行うとともに、外国産在来緑化植物の利用
3 は行わないものとする。 【農林水産省、国土交通省、環境省、ほか関係省庁】
4

5 1-3-○ 有害水バラスト処理設備の検査

6 2017年に発効した船舶バラスト水規制管理条約に基づき、バラスト水に含まれる外来
7 生物の海域間の移動を防止するため、外航船舶に対して有害水バラスト処理設備の搭載が
8 義務付けられている。日本籍船舶に搭載された装置が同条約に基づく要件に適合している
9 ことを確認するため、定期的な検査を行う。 【国土交通省】

10 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
日本籍船舶に搭載された有害水バラスト処理設備が船舶バラスト水規制管理条約に基づく要件に適合することを確認するための定期検査の実施件数		

11 行動目標 1-4 希少野生動植物の法令に基づく保護を実施するとともに、生息・生育状況 12 を改善するための取組を進める

14 希少野生動植物を将来にわたり保存し、種の絶滅を回避するためには、科学的知見を蓄積
15 するとともに、法令等に基づき捕獲・採取等の規制や流通管理を実施することに加え、生息・
16 生育環境の保全を図ることが必要である。

17 絶滅が危惧される動植物は多く、特に陸水生態系では長期的に生物種の絶滅リスクが増大
18 している。環境省の「環境省レッドリスト 2020」（2020年3月公表）では、我が国の絶滅
19 危惧種は3,716種となった。これに「海洋生物レッドリスト」（2017年3月公表）における
20 絶滅危惧種56種を加えると、我が国の絶滅危惧種の総数は3,772種となっている。

21 レッドリスト掲載種のうち、特に絶滅のおそれが高く、法規制による対策効果があると思
22 えられる種については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存
23 法）に基づく国内希少野生動植物種に指定し、捕獲や譲渡し等を規制するとともに、その個
24 体の繁殖や生息地等の整備が必要なものについては、保護増殖事業計画を策定し、保護増殖
25 事業を実施している。また、その生息・生育環境の保全を図る必要があるものについては、
26 生息地等保護区を指定し、開発行為等を規制している。2022年6月時点で427種が国内希
27 少野生動植物に指定され、計75種について56の保護増殖計画を策定し、全国10カ所の生
28 息地等保護区を指定している。

29 こうした取組を今後も着実に実施していくに当たり、レッドリストの見直しを行うととも
30 に、法に基づく対策の効果や保全の優先順位を踏まえつつ、適切に国内希少野生動植物種の
31 指定を行う。また、保護増殖事業の実施に当たっては、対象となる国内希少野生動植物種の
32 指定の解除等を目指し、維持・回復すべき個体数等の水準及び生息地の条件等を具体的に定
33 めるなど、具体的な目標設定のもとすすめる。また、対策の実施に当たっては、生息・生育
34 地の維持・改善、脅威となっている外来種の駆除などの生息域内保全を基本としつつ、本来

1 の生息域内における保全施策のみでは近い将来種の存続が極めて困難となるおそれがある
2 種については、生息域な保全の補完として、飼育下繁殖などの生息域外保全や野生復帰の取
3 組を進める。

4 外国産希少種の保護に関しては、ワシントン条約附属書 I 掲載種及び二国間渡り鳥保護条
5 約等通報種を種の保存法に基づく国際希少野生動植物種として指定しており、2022 年 6 月
6 時点で 807 種類が指定されている。これらの種は外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づ
7 き輸出入規制が行われており、国内においては種の保存法により譲渡し等や陳列・広告を原
8 則禁止している。種の保存のためには国際的な協力が不可欠であることから、条約締約国会
9 議等による対象種の変更に対し適切に国内法を対応させ、関係機関の連携の下で適正な法運
10 用を行い、希少野生動植物に関する違法行為の監視を徹底する。

11 これらの取組を効果的に推進するため、他の行動目標に属する施策とも複合的に対策を進
12 める。

13 こうした取組を通じて、人為的な種の絶滅を可能な限り回避する。

15 <具体的施策>

16 ○重点施策

19 ○継続・強化する施策

20 1-4-○ レッドリストの作成と国内希少野生動植物種の指定

21 絶滅のおそれのある野生動植物種の保全の基礎データとなる第 5 次レッドリストの順
22 次公表に向けて、科学的知見を集積し、絶滅のおそれについて可能な限り定量評価を行う。
23 また保全の意識醸成のために種ごとの情報を記載したレッドデータブックを作成し、広く
24 普及を行う。特に絶滅のおそれが高く、法規制による対策効果があると考えられる種につ
25 いては、保全の優先順位も踏まえ、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種への指定を
26 推進する。 【環境省、ほか関係省庁】

27 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
絶滅危惧種のうち種の保存法により指定されている割合	11%	15% (2030 年度)

29 1-4-○ 保護増殖事業等による希少種の保全

30 それぞれの種の特性や生息・生息状況を踏まえ、地方公共団体や保全団体、研究者、動
31 植物園等と連携し、事業の完了を目指し定量的な目標設定のもと保護増殖事業を実施し、
32 生息・生育状況の改善を図る。その結果として、複数の保護増殖事業の完了事例を創出す
33 る。その他の種についても地域や民間主体の保全活動を支援・促進する。

【環境省、ほか関係省庁】

35 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
保護増殖事業の実施により、その生息状況が改善され、保護増殖事業の目的が達成されて、事業を完了した種数。	0種 (2022年)	3種程度 (2030年)
下位計画等で定量的な目標を設定している保護増殖事業の種数	10種 (2022年)	倍増 (2030年)

○維持する施策

1-4-○ 指定動植物による生息地管理も含めた生態系保全

捕獲や採取等の規制対象となる動植物の見直し・選定を行い、国立公園に生息・生育する絶滅危惧種等の動植物の保全を強化する。【環境省、ほか関係省庁】

(目標) 保護区の適切な保護・管理のため、全国の国立公園において見直し作業を進める。

1-4-○ 希少な野生動植物の適正な流通管理

ワシントン条約、外為法、種の保存法に基づく、希少野生動植物種の国際取引及び国内流通管理のために、適正な法運用を行うとともに、関係省庁及び関係機関が連携・協力して、違法行為の監視を徹底し、適切な取り締まりを行うなど、効果的な管理方法の検討と実施を進める。【環境省、警察庁、ほか関係省庁】

行動目標 1-5 遺伝的多様性の保全等を考慮した施策を実施する

遺伝子レベルの多様性が低下することは、種の存続を危険にさらし、絶滅のおそれを増大させることにつながる。個体数の少ない希少種はもちろんのこと、生息・生育地が分断され、集団のサイズが縮小している種などにおいても遺伝的多様性が低下している可能性があることから、実態の把握を進めるとともに、絶滅のリスクが高い種については種子保存等による遺伝資源の保全を図る。

さらに、国内に自然分布する在来種と国外に分布する同種との間には遺伝子レベルの差異がある可能性が高い。そのため、国外種の持ち込みや人為的な野外放出は、在来種との交雑等を引き起こし、遺伝的多様性の確保等、地域の生物多様性の保全に影響を及ぼすことが懸念される。その取扱いに当たって考え方を整理し、生物多様性への著しい支障を生じさせないよう必要な対策を行う。遺伝子組換え生物については、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）に基づき適切な措置を講じる。また、ゲノム編集技術の利用により得られた生物であってカルタヘナ法の規制の対象とならないものについては、その取扱いを定めた通知に基づき適切に対応する。

<具体的施策>

○重点施策

1-5-○ 生物の放出に係る対策のあり方の検討

遺伝的多様性の確保の視点を踏まえ、生物の人為的な野外放出についての考え方を整理

し、必要な対策を講じる。

【環境省】

○継続・強化する施策

1-5-○ 希少種の遺伝的多様性の維持・確保

保護増殖事業対象種を中心に、遺伝的多様性の評価に基づく個体群ごとの生息域内保全を推進する。また、生息域内保全の補完として、動物園・水族館・植物園・昆虫館等と連携し、種の状況と特性に応じた効果的な生息域外保全を効果的に組み合わせることにより、希少種の遺伝的多様性の維持・確保を図る。

【環境省、ほか関係省庁】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
遺伝的多様性の評価に基づき個体群ごとの生息域内保全がなされている保護増殖事業の数	18種 (2022年)	倍増 (2030年)

1-5-○ 絶滅危惧種の種子保存

絶滅危惧種の生息域外保全の手段の一つとして、生殖細胞や種子等の保存を進める。動物については、関係機関や研究者等と連携し、絶滅のおそれの高い種や個体群について、生殖細胞の凍結保存等を進める。植物については、2006年から種子保存施設としての役割を担っている新宿御苑において、その拡充を図り、日本植物園協会と連携を強化する。さらなる絶滅危惧種の絶滅リスクの低減と遺伝資源の確保に努める。

【環境省】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値(2030年)
保護増殖事業対象種のうち生殖細胞等の保存がされている動物の種又は地域個体群の数	5種(2022年)	倍増(2030年)

○維持する施策

1-5-○ 遺伝資源の収集・保全、利用

- ・ 農業分野に関わる国内外の遺伝資源について、探索収集から特性評価、保存、配布及び情報公開を実施
- ・ 地鶏等の遺伝資源について、始原生殖細胞(PGCs)を用いた遺伝資源の凍結保存等の技術習得のための研修会等の開催や技術導入の取組を支援
- ・ 生物多様性の保全の観点で重要な林木遺伝資源の収集・保存・評価を推進

【農林水産省】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
アジア地域等の未探索遺伝資源の収集・保存	600点 (2021年度)	3千点以上 (2025年度)

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15

1-5-○ 新宿御苑における植物多様性保全の推進

新宿御苑は、2006 年から日本植物園協会の植物多様性保全拠点園ネットワークに参加し活動を行っている。引き続き新宿御苑が保有する温室等の施設を活用し、日本植物園協会及び加盟植物園と連携して、日本国内の野生植物の生息域外保全と有用植物資源の系統保存の中核として貢献する。 **【環境省】**

1-5-○ 遺伝子組換え技術等を利用して得られた生物による生物多様性への影響の防止

カルタヘナ法の適切な施行を通じ、遺伝子組換え生物等の使用等による生物多様性への影響を防止するなど生物多様性の確保を図る。また、ゲノム編集技術を利用して得られた生物であってカルタヘナ法の規制の対象とならない生物の使用等についても、生物多様性への影響に係る知見の集積と状況の把握を図るため、当面の間、情報の収集をする。さらに、カルタヘナ法規制や遺伝子組換え生物等に関する普及啓発を図る。

【環境省、ほか関係省庁】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
遺伝子組換え生物による生物多様性影響の発生件数	0	0

16
17

1 **第2章 自然を活用した社会課題の解決**

2 **行動目標 2-1 生態系が有する機能を可視化し、活用する**

3 自然の恵みを活かして気候変動緩和・適応を含む、様々な社会課題の解決に役立てようと
4 する取組である「自然を活用した解決策（NbS）」は近年大きく注目されている。特に、気
5 候変動による災害の激甚化といった環境変化と同時に、社会資本の老朽化といった社会状況
6 の変化が進んでいる我が国において、災害を回避する土地利用の見直しと地域づくりに関す
7 る古来の知恵に学び、自然が持つ多様な機能を活用して災害リスクの低減等を図る「グリー
8 ンインフラ」や「Eco-DRR」の取組を進めることが急務となっている。一方、これらの取組
9 を現場で実装するに当たっては、その基盤となる情報や知見、ノウハウが不足している。

10 このため、各種情報に基づき保全・再生すべき場所や防災・減災効果の高い場所等を可視
11 化する取組や、保安林等の多面的機能を有する区域の指定等を通じ、計画的な区域指定や効
12 果的な管理手法の検討を進め、グリーンインフラやEco-DRRの普及を図り生態系の有する機
13 能を最大限活用することを目指す。

14

15 **<具体的施策>**

16 **○重点施策**

17 **2-1-○ 自然を活用した解決策の地域実装**

18 自然を活用した解決策（NbS）の実装に向け、生態系が有する機能の可視化及び効果的
19 な生態系の保管理に必要な技術的情報やデータの提供等を通じ、地域における生物多様
20 性の保全と持続可能な利用や土地利用に関する計画等への位置づけや、計画に基づく事業
21 の実施を促進する。また、健康や地域経済への貢献など、より広い観点でのNbSを推進す
22 るための地域における自然に係る取組を進める。 **【環境省、ほか関係省庁】**

23

24 **2-1-○ Eco-DRRの推進**

25 自然を活用した解決策（NbS）のうち、特に生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）に
26 ついて、生態系保全上の効果と防災・減災上の効果が期待できる区域を可視化する「生態
27 系保全・再生ポテンシャルマップ」の作成を通じた取組の推進を図る。とりわけ、地方公
28 共団体や地域の団体によるマップを用いた計画策定や、現場における取組の実施の支援を
29 強化する。 **【環境省、ほか関係省庁】**

30 **（現状と目標）**

指標	現状値	目標値
生物多様性地域戦略に生態系を活用した防災・減災を位置づけている都道府県の数	0 (2022年)	47 都道府県 (2030年)

31

32 **2-1-○ グリーンインフラの社会実装の推進**

33 産学官の多様な主体が参加するグリーンインフラ官民連携プラットフォームにおける
34 グリーンインフラの社会的な普及、グリーンインフラ技術に関する調査研究、資金調達手
35 法等の検討等の活動の拡大を通じて、分野横断・官民連携によるグリーンインフラの社会

1 実装を推進する。

2 また、グリーンインフラの計画・整備・維持管理等に関する技術開発を推進するととも
3 に、地域モデル実証等を行い、地域への導入を推進する。さらに、グリーンボンド等の民
4 間資金調達手法の活用により、グリーンファイナンス、ESG 投資の拡大を図る。

5 **【国土交通省、ほか関係省庁】**

6 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
グリーンインフラ官民連携プラットフォームに登録している地方公共団体のうち、グリーンインフラの取組を事業化した地方公共団体数	3 地方公共団体 (2019 年)	70 地方公共団体 (2025 年)

7
8 **2-1-○ 2027 年国際園芸博覧会の開催を通じたグリーンインフラの推進**

9 国際園芸博覧会は、国際的な園芸・造園の振興や花と緑のあふれる暮らしの創造等を目的に
10 各国で開催され、2027 年国際園芸博覧会では、グリーンインフラ(GI)を実装し民間
11 資金を活用した持続可能なまちづくりのモデル等を国内外に発信する具体的な機会とし、
12 SDGs 達成やグリーン社会の構築に向けた取組を推進する。本博覧会での GI の実装は、GI
13 を国内外に普及し、多様な主体による技術開発等を誘発し、開催後も日本モデルとして国
14 内外への普及を推進する。

【国土交通省、ほか関係省庁】

15 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
2027 年国際園芸博覧会における参加者数（ICT 活用や地域連携などの多様な参加形態を含む）	—	1,500 万人
2027 年国際園芸博覧会における有料来場者数（2027 年国際園芸博覧会における参加者数の内数）	—	1,000 万人

16
17 **○継続・強化する施策**

18
19
20 **○維持する施策**

21 **2-1-○ 治山対策の推進**

22 保安林等における治山施設の設置、機能の低下した森林の整備、海岸防災林等の整備を
23 推進。

【農林水産省】

24 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
適切に保全されている海岸防災林等の割合	96% (2018 年度)	100% (2023 年度)

25
26 **2-1-○ 保安林の指定の計画的な推進**

- ・水源涵養や土砂流出の防止など、特に公益的機能の発揮が要請される森林については、保安林の指定を計画的に推進
- ・魚つき保安林など、公益的機能の発揮が要請される森林については、保安林としての指定を計画的に推進

【農林水産省】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
森林の持つ多面的機能を総合的かつ高度に発揮させる保安林の面積	1,225 万 ha (2020 年度)	1,301 万 ha (2033 年度)

2-1-〇 農業・農村の強靱化の推進

頻発化・激甚化する災害に対応した排水施設整備・ため池対策や流域治水の取組を推進。

【農林水産省】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積	0 ha	約 21 万 ha

行動目標 2-2 森里川海のつながりや地域の伝統文化の存続に配慮しつつ自然を活かした地域づくりを推進する

流域を構成する森里川海のそれぞれのエリアにおいて、農林水産業や観光振興、再生エネルギー導入など、様々な分野で NbS を活用した地域づくりを推進する。

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮され、農山漁村も都市も活かし、SDGs や Society5.0 の実現にもつながる。

高齢化や過疎化が進む地方であるが、一方で豊かな自然の恵みと、その自然環境に根差した伝統や文化を有している。生物多様性を基礎とする地域固有の美しい風景やそれに基づく豊かな文化が引き継がれることで、地域への誇りや愛着が生まれ、それが地域の個性となり、人を引き付け、地域の活力、地域の自立につなげていく。

これら地域の自然や資源、文化伝統を活用し、観光振興や産業・雇用の創出、都市との交流拡大等に取り組むことで、自然環境の保護と利用の好循環を形成し、豊かで活力ある地域づくりを推進する。

<具体的施策>

〇重点施策

2-2-〇 国立・国定公園における質の高い自然体験活動の促進

2022 年 4 月に施行された改正自然公園法の自然体験活動促進計画制度等を活用し、各国立・国定公園において、地域で合意された統一方針による自然体験活動の取組を促し、当該公園の自然の特性を踏まえた質の高い自然体験活動の充実を図る。

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
ビジョン・利用体験活動計画が記載された公園 計画数		全国 34 国立公園にお いて計画を記載 (2030 年)
自然公園法に基づく自然体験活動促進計画の 認定数		17 件 (2030 年)
国立公園における自然体験コンテンツガイド ラインを満たす自然体験コンテンツ		全国 34 国立公園 (2025 年)

2-2-〇 国立・国定公園における利用拠点の上質化

国立公園等の魅力向上と誘客促進のため、2022 年 4 月に施行された改正自然公園法の利用拠点整備改善計画制度等を活用し、各国立・国定公園の集団施設地区・温泉街等の利用拠点において、地域で合意された統一方針による計画の策定・共有を進めるとともに、計画に基づく廃屋撤去などの景観改善の取組を促進させ、当該利用拠点の滞在環境の上質化を図る。

【環境省、ほか関係省庁】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
自然公園法に基づく利用拠点整備改善計画の 認定数	0 か所 (2022.4 時点)	5 か所 (2025 年)
利用拠点整備改善計画又は利用拠点計画に基 づく整備改善を実施した利用拠点数	25 か所 (2021 年度)	35 か所 (2025 年)

〇継続・強化する施策

2-2-〇 持続可能な観光の推進

「持続可能な観光」の実現に向けて、モデル形成を通じた地域におけるマネジメント体制の構築等の取組の全国展開を図るとともに、オーバーツーリズム等の弊害を生じさせないための受入環境整備や地域の資源を活かしたコンテンツ造成等に取り組む。

【国土交通省、ほか関係省庁】

(目標)

地域主体で、オーバーツーリズムを引き起こすことなく、観光で得られた収益を地域内で循環させることにより、地域の社会経済の活性化や文化・環境の保全・再生を図る。

2-2-〇 環境で地域を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業

第五次環境基本計画で提唱された「地域循環共生圏」づくりに取り組む地域のプラットフォームを形成するため、地域循環共生圏の創造に向けて取り組む地域・地方公共団体の人材の発掘、地域の核となるステークホルダーの組織化や、事業計画策定に

1 に向けた構想の具体化などの環境整備を推進するとともに、地域・地方公共団体が、地域
 2 の総合的な取組となる事業計画を策定するに当たって、必要な支援を行う専門家のチー
 3 ムを形成し派遣する。 【環

4 境省】

5 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
地域循環共生圏づくりに取り組む地域の数	111 (2022.4時点)	100

6
 7 2-2-〇 山村地域の活力維持に向けた取組

- 8 ・林業の新規就業者の確保・育成に向け、就業ガイダンス及び林業作業士（フォレストワ
 9 ーカー）研修等に必要な経費を支援
 10 ・健康、観光、教育等の分野で森林空間を活用して、新たな雇用と収入機会を生み出す「森
 11 林サービス産業」の創出・推進の取組を支援。 【農林水産省】

12 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
安全かつ効率的な技術を有する新規就業者数	734人 (2020年度)	1,200人 2025年度まで毎年度
森林サービス産業に取り組む地域数	21地域 (2021年度末)	45地域 (2025年度)

13
 14 2-2-〇 かわまちづくり等の魅力ある水辺空間の創出

15 人と水とのふれあいの場として重要である水辺について、安全に水辺に近づける親水護
 16 岸の整備等を行い、水辺に親しむ空間や、水や生物にふれられる環境教育の場として活用。
 17 さらに、民間活力を積極的に引き出すための機運の醸成に加えて、地域の創意工夫を促し、
 18 地域振興拠点の整備等を促進することにより、かわまちづくり等の地域特有の景観、歴史、
 19 文化、観光基盤などを有する魅力ある水辺空間をまちづくりと一体となって創出。

20 【国土交通省】

21 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体 となった取組を実施した市区町村の数	433市区町村 (2020年度)	658市区町村 (2025年度)

22
 23 2-2-〇 国立公園満喫プロジェクト

24 日本の国立公園のブランド力を高め、国内外の誘客を促進し、自然を満喫できる上質な
 25 ツーリズムを実現する国立公園満喫プロジェクトの取組を全国に展開し、国立公園の保護
 26 と利用の好循環により、優れた自然を守り地域活性化を図り、来訪者の感動体験を目指す。

27 【環境省、ほか関係省庁】

1 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
国立公園を訪問した訪日外国人利用者数	—	667 万人 (2025 年度)
国立公園区域内における日本人延べ宿泊者数	1952.6 万人 (2021 年度)	3,205 万人 (2025 年度)

- 2 ・ 2025 年までに、訪日外国人の国立公園利用者数を新型コロナウイルスの影響前に回復
3 させる。
4 ・ 2025 年までに、日本人の国立公園利用者数を新型コロナウイルスの影響前に回復させ
5 るとともに、質の高いツーリズムを目指す。
6

7 2-2-〇 国立公園満喫プロジェクト（体制・計画）

8 地域の多様な主体と一体となって国立公園満喫プロジェクトに取り組むため、各公園に
9 おける地域協議会の設置を推進する。また、公園計画及び管理運営計画に利用の方針を位
10 置づけるとともに、その行動計画としてステップアッププログラム等の策定を推進する。

11 【環境省、ほか関係省庁】

12 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
国立公園満喫プロジェクト地域協議会の設置公園数	12	—
ステップアッププログラムが策定された公園数	12	—
国立公園満喫プロジェクト地域協議会の開催回	14	—

13 14 2-2-〇 国立公園満喫プロジェクトの推進（ソフト）

15 国立公園の訪問者に季節ごとのアクティビティを提供するため、各公園の利用の方針に
16 沿った魅力的な自然体験コンテンツ造成・磨き上げ、体験コースの設定、人材育成、ワー
17 ケーション等の新たな利用やサステナブルツアーの推進、広域的な利用の推進、国内外へ
18 の普及宣伝等を実施する。
19 【環境省、ほか関係省庁】

20 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
高付加価値な自然体験コンテンツ数	383 ^{※1} (2022.2 時点)	全国 34 国立公園で展開 (2025 年) ^{※2}
施設整備を行い定常的にワーケーションの実施が可能な国立公園数	16 公園 (2022.2 時点)	25 公園 (2025 年)
人材育成事業に参加地域数	49 地域 (2021 年度)	70 地域 (2025 年度)

20 ^{※1} 磨き上げたコンテンツ数。ガイドラインを満たすかどうかは含まない数値

21 ^{※2} 国立公園における自然体験コンテンツガイドラインを満たす自然体験コンテンツ

1 **2-2-〇 国立公園満喫プロジェクトの推進（ハード）**

2 国立公園の訪問者に快適な施設とサービスを提供するため、廃屋撤去等による景観改善
3 や多様な宿泊施設の誘致等により集団施設地区・温泉街の利用拠点の魅力向上を図るとと
4 もに、公共施設の民間開放の推進、展示解説のデジタル・多言語化等により魅力的な利用
5 施設の整備・管理を推進する。 【環境省、ほか関係省庁】

6 **（現状と目標）**

指標	現状値	目標値
ビジターセンター来訪者数	1,037,955 人 ^{※1} (2021 年)	—
廃屋撤去した拠点数	17 か所 (2022. 2 時点)	—

7 ^{※1} 利用者の多い 12 直轄 VC の利用者数。

8
9 **2-2-〇 国立公園満喫プロジェクト（脱炭素）**

10 国立公園の訪問者に地域のサステナビリティを体感・共感してもらうため、国立公園の
11 利用拠点等における脱炭素化等の取組みを進めることを目指したゼロカーボンパークの
12 推進等により地域の持続可能な発展に貢献する。 【環境省】

13 **（現状と目標）**

指標	現状値	目標値
ゼロカーボンパークの登録数	7 か所 (2022. 4 時点)	—

14
15 **2-2-〇 国立公園満喫プロジェクト（利用者負担）**

16 国立公園の訪問者に地域のサステナビリティを体感・共感してもらうため、ICT も活用
17 した利用者負担の仕組みづくり、利用のルールの設定、限定体験の推進等により保護と利
18 用の好循環を推進する。 【環境省、ほか関係省庁】

19 **（現状と目標）**

指標	現状値	目標値
利用者負担の新規仕組みの件数	21 件 (2022. 2 時点)	—

20
21 **2-2-〇 長距離自然歩道(ロングトレイル)の推進**

22 日本の豊かな自然、歴史や文化に触れ、国土や風土を再認識し、自然保護に対する意識
23 を高めるため、ロングトレイル（長距離自然歩道）の整備、利活用を推進する。

24 【環境省、ほか関係省庁】

25 **（現状と目標）**

指標	現状値	目標値
トレイル利用者数	7439 万人 (2019 年)	

26
27 **2-2-〇 妙高戸隠連山国立公園における協同型管理**

2015年3月に上信越高原国立公園から分離独立し新しい国立公園として指定された「妙高戸隠連山国立公園」において、国立公園の管理運営に関する協働型管理運営体制を構築し、もって国立公園の保全と利用を促進することを目的とする。国立公園全体の協働型管理運営組織である「妙高戸隠連山国立公園連絡協議会」において作成したビジョンや行動計画等に基づき、協議会構成員をはじめ地域住民や自然保護団体等も含めた多様な関係者による協働型管理運営を実践する。 【環境省】

(目標)

- ・ 2026年までに市民・研究者・行政が一体となって保全活動を実施し、生物多様性がエコツーリズムに活用されている状況にする。
- ・ 2026年までに当公園らしい景観が保全活用され、景観でメシが食えている状態にする。
- ・ 2026年までにロングトレイルを多くの利用者が利用し地域活性と郷土愛の醸成に貢献している状態にする。

2-2-〇 廃屋撤去による川湯温泉再生

バブル崩壊後の旅行ニーズの変化に対応できずに複数の大型ホテルが廃屋化した川湯温泉において、放置された廃屋を撤去し、新たな民間投資を呼び込むことで温泉街の再生を図る。 【環境省、ほか関係省庁】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
廃屋撤去数	2	
新たな民間投資の件数及び事業規模		

〇維持する施策

2-2-〇 ユネスコエコパークの取組の推進

生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的とするユネスコエコパークの取組の活性化のために、国際的な動向や国内の優良事例の共有、ワークショップの開催等を行うことを通じ、我が国におけるユネスコエコパークの活動による自然を活かした地域づくりを促進する。 【文部科学省、ほか関係省庁】

2-2-〇 ジオパークの取組推進

➤ ユネスコ世界ジオパークの取組の推進

国際的な地質学的重要性を有する地質遺産を保護し、科学・教育・地域振興等に活用することにより自然と人間との共生及び持続可能な開発を実現することを目的とするユネスコ世界ジオパークの取組の活性化のために、我が国におけるユネスコ世界ジオパークのユネスコへの推薦及び審査に係る協力や情報発信等を行う。 【文部科学省】

➤ 国立公園におけるジオパークと連携した取組の推進

1 国立公園とジオパークが重複した地域において、国立公園と連携した地形・地質の保
 2 全活用計画の策定や連携した取組に関するシンポジウム等の開催を実施し、地形・地質
 3 を活かした国立公園の魅力発信・地域活性化を推進する。 【環境省】

4 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
ジオパークと連携した地形・地質の保全・活用推進事業の実施地域数	14	20 (2030 年度)

5
 6 2-2-〇 エコツーリズムの推進

- 7 ・ エコツーリズム推進全体構想認定地域に係る情報発信の支援等のほか、エコツーリズム
 8 に関する特に優れた取組に対する表彰を行うとともに、自然資源を活用して地域活
 9 性化に取り組む地域を対象にガイドやコーディネーター等の人材育成を行う。
 10 ・ エコツーリズム推進法の基本理念（①自然環境への配慮、②観光振興への寄与、③地
 11 域振興への寄与、④環境教育への活用）を踏まえた、地域におけるエコツーリズムの
 12 推進を図る。

13 【環境省、ほか関係省庁】

14 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
エコツーリズム推進全体構想認定数が1以 上の都道府県数	15	47 (2028 年度)

15
 16 2-2-〇 農山漁村の活性化に向けた多岐にわたる生物多様性保全の取組

- 17 ・ 農業・農村の有する多面的機能を次世代に継承し、その便益を国民が幅広く享受でき
 18 るよう、集落内外の多様な人材・土地改良区等の組織と協力しながら、地域の共同活
 19 動への参加者を増加
 20 ・ 地域の農業者だけでなく多様な主体の参画を得て、地域ぐるみで農地・農業用水等の
 21 資源を保全管理する取組と併せて、水質保全や生態系保全等の農村環境の向上に資す
 22 る取組を支援
 23 ・ 世界農業遺産及び日本農業遺産について、情報発信を通じた認知度向上等の取組を支
 24 援 【農林水産省】

25 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
地域による農地・農業用水等の保全管理へ の延べ参加者数	延べ 1,301 万人・団体 (2016~2020 年度)	延べ 1,400 万人・団体 (2021~2025 年度)
中山間地域等の農用地面積の減少防止	7.2 万 ha (2020 年度)	7.5 万 ha (2024 年度)

農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合	46% (2020年度)	60% (2025年度)
--	-----------------	-----------------

1
2 **2-2-○ 農業生産活動維持に向けた中山間地域等への支援**

3 中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業
4 生産活動を維持するための活動を支援。 【農林水産省】

5 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
中山間地域等の農用地面積の減少防止	7.2万ha (2020年度)	7.5万ha (2024年度)

6
7 **2-2-○ 多様な主体による里山林への働きかけの推進**

- 8 ・ 森林の多面的機能発揮とともに関係人口の創出を通じ、山村地域のコミュニティの維
9 持
10 ・ 活性化を図るため、地域住民等による活動組織が実施する森林の保全管理等の取組を
11 支援
12 ・ 森林の持続可能性が確保された形で木質バイオマスのエネルギー利用を進める。

13 【農林水産省】

14 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
各支援メニューごとに設定された森林の多面的機能の発揮に関する目標を達成した活動組織の割合	80% (2020年度)	80% (2026年度)
木材の燃料利用量	700万m ³ (2019年度)	800万m ³ (2025年度)

15
16 **2-2-○ 水産業・漁村の多面的機能の発揮への取組の支援**

17 環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が行う水産
18 業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援。 【農林水産省】

19 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
対象水域での生物量の増加割合	0% (2021年度)	20%増加 (2025年度まで)

20
21 **2-2-○ 風致地区を活用した都市における風致の維持**

22 風致地区は、樹林地、水辺地など、良好な自然環境を維持・創出し、都市における生物
23 の生息・生育の場を提供していることから、今後も制度の的確な運用を図る。

1 【国土交通省】

2
3 **2-2-○ 生物多様性にも貢献する歴史的風土の保存**

4 歴史的風土保存の観点から緑地を指定し、一定の行為を規制した上で、地方公共団体が
5 行う行為規制に伴う損失補償や土地の買い入れ、施設の整備、景観阻害物件の除去に対し、
6 国の補助による支援を行う。 【国土交通省】

7
8 **2-2-○ 自然的名勝の保存・活用の推進**

9 我が国にとって芸術上または鑑賞観賞上価値の高い庭園等、自然環境を構成要素とする
10 名勝を指定し、保護に関する取組を推進する。具体的には、調査などに関する補助や、地
11 方公共団体が指定された名勝を公有化する事業に対し、その一部の補助を実施している。
12 【文部科学省】

13
14 **2-2-○ 文化財保存活用地域計画の作成支援**

15 2018 年の文化財保護法の改正により新たに制度化された、当該市町村における文化財
16 の保存・活用に関するマスタープランかつアクションプランである「文化財保存活用地域
17 計画」を市町村が作成するに当たり、支援する。 【文部科学省】

18
19 **2-2-○ 文化的景観の保存・活用**

20 自然と人間とが関わりながら育まれた文化的景観を保護する観点から、適切な保護の措
21 置が講じられていて重要な文化的景観を対象として、重要文化的景観の選定を推進する。
22 また、選定された地域について修理・修景を行う整備事業や普及啓発に係る取組に対する
23 補助を実施している。 【文部科学省】

24
25 **2-2-○ 福島グリーン復興プロジェクト**

26 福島県内の豊かな自然を保全し、魅力の向上や周遊の仕組みづくり等を通じて自然公園
27 利用者の回復等を図りながら、自然の恵みや持続可能な活用等を次世代に継承することを
28 目的に福島県と進める福島グリーン復興プロジェクトを推進する。

29 【環境省、ほか関係省庁】

30
31 **2-2-○ 復興まちづくりに資する公園緑地の整備**

32 「東日本大震災からの復興に係る公園緑地整備に関する技術的指針」を周知し、復興ま
33 ちづくりに資する公園緑地の整備に当たっての地域生態系の復元・保全を行う取組みを推
34 進する。 【国土交通省】

35
36 **2-2-○ サンゴ礁生態系における持続可能なツーリズムの推進**

37 サンゴ礁生態系保全行動計画 2022-2030 で設定した特に解決の緊急性が高い重点課題
38 の一つとして、過剰な利用や不適切な利用の抑制とともに、自然や地域の文化に関する認

識を高めるような、持続可能なツーリズムのモデル事例の構築や保全への理解を深める効果的な多言語対応の普及啓発ツールの開発等を推進する。【環境省、ほか関係省庁】

行動目標 2-3 劣化した生態系の〇%の再生を含め、気候変動緩和・適応にも貢献する自然再生を推進するとともに、吸収源対策・温室効果ガス排出削減の観点から現状以上の生態系の保全と活用を進める

人口減少や農山漁村の過疎化、社会資本の老朽化といった社会状況の変化が進んでいる我が国において、地域の特性や土地利用の状況、地域のニーズに即したNbSの推進は、気候変動緩和・適応の分野でもその有用性が大いに期待される。

2020年度の我が国の森林等の吸収源対策による吸収量は4,450万トン（2020年度総排出量11億5,000万トンの約3.9%）であり、その内訳は森林吸収源対策による吸収量4,050万トン、農地土壌炭素吸収源対策による吸収量270万トン、都市緑化等の推進による吸収量130万トンとなっている。

また、海洋生態系に取り込まれる炭素「ブルーカーボン」が、吸収源の新しい選択肢として世界的に注目されている。ブルーカーボンを隔離・貯留する海洋生態系（「ブルーカーボン生態系」）として、海草藻場、海藻藻場、湿地・干潟、マングローブ林が挙げられ、その算定に向けた検討が進められている。また、都市緑地によるヒートアイランド現象の緩和、遊水池等による雨水貯留・浸透などの機能は、気候変動への適応において非常に重要な役割を果たしている。

このように森林をはじめとする自然生態系は気候変動緩和・適応に大きく寄与していることから、生態系が有する機能を将来にわたり持続的に、かつ最大限に発揮できるよう、科学的な知見に基づき、生態系を再生・保全し自然資本を適切に管理していく必要がある。

<具体的施策>

○重点施策

2-3-〇 気候変動適応策の推進

自然生態系をはじめとした、農林水産業や自然災害・沿岸域などの各分野における気候変動影響に関する総合的な評価を踏まえて、科学的に確認された最新の気候変動影響に対応できるよう、各分野で施策を検討し、気候変動適応を推進する。【環境省】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値（2026年度）
気候変動による生態系等への影響に係る調査地点における項目		9項目
関係省庁や各地方公共団体等から報告される、サンゴ礁生態系保全に資する取組の数	68件 (2020年度時点)	90件
市民参加型の調査による、生物の生息動向に関する報告データの数		30,000件

2-2-○ 自然環境が有する多様な機能を活用した流域治水の推進

流域治水の推進に当たっては、自然環境が有する多様な機能を活かしたグリーンインフラの活用を推進し、以下の取組を推進する。

- ・遊水地等による雨水貯留浸透機能の確保・向上を図る。
- ・災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成を推進する。
- ・都市山麓グリーンベルト整備事業の推進により、市街地に隣接する山麓斜面にグリーンベルトとして一連の樹林帯の形成を図る。

【国土交通省、ほか関係省庁】

2-3-○ ブルーカーボンの定量的評価手法に関する調査・研究の推進

ブルーカーボン生態系を活用したCO₂吸収源対策を推進していくため、我が国の温室効果ガスインベントリ報告への反映を見据え、ブルーカーボン生態系による炭素貯留等に関する定量的評価手法の検討を推進する。

【国土交通省】

○継続・強化する施策

2-3-○ 森林吸収源対策

適切な間伐の実施等の取組に加え、人工林において「伐って、使って、植える」循環利用の確立を図り、木材利用を拡大しつつ、エリートツリー等の再造林等により成長の旺盛な若い森林を確実に造成していく。

【農林水産省】

2-3-○ 生態系が有する機能を活かした気候変動対策の推進

健全な生態系が有する機能を活かした気候変動適応策（生態系を活用した適応策：EbA）及び防災・減災対策（生態系を活用した防災・減災：Eco-DRR）について、生態系機能の評価や可視化に関する取組を進めるとともに、地方公共団体等の実務者向けの手引きの普及・活用を通じて地域における取組を推進する。

【環境省】

2-3-○ 下水道バイオマス等の利用推進

地域で発生する生ごみ、食品廃棄物、家畜排せつ物等のバイオマスを下水処理場に集約することや、廃棄物処理施設との熱融通など地域全体での連携を推進しつつ、広域的・効率的な汚泥利用とともにメタン発酵や乾燥・炭化処理によるエネルギー化等を進める地域のエネルギー拠点化を推進する。

【国土交通省】

（現状と目標）

指標	現状値	目標値
下水道バイオマスリサイクル率	37% (2021年度)	50% (2030年度)

○維持する施策

2-3-〇 都市緑化等による吸収源対策等の推進

都市緑化等による温室効果ガス吸収源対策として、吸収量の算定方法等の整備や都市緑化等の意義や効果の普及啓発を行うと共に、温室効果ガスの吸収源となる都市公園の整備や、緑地の保全等への支援を行う。また、都市公園や建築物の敷地等において緑化による地表面被覆の改善等のヒートアイランド対策を進めることにより、冷暖房需要を低減する等、間接的な二酸化炭素排出量の削減につながる取組を推進する。

【国土交通省、ほか関係省庁】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
都市公園等の整備面積	83 千 ha (2018 年度)	85 千 ha (2030 年度)

2-3-〇 気候変動への適応と自然環境に配慮した海岸保全に係る整備・検討

気候変動に伴う長期的な海水面の上昇が懸念されており、海岸にとっても海岸侵食の進行やゼロメートル地帯の増加、高潮被害の激化、生物の生息域の変化など深刻な影響が生ずるおそれがあることから、潮位、波浪などについて監視を行うとともに、それらの変化に対応するため、気候変動の影響を踏まえた海岸保全基本計画への見直しを推進し、所要の整備・検討等を進める。併せて、養浜、潜堤や人工リーフの整備などにより海岸の侵食対策を行うとともに、砂浜を保全・回復し、自然とふれあうことのできる快適な空間の創出を進める。

【国土交通省、ほか関係省庁】

(現状と目標)

指標	現状値 (2021 年)	目標値 (2025 年)
気候変動影響を防護目標に取り込んだ海岸の数	0	39
海面上昇等の影響にも適応可能となる順応的な砂浜の管理が実施されている海岸の数	1	20

2-3-〇 革新的な省 CO2 実現に向けた自然由来の素材（セルロースナノファイバー：CNF）の社会実装や普及展開への促進

CNF 活用製品等の市場化を目指す事業者にむけて、製品と材料のマッチングや気候変動対策・資源循環の LCA 評価を行う。また、ライフサイクルでの CO2 削減が期待できる CNF 製品については、その商用規模生産のために必要な設備の導入を支援するほか、製造コスト低減に資するプロセス技術や複合化・加工技術の開発を促進する。

【環境省、経済産業省】

行動目標 2-4 再生可能エネルギー導入における生物多様性への配慮を推進する

気候変動は生物多様性の損失をもたらす主要な要因の 1 つであり、気温上昇による生息地の縮小や劣化、気候変動に脆弱な種の衰退などを引き起こしていることから、生物多様性保全の観点からも気候変動対策として再生可能エネルギーの導入を推進する必要がある。一方

1 で、風力・太陽光・地熱等の再生可能エネルギーの導入に当たり、生物の行動への影響、生
2 息地の喪失、保全上重要な地域との調整などが課題となっている。

3 生態系への負の影響を最小化しながら再生可能エネルギーを推進し、生物多様性の保全と
4 気候変動の緩和を両立させていくためには、計画段階において、生物多様性保全上重要な地
5 域をあらかじめ特定し、回避することにより、生態学的に適正な立地選定をすることが最も
6 重要である。合わせて、地域住民の理解と協力を得られるよう十分な合意形成を図っていく
7 必要がある。

8

9 **<具体的施策>**

10 **○重点施策**

11 **2-4-○ 地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業の促進**

12 地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業に関する制度のもと、地域におけ
13 る円滑な合意形成を図りつつ、生物多様性の保全を含め環境に適正に配慮し、地域に貢献
14 する再生可能エネルギー事業を促進する。 **【環境省】**

15 **(目標)**

16 本制度のもと、地域における円滑な合意形成を図りつつ、生物多様性の保全を含め環境
17 に適正に配慮した促進区域の設定を行い、地域に貢献する再生可能エネルギー事業の導入
18 が拡大できている。

19

20 **○継続・強化する施策**

21 **2-4-○ 再生可能エネルギー導入における環境影響評価の推進**

22 再生可能エネルギーの事業の実施に当たり、適正な環境配慮が確保され、生物多様性
23 の保全に資するよう、環境影響評価制度を適切に推進する。 **【環境省】**

24

25 **○維持する施策**

26 **2-4-○ 風力発電施設のバードストライク対策**

27 再生可能エネルギーを最大限導入するには、地域と共生する形での適地の確保に組み
28 むることが必要であり、風力発電施設におけるバードストライク対策は生物多様性保全上の
29 観点から重要な課題の1つとなっている。事業者も含めた関係機関の連携体制を確保して
30 知見を集約し、より効果的なバードストライク対策を明らかにしていく。

31

【環境省、ほか関係省庁】

32

(現状と目標)

指標	現状値 (2022年)	目標値 (2030年)
バードストライク対策に資するガイドラインの作成や手引きの改定	1	3
鳥類にとって風力発電施設設置への脆弱性を示すセンシティブティマップの改良	0	1

33

1 **行動目標 2-5 野生鳥獣の軋轢緩和に向けた取組を強化する**

2 ニホンジカ、イノシシ等の野生鳥獣において、生息数の増加や分布域の拡大により、農林
3 水産業や生活環境への被害といった、生態系への深刻な影響が続いている。近年野生鳥獣に
4 による農作物被害額は減少傾向にあるが、2020 年度の農作物被害額は 161 億円となっており、
5 依然として高い水準にある。また、クマ類等の大型獣類の市街地等への出没も地域社会の喫
6 緊の問題となりつつある。さらに、野生鳥獣に関する感染症は、人の健康や社会経済活動の
7 みならず、我が国の生物多様性保全にも大きな影響を及ぼすおそれがある。

8 鳥獣による農林水産業への被害は営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加、さらには森林
9 の下層植生の消失等による土壌流出などにもつながり、人口減少や高齢化等が進む農山漁村
10 の地域づくりに深刻な影響を及ぼしている。

11 一方、深刻な被害をもたらしているニホンジカ、イノシシ等は食肉等に利用できるなど、
12 資源としての価値を有している。捕獲した鳥獣の利活用について、2020 年度に処理された
13 ジビエ利用量は 2016 年度と比べて 1.4 倍の 1,810 トンと、外食産業での利用の拡大・定着
14 や、ペットフードなどの他用途の開拓により、利用量が増加している。

15 野生鳥獣による被害を低減し人との軋轢を緩和するため、里地里山の資源利用やゾーニン
16 グ等を通じた人と鳥獣の棲み分けの取組を進めるとともに、捕獲による個体群管理や被害防
17 除対策、市街地等に出没させない環境管理、捕獲した鳥獣の有効利用による地域振興等、共
18 存に向けた取組を進める。あわせて、鳥獣の捕獲及び利活用の担い手や専門人材の確保・育
19 成を図っていく。

20

21 **<具体的施策>**

22 **○重点施策**

23 **2-5-○ 指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）の適正管理の推進**

24 農林水産業や生態系等に深刻な影響を及ぼすニホンジカ及びイノシシについては、2023
25 年度の半減目標の達成に向け、指定管理鳥獣捕獲等事業等により、引き続き捕獲の強化を
26 図るとともに、それまでの取組状況等を踏まえ、2024 年度以降の中長期的な目標を策定
27 し、広域的かつ集中的な管理の継続・強化を図る。 【環境省、ほか関係省庁】

28 **(現状と目標)**

指標	現状値 (2020 年)	目標値 (2023 年)
ニホンジカの個体数	285 万頭	147 万頭
イノシシの個体数	87 万頭	60 万頭

29

30 **2-5-○ 特定鳥獣の科学的・計画的な保護管理の強化**

31 シカ、イノシシ、サル、クマ、カワウ等の特定鳥獣については、第二種特定鳥獣管理計
32 画に基づき、適切な管理の目標の設定・評価・見直しによる、科学的・計画的な保護管理
33 を強化するとともに、県境を越えて広域に移動する鳥獣については、関係機関が連携し広
34 域的な管理の強化を図る。また、近年増加するクマ、イノシシ等の市街地等への出没に対
35 応するための体制構築等を行う。 【環境省、ほか関係省庁】

1 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ及びイノシシ）の目標を達成した都道府県の割合	集計中	ニホンジカ 100% イノシシ 100%
鳥獣管理を目的とした複数都道府県等で構成される広域協議会の設置状況	ニホンジカ：13 クマ類：4 カワウ：4	ニホンジカ：検討中、 クマ類：検討中、 カワウ：5
ニホンザルとクマ類の恒常的に生息する都道府県における特定鳥獣保護管理計画の作成割合	ニホンザル：62%、 クマ類：67%	ニホンザル：100%、 クマ類：100%

2

3 2-5-○ 鳥獣被害防止対策の推進

4 農林水産業や生態系等へ鳥獣が及ぼす深刻な被害の一層の低減に向け、鳥獣被害防止特
5 措法に基づく市町村による被害防止計画の作成を推進し、緩衝帯の整備による生息環境管
6 理、防護柵の設置による被害防除、鳥獣の生息密度を適正に保つための個体数管理といっ
7 た取組を総合的に支援する。また、都道府県が行う広域的な捕獲、ICT等の新技術の活用
8 等による効果的な被害対策を推進する 【農林水産省、環境省、ほか関係省庁】

9

10 ○継続・強化する施策

11 2-5-○ 鳥獣の保護・管理におけるデジタル化の推進

12 政府全体のデジタル化に対応しつつ、科学的・計画的な鳥獣の保護・管理を進めるため、
13 鳥獣保護管理法に基づく手続きのオンライン化を進めるとともに、都道府県等が収集する
14 捕獲情報を「捕獲情報収集システム」により一元的に収集・管理し、活用しやすいオープ
15 ンデータとして提供することで、鳥獣の保護・管理の効率化・省力化を推進する。

16

【環境省、ほか関係省庁】

17

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
都道府県・市町村における捕獲情報収集システムの利用率	都道府県：●% 市町村：●%	100% (2030年度)

18

19 2-5-○ 鳥獣の捕獲等の適正化

20 鳥獣の個体数管理に一定の役割を果たしている狩猟について、適正な鳥獣保護管理の推
21 進の観点から、狩猟者及び狩猟免許制度等のあり方について検討を行う。また、ニホンジ
22 カ、イノシシ等の鳥獣の管理が強化される中で、わなの使用に伴う錯誤捕獲の増加も懸念
23 されることから、錯誤捕獲される鳥獣の種類、数等について情報収集し、対策の検討を行
24 う。錯誤捕獲の防止は、捕獲等の非対象種を保護する観点で重要であるとともに、鳥獣の
25 計画的な管理にも寄与するものであることにも留意し、錯誤捕獲の防止に効果が見込まれ

1 る場合には、わなの形状の見直しや使用規制等の措置を検討する。

2 **【環境省、ほか関係省庁】**

3 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
錯誤捕獲等の発生件数等	集計中	検討中
錯誤捕獲の発生状況を収集している都道府県数	集計中	47

4
5 **2-5-○ 次世代の鳥獣保護管理の担い手の確保・育成**

6 狩猟者や認定鳥獣捕獲等事業者等の鳥獣保護管理の担い手の確保・育成するため、鳥獣
7 保護管理に必要な人材を明確にするとともに体系的な確保・育成方策の検討を行う。また、
8 目的達成のため、それぞれの地方公共団体職員や狩猟者、認定鳥獣捕獲等事業者等を対象
9 とした技術研修の実施、専門的知見及び技術を有する者を登録・活用する人材登録事業の
10 活用、狩猟免許取得を促すイベントの企画・コンテンツ製作等の各種事業を推進する。

11 **【環境省、ほか関係省庁】**

12 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
狩猟免許所持者数	20.7万人 (2018年度)	検討中
夜間銃猟等の環境省の研修を受講した認定鳥獣捕獲等事業者の数	集計中	検討中
鳥獣保護管理に係る研修会・講習会の開催回数	5 (2021年度)	10 (2030年度)
狩猟フォーラム等実施箇所数		

13
14 **2-5-○ 鳥獣被害防止対策の担い手の確保・育成**

15 鳥獣被害防止対策実施隊の設置推進や農業者等の多様な者の参画を促し、鳥獣被害防止
16 対策の担い手の育成・確保を行う。また、体系的な研修による人材育成の充実強化を行い、
17 捕獲者や処理加工施設に従事する者の人材育成を推進する。

18 **【農林水産省、環境省、ほか関係省庁】**

19 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
鳥獣被害対策実施隊の隊員数	39,924人 (2020年度)	43,800人 (2025年度)

20
21 **2-5-○ 地域資源としての捕獲鳥獣の利活用に向けた取組**

22 生息環境管理、個体数管理、被害防除等の対策への支援と併せて、捕獲された個体の処
23 理加工施設の整備や衛生管理の高度化、処理加工施設と流通販売関係者が連携した取組等
24 を支援し、地域資源としての捕獲鳥獣の利活用を推進する。

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
ジビエ利用量	1,810 t (2020 年度)	4,000 t (2025 年度)

2-5-○ 野生鳥獣に関する感染症への対応

野生鳥獣に関する感染症は、人の健康や社会経済活動のみならず、我が国の生物多様性保全にも大きな影響を及ぼすおそれがあることから、その影響をできる限り抑制又は低減するため、生物多様性保全上のリスクを評価するとともに、早期に感染症の発生を確認し、迅速に対応するための体制等の整備を行う。

【環境省、ほか関係省庁】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
野生鳥獣に関する感染症により、種の存続を脅かす野生鳥獣の大量死や希少鳥獣への悪影響が確認された数	0	0
関係機関が連携して全国的なサーベイランスや対策等を実施している、生物多様性保全上重要な野生鳥獣に関する感染症数	3	3
生物多様性保全上のリスク評価において優先度が高いとされた感染症のうち、具体的な対策の検討等を行った感染症の数(2021~2023)	2/30	10/30

○維持する施策

2-5-○ シカ等による森林被害の防止

シカ被害を効果的に抑制するため、都道府県による広域的な予防的捕獲の取組を推進するとともに、林業関係者によるシカの捕獲効率向上対策の成果の横展開を図る。また、効果的なシカ被害対策を実施していく上で特に有効な ICT 等を活用した新たな捕獲技術等の開発・実証を実施するとともに、国有林野内のシカ被害が深刻な奥地天然林や複数の都府県にまたがる地域において国土保全のためのシカ捕獲事業を実施する。あわせて、近年顕在化しつつあるノウサギ食害の深刻化を防ぐため、対策の実証検討を行う。

【農林水産省、ほか関係省庁】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
鳥獣害防止森林区域を設定した市町村のうち、シカ被害発生面積が減少した市町村の割合	59% (2020 年度)	対前年度以上

2-5-○ カワウの食害による内水面漁業被害の軽減

カワウの食害による内水面漁業被害の低減のため効果的な個体数管理手法や防除手法

1 の開発・普及するとともに、環境省、都道府県等と広域的な連携を進め、全国各地で捕獲
2 及び防除等を中心とした各種対策を効率的かつ効果的に実施する。

3 **【農林水産省、ほか関係省庁】**

4
5 **2-5-○ えりも地域ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣管理計画**

6 えりも地域ゼニガタアザラシ個体群と沿岸漁業を含めた地域社会との将来にわたる共
7 存を図るため、地域個体群の持続可能性に留意しつつ、生息数モニタリング、個体群管理
8 (個体数調整)、漁業被害の低減に向けた被害防除事業等を継続実施する。 **【環境省】**

9 **(目標) 2014年比80%の個体数を削減・維持**

10
11

1 **第3章 生物多様性・自然資本によるリスク・機会を取り入れた経済の統合（ネイチャーポ**
2 **ジティブのドライバーとしての経済（ネイチャーポジティブ経済）**

3 **行動目標3-1 事業活動を通じて日本の生物多様性への負の影響を〇%減らすべく、企業**
4 **による生物多様性への影響の定量的評価、現状分析、科学に基づく目標設定、**
5 **情報開示を促すことで、金融機関・投資家による投融資を推進する基盤を整備**
6 **し、投融資の観点から生物多様性を保全・回復する活動を推進する**

7 企業等の事業活動は様々な形で自然資本に依存しており、自然資本を適切に保全・管理し
8 ていくことが事業の持続可能性を高めることにつながる。

9 事業活動による生物多様性への負の影響を低減するとともに、事業活動を通じて生物多様
10 性を保全・回復していくため、自社やサプライチェーンの上流や下流も含めた事業活動によ
11 る生物多様性・自然資本への影響や依存度を適切に評価し、経営上のリスクと機会を分析し
12 て事業戦略に組み込んでいくとともに、その情報を適切に開示していくことが必要である。
13 生物多様性は「温室効果ガス排出量」のように数値化できる指標が少なく、事業活動による
14 影響を定量的に示すのは容易ではないこと等から、気候変動対応に比べて取り組みが進んで
15 いるとは言い難い状況であった。しかし近年、TNFDやSBTs for Natureなどの国際的なル
16 ール作りの議論が急速に進んでおり、ESG投資の分野においても生物多様性への関心が高ま
17 っている。

18 こうした流れを捉え、TNFD等の国際的な枠組に対応できるよう、国や企業など様々な主
19 体が連携しながら生物多様性に係る評価や情報開示に係る仕組みの整備、サプライチェーン
20 に係るデータ連携、ノウハウや情報共有のためのプラットフォーム構築等を進める。

21 あわせて、生物多様性の保全・回復に資する投融資を拡大させていくため、金融機関・投
22 資家側の認識向上、金融機関・投資家と企業の対話の促進等により投融資の基盤を整備する
23 とともに、多様性の分野での保全・回復に資する事業を資金使途としたグリーンボンド等の
24 普及を図っていく。

25
26 **<具体的施策>**

27 **○重点施策**

28 **3-1-〇 国際的なルール形成への参画及び国内企業の巻き込み**

29 TNFD、SBTs for Nature、ISO TC331等における民間イニシアティブに関して、我が国
30 のビジネスセクターの実情に即した枠組になるよう積極的に議論に貢献する。併せて、国
31 内企業がこうした国際枠組に沿った取り組みを行うよう支援する。

32 **【環境省、農林水産省、ほか関係省庁】**

33 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
国内検討会等の開催件数（累積）	—	20（2025年）
TNFDやSBTs for Nature等への賛同企業数	—	100（2025年度）

34
35 **3-1-〇 ネイチャーポジティブ経済研究会**

1 令和4年3月に立ち上げたネイチャーポジティブ経済研究会を通じて、ネイチャーポジ
2 ティブとビジネスに関する国際及び国内の状況分析及びそれらを踏まえた我が国として
3 のビジョンや戦略の策定を行い、民間企業による自然資本・生物多様性の保全及び持続的
4 利用に関する取り組みを促進する。 【環境省、ほか関係省庁】

5 (目標)

6 2023 年度内にネイチャーポジティブ経済の実現に向けたビジョン及びロードマップを
7 策定する。

9 3-1-○ サプライチェーン対応、指標・見える化、データ整備

10 国際的な民間イニシアティブによるルールメイキングの動向を踏まえ、サプライチェー
11 ン対応、指標・見える化、データ整備を進めることにより、国内企業が生物多様性・自然
12 資本に配慮した持続可能な経営を推進するための支援を行う。

13 【環境省、ほか関係省庁】

14 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
サプライチェーン対応、指標・見える化、データ整備を実施している企業数		9社(2025)

16 3-1-○ 情報開示、定量評価及び定量目標設定の支援

17 国際的な民間イニシアティブによるルールメイキングの動向を踏まえ、情報開示
18 (TNFD)、定量評価及び定量目標設定(SBTs for Nature)等に関するガイドラインを策
19 定し、国内企業が生物多様性・自然資本に配慮した持続可能な経営を推進するための支援
20 と普及啓発を行う。 【環境省、ほか関係省庁】

21 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
生物多様性に配慮した経営を実施している企業数または割合	—	80%(2025年)
普及啓発に関するセミナー等の開催件数	16件/年(2021年)	80件(2025年累積)

23 ○継続・強化する施策

24 3-1-○ 環境に配慮した不動産へのESG投資促進

25 生物多様性など環境に配慮した優良な不動産へのESG投資が促進される不動産投資市
26 場の形成に向けた環境整備を推進する。 【国土交通省、ほか関係省庁】

28 3-1-○ 生物多様性・自然資本に関する情報開示、グリーンファイナンスの促進

29 企業の生物多様性や自然資本に関する情報開示を進めるとともに、当該分野におけるグ
30 リーンファイナンスを推進する。また、グリーンインフラの社会実装に向け、グリーンボ

ンド等の民間資金調達手法の活用により、グリーンファイナンス、ESG 投資の拡大を図る
【環境省、国土交通省】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
TNFD への賛同団体数 (国内)	45	90 (2025 年度)

○維持する施策

行動目標 3-2 事業活動を通じて日本の生物多様性への負の影響を〇%減らすべく、生物多様性保全に貢献する技術・サービスに対する支援を進める

事業活動における生物多様性への影響を低減するため、革新的な技術開発やサービスを通じて環境負荷の軽減に貢献する事業者、生物多様性の保全に寄与する各種アライアンスやイニシアティブ等の取組を支援していくことが必要である。この際、脱炭素やプラスチックの資源循環等をはじめとする循環経済等の他分野の取組とも連携し、事業者が実効的かつ統合的に取組を進められるよう配慮する。

さらに我が国が有する生物多様性保全に貢献する技術・サービスを広く世界に展開することにより、生物多様性と経済の好循環を目指す。

<具体的施策>

○重点施策

○継続・強化する施策

3-2-〇 優良事例の情報発信

我が国企業の有する生物多様性保全に係る技術、製品、サービスについて、優良事例を取りまとめ国内外へ情報発信する。 【環境省】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
生物多様性ビジネス貢献プロジェクトにおける件数	2 件 (2022 年)	10 件 (2025 年)

3-2-〇 政府調達におけるグリーン購入の推進

国等の公的機関が率先して環境物品等の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進する。 【環境省、ほか関係省庁】

3-2-〇 スマート農業技術の社会実装の推進

1 AI 等を用いた早期・高精度な発生予測技術や効率的な農薬・肥料散布技術など環境保
2 全に焦点を当てたスマート農業技術の開発や実証を通じて、生物多様性保全の視点にも立
3 った栽培技術の確立・普及等の取組を推進。 【農林水産省】

4 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
データを活用した農業を実践する農 業の担い手の割合	49% (2021年 参考値)	ほぼ全て (2025年)

5
6 **○維持する施策**

7
8
9 **行動目標 3-3 遺伝資源の利用に伴う ABS を実施する**

10 日本では 2017 年に名古屋議定書を締結し、その国内措置として「遺伝資源の取得の機会
11 及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な分配に関する指針 (ABS 指針)」が策定され
12 た。本指針は、提供国法令の遵守の促進に関する措置及び利益を生物多様性の保全等に充て
13 る等の遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS) の奨励に関する措置を講ずることにより、
14 提供国等からの信頼を獲得し遺伝資源を円滑に取得できるようにすることで、日本国内にお
15 ける遺伝資源に係る研究開発の推進に資するものであり、提供国から我が国に持ち込まれた
16 遺伝資源の適切な利用を促進するものとなっている。

17 引き続き、ABS の理念を踏まえ、遺伝資源を持続可能な形で有効利用するとともに生物多
18 様性保全にも資する取組を進めるためには、国際的な議論への貢献や他国との連携強化、普
19 及啓発を通じた ABS ルールへの理解醸成、確実な遵守の促進や情報の収集を図る必要があ
20 る。

21 **<具体的施策>**

22 **○重点施策**

23
24
25 **○継続・強化する施策**

26
27
28 **○維持する施策**

29 **3-3-○ 名古屋議定書の国内措置 (ABS 指針) の推進**

30 **➤ 遺伝資源の利用に伴う ABS の実施**

31 名古屋議定書に基づき、提供国の ABS (Access and Benefit-Sharing) に関する国内
32 制度の遵守の促進及び普及啓発を実施し、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡
33 平な分配を実現させることで、生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献する。

34 **【経済産業省、ほか関係省庁】**

1 **名古屋議定書の国内実施**

2 名古屋議定書の国内担保措置の運用により、我が国における海外遺伝資源の適法取得
3 及び適正利用を促進する。これに当たり、これまでの ABS の実施を進める上で見えてき
4 た遺伝資源の取得、利用に係る技術的な課題への対応の検討も進める。また、国際的な
5 名古屋議定書のレビューの観点も踏まえつつ、分野ごと、また業種を超えた事例収集や
6 情報共有を進める。 **【環境省、ほか関係省庁】**

7 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
名古屋議定書、ABS 指針の関連分野の研 究者等の認知度*1	名古屋議定書の認知度： 内容を知っている 72.3%、 ABS 指針の認知度： 内容を知っている 66.0%、	名古屋議定書の認知度： 内容を知っている 80% ABS 指針の認知度： 内容を知っている 70%

8 *1 出典：平成 31 年度環境経済の政策研究（「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公
9 正かつ衡平な配分に関する指針」（ABS 指針）の見直しに向けた、提供国措置の便益・コスト等の
10 評価に関する研究）」（関連分野における研究者、技術者等に対して行ったアンケート調査）

12 **3-3-〇 遺伝資源の収集・保全、利用（ABS 関係）**

13 遺伝資源利用に係る国際情勢の動向調査等を実施するとともに、ITPGR の「多数国間の
14 制度」を通じて我が国の品種開発の発展にとって重要な植物遺伝資源の導入を円滑に推
15 進。 **【農林水産省】**

17 **3-3-〇 独立行政法人製品評価技術基盤機構による二国間連携の取組**

18 独立行政法人製品評価技術基盤機構による二国間の取組として、アジア諸国/地域の一
19 部と政府機関及び傘下の研究機関との間で、微生物資源の保全と利用に関する文書を作成
20 し、海外の微生物資源の保全と持続可能な利用のための取組を実施し、資源保有国に遺伝
21 資源の保全や収集、利用に関する技術を移転するとともに、海外資源へのアクセスルート
22 の確保及び資源国との合意に基づく資源移転とその利用により、我が国の企業に遺伝資源
23 の利用の機会を引き続き提供していく。 **【経済産業省】**

25 **行動目標 3-4 持続可能な環境保全型の農林水産業を拡大させる**

26 農林水産業は、農地やため池、森林や牧草地等の管理を通じて里地里山にモザイク状の生
27 息・生育地を提供し豊かな生態系を維持してきた一方、直接採取、化学農薬や化学肥料の過
28 剰使用、土地利用の変化等を通じて生態系や気候変動に大きな影響を与えている。また、生
29 物多様性の損失や気候変動は農林水産物の生産量減少や品質低下等の深刻な被害をもたら
30 しており、農林水産業と地球環境は相互に影響し合っている。自然や生態系の持つ力を引き
31 出して行われる食料生産・農林水産業において、その活動に起因する環境負荷の低減を図り、
32 豊かな生態系を維持することは持続可能な生産活動に不可欠である。

1 こうしたことを踏まえ、国は「みどりの食料システム戦略」や「農林水産省生物多様性戦
2 略」等に基づき、持続可能な農林水産業の実現に向けた取組を進めている。

3 農林水産業の現場が現在直面している、担い手の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
4 や生産性の低下等の課題を克服しながら、持続可能な食料生産の構築と環境負荷の低減を実
5 現していくための鍵となるのが、関係者の行動変容と、それを後押しするイノベーションの
6 創出である。農業・林業・畜産業・水産業の各分野において、生産から消費に至るすべての
7 段階で生物多様性への負荷軽減に向けた取組が進むよう、関係者の意欲的な取組を引き出す
8 とともに、革新的な技術、生産体系の開発と社会実装に取り組むとともに、ノウハウの普及
9 や人材育成を図っていく。

11 <具体的施策>

12 ○重点施策

13 3-4-○ みどりの食料システム戦略

14 みどりの食料システム戦略の実現に向け、2030年目標や、環境と調和のとれた食料シ
15 ステムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37
16 号）に基づき、新技術の開発、有機農業の推進、環境負荷低減の見える化等を進める。

17 【農林水産省】

19 3-4-○ 脆弱な生態系の保護と持続的な漁業の共存

20 我が国が加盟している地域漁業管理機関の科学委員会による公海底魚漁業が海山等に
21 存在する脆弱な生態系に与える影響に係る評価を踏まえ、各加盟国等と協力しつつ、持続
22 的な漁業との共存が可能な適切な管理措置の導入に取り組む。

23 【農林水産省】

24 ○継続・強化する施策

25 3-4-○ 有機農業の推進

- 26 ・ 有機農業の拡大に向けた現場の取組を推進するため、新たに有機農業に取り組む農業
27 者の技術習得等による人材育成等を支援
- 28 ・ 地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等の取組を推進するため、有機農業の生産か
29 ら消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんで推進する
30 取組の試行や体制づくりについて、物流の効率化や販路拡大等の取組と一体的に支援
- 31 ・ 現場の実践技術の体系化と普及を促進するとともに、2040年までに、主要な品目につ
32 いて次世代有機農業技術を確立

33 【農林水産省】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
有機農業の取組面積	23.5千ha (2017年)	63千ha (2030年)

35 3-4-○ 適切な生産活動を通じた木材の需要拡大への取組

- 1 ・ 素材生産・流通・加工の低コスト化や品質・性能の確かな製品の安定供給体制の整備
2 を中心とする構造改革を推進
- 3 ・ CLT や木質耐火部材等の開発・普及、公共建築物や民間の非住宅分野等への国産材等
4 の利用拡大を推進
- 5 ・ 森林の持続可能性が確保された形で木質バイオマスのエネルギー利用を推進
- 6 ・ 木質バイオマス由来のセルロースナノファイバー、改質リグニン等の化石資源由来製
7 品代替となる新素材の研究・技術開発及びその普及を促進 **【農林水産省】**

8 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
国産材の供給・利用量	3,100 万 m ³ (2020 年度)	4,200 万 m ³ (2030 年まで)
新素材の開発・実証件数	3 件 (2021 年度)	毎年度 3 件

9
10 **3-4-○ 漁村地域における新規就業者の確保**

11 漁業への就業前の者への資金の交付、漁業現場での長期研修を通じた就業・定着の促進、
12 海技士免許等の資格取得及び漁業者の経営能力の向上等を支援。 **【農林水産省】**

13 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
新規就業者数	—	各年度 2,000 人

14
15 **3-4-○ 水産資源調査・評価の充実・精度向上**

- 16 ・ 資源評価対象魚種を順次拡大し、当該魚種の調査を開始。我が国周辺水域の主要魚種
17 (マイワシ、マサバ等) や公海等で漁獲される国際漁業資源 (サケ、カツオ・マグロ
18 等) について、調査・評価等を実施。海洋環境の変動等による水産資源への影響を調
19 査し資源変動メカニズム及び中・長期的な資源動向を究明する取組や、漁場形成及び
20 漁獲状況等をリアルタイムに把握する取組等を支援。
- 21 ・ 漁獲情報の電子的情報収集体制を構築するとともに、収集するデータの標準化等行う。

22 **【農林水産省】**

23
24 **3-4-○ 魚粉代替原料の開発・普及**

25 生餌から配合飼料への転換や、魚粉代替原料の開発・普及を推進。 **【農林水産省】**

26 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
養殖業における配合飼料使用比率	44% (2019 年)	100% (2050 年)

27
28 **3-4-○ 人工種苗生産技術の開発・普及**

ニホンウナギ、クロマグロ、ブリ、カンパチの養殖において、人工種苗生産技術の開発・普及を推進。 【農林水産省】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
ニホンウナギ、クロマグロ、ブリ、カンパチの人工種苗比率	1.7% (2019年)	100% (2050年)

○維持する施策

3-4-○ GAP の普及推進

GAP 指導員による指導活動、農業教育機関や環境負荷低減に取り組む団体の認証取得への支援など、国際水準 GAP の取組の拡大を支援。 【農林水産省】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
国際水準 GAP を実施する農業者数	17,388 経営体 (2020年度)	24 万経営体 (2030年度)

3-4-○ 畜産 GAP 取得推進

適正な廃棄物等の保管・処理等による環境負荷の低減につながる畜産 GAP の認証取得への支援など、取組の拡大を支援。 【農林水産省】

3-4-○ 環境に配慮した農法の推進

- ・ 農業者の組織する団体等が実施する、化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動(有機農業、総合的病害虫・雑草管理、冬期湛水管理など)を支援
- ・ 耕畜連携の強化による家畜排せつ物由来の堆肥や食品循環資源由来の堆肥の利用、緑肥の利用等による土づくりの推進 【農林水産省】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
有機農業の取組面積	23.5 千 ha (2017年)	63 千 ha (2030年)
環境保全型農業直接支払交付金の実施面積の拡大	80,789ha (2020年度)	

3-4-○ 持続可能な営農を通じた田園地域や里地里山の環境整備の推進

中山間地域等において、農用地面積の減少を防止し、農業の有する多面的機能を確保するため、農業生産活動を維持する活動を支援する。 【農林水産省】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
----	-----	-----

中山間地域等の農用地面積の減少防止	7.2 万 ha (2020 年度)	7.5 万 ha (2024 年度)
-------------------	-----------------------	-----------------------

3-4-〇 国産飼料の増産・利用のための体制整備

飼料生産組織の作業効率化・運営強化や飼料作物の優良品種利用・安定生産、公共牧場の利用、国産濃厚飼料の生産振興、未利用資源の新たな活用・高品質化などの国産飼料の一層の増産・利用のための体制整備。【農林水産省】

3-4-〇 施肥の効率化・スマート化

土壌や作物の生育に応じた施肥や局所施肥等で施肥を効率化するとともに、データの蓄積・活用により「スマート施肥」を導入。【農林水産省】

3-4-〇 病虫害の総合防除の推進

環境負荷低減を図りつつ、農薬だけに頼らない防除を推進するために、病虫害が発生しにくい生産条件の整備など、予防的な取組と、病虫害の発生予測に重点を置いて、総合的に行う「総合防除」の取組を推進。【農林水産省】

(目標)

改正植物防疫法に基づき国が策定する基本指針に即して、都道府県が総合防除の実施に関する計画を策定することにより、総合防除を推進。

3-4-〇 家畜排せつ物の利活用の推進

耕種農家のニーズにあった高品質な堆肥の生産や、ペレット化を通じた広域流通等、地域の実情に応じた家畜排せつ物の利活用の推進。家畜排せつ物のメタン発酵によるエネルギー利用や、発酵残渣の液肥利用の推進。【農林水産省】

3-4-〇 森林施業の適切な実施に向けた新技術の導入や人材育成

- 適切な森林整備に向けて、森林経営計画の作成の中核を担う森林施業プランナーや森林の持続経営を実践する森林経営プランナーを育成
- 森林施業の適切な実施に向けて、成長に優れた苗木や機械を活用した新たな造林技術の導入を推進【農林水産省】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
認定森林施業プランナーの現役人数	2,206 人 (2021 年度)	3,500 人 (2030 年度)
認定森林経営プランナーの現役人数	67 人 (2021 年度)	500 人 (2025 年度)

3-4-〇 合法伐採木材等の流通及び利用の促進

1 クリーンウッド法に基づき、全ての事業者に合法伐採木材等を利用するよう努めること
 2 が求められている。同法が目指す合法伐採木材等の流通及び利用拡大のため、情報提供サ
 3 イト「クリーンウッド・ナビ」を通じた情報の提供、幅広い関係者の参加による協議会を
 4 通じた普及啓発活動への支援を実施。 【農林水産省、ほか関係省庁】

5 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
第一種登録木材関連事業者が取り扱う合法性が確認できた木材の量	3,035 万 ³ m ³ (2019 年度)	4,350 万 ³ m ³ (2025 年度)

6
7 **3-4-○ MSY ベースの水産資源評価に基づく TAC 管理の推進**

8 改正漁業法においては、TAC（漁獲可能量）による管理が基本とされており、令和3年
 9 漁期から8魚種について、改正漁業法に基づく TAC 管理が開始されている。引き続き、ロ
 10ードマップ及び TAC 魚種拡大に向けたスケジュールに従い、TAC 魚種の拡大を推進し、
 11 2023 年度までに漁獲量ベースで8割を TAC 管理とする。 【農林水産省】

12 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
漁獲量*1のうち TAC 魚種の占める割合	60.5%	80%

13 *1 遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚類(かつお・まぐろ・かじき類)、さけ・ます類、貝
 14 類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く。

15
16 **3-4-○ 水産資源管理における IQ 管理の導入**

17 IQ(漁獲割当て)による管理については、ロードマップに従い、2023 年度までに、TAC 魚
 18 種を主な漁獲対象とする沖合漁業(大臣許可漁業)に原則導入する。 【農林水産省】

19 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
IQ 管理を導入した魚種・漁業種類の割合	36%	100%

20
21 **3-4-○ 水産資源管理における資源管理協定への移行**

22 国や都道府県による公的規制と漁業者の自主的な取組の組合せによる資源管理推進の
 23 枠組みは今後も存続し、自主的な取組を定める資源管理計画は、改正漁業法に基づく資源
 24 管理協定に移行することになっており、2023 年度までに、現行の資源管理計画から、改正
 25 漁業法に基づく資源管理協定への移行を完了させる。 【農林水産省】

26 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
資源管理協定への移行割合	0.19%	100%

27
28 **3-4-○ 水産資源管理のルールへの遵守**

29 アワビ・ナマコ等の沿岸域の密漁や我が国周辺水域における外国漁船の違法操業に対す

る取締りを強化するとともに、「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」に基づく水産動植物の国内流通及び輸出入の適正化を図る。【農林水産省】

3-4-○ 国際水産資源の持続的利用

持続的な漁業の達成に向け、FAO が行う、途上国への IUU（違法、無報告、無規制）漁業対策支援、ワシントン条約（CITES）への科学的助言の提供等に必要な経費を支援するもの。さらに、漁業補助金規律の適切な策定・実施のため、WTO を通じて途上国メンバーに対して、漁業当局の関連会合への参加、補助金等の通報の改善等を支援するもの。また、資源状況の悪化が懸念されているマグロ類を含む高度回遊性魚類の持続可能な利用・管理について、我が国の漁業生産及び消費における立場を十分に踏まえ、地域漁業管理機関を通じて、科学的根拠に基づく保存管理措置の設定や、違法・無報告・無規制（IUU）漁業の排除に取り組む。【農林水産省】

（現状と目標）

指標	現状値	目標値
違法漁業防止寄港国措置協定（PSM 協定）の批准国数	70 か国	75 か国 (2026 年度まで)
我が国及び FAO 専門家の知見を生かした生物多様性の確保と水産資源の持続的利用の両立への貢献	—	—
世界の全漁獲量の約 90%を占める漁獲量上位国（33 か国・地域）のうちの途上国 20 か国全てが WTO に漁業補助金を通報する	7 か国	20 か国 (2026 年度まで)
カツオ・マグロ類等資源の適切な保存管理措置を地域漁業管理機関において採択する	WCPFC: 5 ICCAT: 20 (2021 年度)	WCPFC: 毎年 6 ICCAT: 毎年 8

3-4-○ さけ・ます増殖事業の推進

国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施するふ化放流のモニタリングや技術開発の結果等を踏まえて、生物多様性に配慮したさけ・ます増殖事業を推進。【農林水産省】

3-4-○ 環境・生態系と調和した増殖の推進

「人工種苗放流に係る遺伝的多様性への影響リスクを低減するための技術的な指針」に基づき、生態系や資源の持続性に配慮した増殖を推進。【農林水産省】

3-4-○ 養殖における環境負荷の軽減

- ・ 養殖漁場ごとに漁場改善計画を定めて漁場環境を管理するとともに、海洋環境への負荷軽減が可能な沖合養殖や陸上養殖を推進する
- ・ 伝染性疾病の発生予防及び発生時における指導や、特定疾病のまん延防止措置を支援
- ・ ワクチン等の開発支援や、組織的なワクチン接種の推進等による防疫体制整備の支援

1 を行い、養殖魚における疾病被害を低減

- 2 ・ 薬剤耐性菌の監視・動向調査の結果を踏まえ、薬剤耐性に関する研修会等の実施によ
3 り、知識・技術の普及啓発を行い、養殖魚における薬剤耐性菌の発生を低減

4 【農林水産省】

5 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
養殖生産額に対する魚病推定被害額の割合	2.8%	2.9%

6
7 **3-4-○ 漁業における混獲の削減**

8 サメ類や海鳥、ウミガメの混獲を回避する技術の開発や漁業者への普及・啓発を通じた
9 混獲の削減。 【農林水産省】

10
11 **3-4-○ 赤潮・貧酸素水塊、栄養塩類不足への対応**

12 赤潮・貧酸素水塊による漁業被害の軽減対策として、発生のモニタリングやメカニズム
13 の解明、被害軽減の技術開発等に取り組むとともに、栄養塩類の不足が水産資源に与える
14 影響の解明や栄養塩類管理の検討等の取組を推進。 【農林水産省、ほか関係省庁】

15 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量	1,429 千トン (2020 年度)	1,739 千トン (2022 年度)

16
17 **3-4-○ 捕鯨対策**

18 鯨類の資源管理に必要な科学的データの収集を推進するとともに、国際機関と連携しつ
19 つ、資源管理を推進。 【農林水産省】

20 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
捕獲可能量	379 頭／年	

1 第4章 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人ひとりの行動変容）

2 行動目標4-1 学校等における生物多様性に関する環境教育を推進する

3 生物多様性の損失を止めるための社会変革を実現するためには、生物多様性の重要性等に
4 対する人々の知識と関心を高め、行動の変化につなげることが不可欠である。その基礎とな
5 るのが、学校等における環境教育の推進と、それを支える人材の育成である。

6 学習指導要領では、小・中・高等学校の各段階において「持続可能な社会の創り手」とな
7 ることが期待されることを明記しており、持続可能な開発のための教育（ESD）を推進して
8 いくこととしている。また学校以外の場においても、幅広い世代の多くの人々が環境につい
9 て学ぶ機会を得られるよう、NPO や地域住民等の様々な主体が、里地里山、河川など身近な
10 自然を活用した多様な環境学習や自然体験の機会の提供等を行っている。

11 こうした取組を支える指導者や専門知識を有する人材を育成するため、教職員や企業・団
12 体の職員向け研修・セミナーの実施や、環境教育のための人材認定等事業の登録などが行わ
13 れている。

14 また学校や民間団体等が実施する環境教育等に役立つ情報の発信、セミナーやイベント等
15 を通じた普及啓発も進められている。

16 このような取組を更に推進し、環境教育の実施に対する支援、人材育成、ノウハウや事例
17 の共有等の情報発信を進めていく。

18 <具体的施策>

19 **○重点施策**

20 **○継続・強化する施策**

21 22 23 24 **4-1-○ 環境教育の推進**

25 学校や地域で環境教育を実践・推進するリーダー人材の育成、自然体験活動等を提供す
26 る「体験の機会の場」の認定、民間事業者が行う人材認定等事業の登録・公示、環境保全
27 に関する専門的な知識等を有する環境カウンセラーの登録、環境教育の推進に関する情報
28 の整備・発信等により、地域、学校、家庭等における環境教育を普及し、持続可能な社会
29 づくりの基盤形成を行う。 **【環境省、ほか関係省庁】**

30 **（現状と目標）**

指標	現状値（2021年度）	目標値（2030年度）
教職員等環境教育・学習推進リーダー養成 研修の参加者数	458	600
「体験の機会の場」利用者数	16,557	30,000
地方公共団体における環境教育関連施策 実施数	970	1,400

31 32 **4-1-○ 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進**

- ESD 活動支援センター（全国・地方）及び地域 ESD 推進拠点によるネットワークの形成や連携により、各地域で行われている持続可能な開発のための教育（ESD: Education for Sustainable Development）の事例の共有や情報発信、人材の育成支援などを通じて、地域に根ざした ESD を全国に普及する。
- ユネスコ未来共創プラットフォーム事業におけるユネスコスクールの取組の活性化や、SDGs 達成の担い手育成（ESD）推進事業におけるカリキュラム等の開発・実践や教師教育の推進等を通じて、第 2 期 ESD 国内実施計画に基づきユネスコエコパークやユネスコ世界ジオパークの活用や様々なステークホルダーと連携しながら、国内における ESD の推進を行う。

【文部科学省、環境省、ほか関係省庁】

（現状と目標）

指標	現状値	目標値
全国 ESD フォーラム参加人数	478 (2021 年度)	525 (2025 年度)
地方 ESD 関連フォーラム参加人数	4,711 (2021 年度)	5,182 (2025 年度)

4-1-○ 下水道を活用した環境学習の推進

都市内の水循環や公共水域に排出する汚濁負荷の管理など、下水道の重要な役割を広く情報発信するため、下水道管理者と地域住民との情報共有を進めるとともに、環境学習の中で、多様な生態系の保全などにも資する下水道の役割を明確に位置付け、子どもたちに下水道の仕組みや流域における下水道の役割について正しく理解してもらうほか、処理場見学会の開催など下水道施設を学びの場として積極的に活用する。また、地域住民や教育関係者、NPO 等と連携し、多様な生態系の生息・生育場所の創出を図る場としての下水道施設の役割などについて、積極的に情報発信し、国民への理解に努める。

【国土交通省】

（目標）

- 小中高生を対象とした環境教育に関する展示の実施や、9月10日の「下水道の日」に関連する国、地方公共団体等の行事を通じて、国民の下水道に対する理解・関心の向上を図る
- 国土交通大臣賞「循環のみち下水道賞」にて広報等に係る優れた取組を実施している地方公共団体やNPO団体を表彰することにより、国民の下水道に対する理解・関心の向上を図る。

○ 維持する施策

4-1-○ 環境教育の場となる都市公園の整備の推進

利用者・地域・学校などと一体となった環境教育・環境学習などの指導者や実践者の養成の場や機会を提供するとともに、それらのプログラムを実践する都市公園等の整備を行う。

【国土交通省】

1 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
都市域における水と緑の公的空間確保量	13.9 m ² /人 (2019 年度)	15.2 m ² /人 (2025 年度)

2 3 4-1-〇 河川における環境教育の推進

4 「川に学ぶ社会」の実現を目指して、子どもたちの川を活かした体験活動や環境学習の
5 場を拡大し、また地域の子どもの体験活動の充実を図る「子どもの水辺」再発見プロ
6 ジェクト」や川の自然環境や危険性を伝える「指導者育成」などを進める。また、地域と
7 連携し河川を活かした学習・自然体験活動、学校教育関係者と連携した学校教育への教材
8 提供等を進める。 【国土交通省、文部科学省、環境省】

9 (目標)

- 10 ・ NPO 等の団体とも連携の元、指導者育成や水難事故防止に向けた講座等を開催する
- 11 ・ 河川環境教育、水難事故防止啓発のための、教材作成、情報発信を充実させる

12 13 4-1-〇 環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進

14 環境負荷の低減や自然との共生を考慮した学校施設の整備を推進し、整備された施設を
15 環境教育にも活用する。 【文部科学省、ほか関係省庁】

16 17 行動目標 4-2 日常的に自然にふれあう機会を提供することで、自然の恩恵や自然と人と 18 の関わりなど様々な知識の習得及び人としての豊かな成長を図る

19 生物多様性に対する認識・関心を高めるために環境教育と合わせて重要なのは、自然との
20 ふれあいを通じた体験に基づく理解の醸成である。

21 自然との直接的なふれあいによって、自然に対する関心が生まれ、自然について考える力
22 が養われる。また、自然が人の心身の健康にもたらす効果を把握し、自然の中で暮らすこと
23 で享受できる文化的・精神的な豊かさを求める価値観が醸成される。かつては、日常生活
24 中で自然との接点があり、日本人は人間も自然（生態系）の一部であるとの認識を自然に有
25 していた。しかし、都市化・工業化の進行に伴って人と自然との関係は希薄化し、自然との
26 接触機会が少なくなり、特に若い世代を中心に自然とのつきあい方を知らない人たちが増え
27 ている。このような中で、自然とふれあう機会を増やすことにより、人が自然生態系の構成
28 要素のひとつであることを認識し、自然との共生への理解を深める。

29 自然とのふれあいは、国立公園に出かけて自然の大風景に感動し、身近な自然に接して安
30 らぎを覚え、自然の仕組みを知り、自然の中で活動しようとする、自然の恵みを享受する様々
31 な活動としてとらえられる。概観しただけでも「野外レクリエーション・観光」、「保健休
32 養」、「日常生活」、「ボランティア活動」といった多様な側面がある。

33 自然とのふれあいに係る施策の推進に当たっては、多様なニーズに対応した魅力ある自然
34 体験プログラムの提供、自然とふれあう場の整備・保全、情報発信、自然とのふれあいを求
35 める人々とその機会を提供する施設や団体・人材とのネットワーク構築等に総合的に取り組

1 むことが必要である。特に人口の多くを占める都市部の居住者が、生物多様性が豊かに保た
2 れている緑地・親水空間へのアクセスや自然体験の機会を増加させられるよう取り組みを進
3 める。

4

5 **<具体的施策>**

6 **○重点施策**

7

8

9 **○継続・強化する施策**

10 **4-2-○ 自然とのふれあいの機会の提供**

11 みどりの月間など、全国各地で自然とのふれあいに関する各種行事の実施等の推進や国
12 立公園等における自然体験活動を推進し、自然とのふれあいの機会を提供するとともに、
13 自然の恩恵や自然と人との関わりなどの様々な知識の習得及び人としての豊かな成長を
14 図る。 **【環境省】**

15 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
地方環境事務所が集計したみどりの月間の行事参加者数	904 人 (2021 年度)	4,500 人 (2023 年度)
自然体験教育活動推進事業の実施地域数	12 (2021 年度)	前年実績以上

16

17 **4-2-○ 新宿御苑の緑や施設を活用した生物多様性や再生可能エネルギーに関する普及**
18 **啓発**

19 環境教育エリアの維持管理と情報発信の強化、環境教育イベントや園内ガイドの実施、
20 「環境の杜」構想に基づく環境学習機会の提供や外部団体等による育成者指導講習等の受
21 入れ。 **【環境省】**

22

23 **○維持する施策**

24 **4-2-○ 国立公園等における保護と利用の好循環の形成**

25 国立公園や国民公園等において、利用者が安全かつ快適に自然を体験できるよう、自然
26 環境保全のための整備を行うとともに、公園利用に必要な施設や緑地の整備と適切な管理を
27 行うことにより、自然環境の保護と利用が好循環し、自然と人が共生する社会の構築が進
28 んみ、各地域が固有の自然資源を磨き上げて、活力のある地域を創出する。 **【環境省】**

29 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
国立公園及び国定公園の年間利用者数	893,110 千人 (2019 年)	前年比 101% (P)

30

4-2-○ 国内外への国立公園等の情報発信

改正自然公園法により国立公園等の情報発信等が努力義務として盛り込まれたことも踏まえ、国立公園等の魅力の発信等に関してホームページやパンフレット等を活用して国内外向けに情報発信を行い、国立公園等への来訪促進、自然への興味・関心の喚起、環境配慮意識の醸成を促進する。また、国立公園オフィシャルパートナーと連携して国立公園の美しい景観の魅力を世界に向けて発信する。

【環境省】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
国立公園を訪問した訪日外国人利用者数	93 万人 (2020 年度)	667 万人 (2025 年度まで)
ウェブサイトにおける国立公園内自然体験コンテンツの予約数（サイトから予約可能なページへの遷移数含む）	1,230 件 (2021 年度)	3,000 件 (2025 年度まで)

4-2-○ 日光国立公園「那須平成の森」管理運営事業

自然環境モニタリングを行い、順応的な生態系管理を行うとともに、那須平成の森フィールドセンター、那須高原ビジターセンターを中心に、ガイドツアーの実施等自然体験活動を実施している。

【環境省】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
那須平成の森ガイドウォーク参加者アンケートの満足度	96% (2021 年度)	7段階評価の上位2評価の合計が100%以上

4-2-○ 子ども農山漁村交流プロジェクト

子どもたちを対象とした農山漁村体験、自然体験を通じて、自然、文化等の魅力について学び、生物多様性への理解を促進させる。また、こうした体験活動の推進は、受入地域にとっての地方創生にも資するため、本取組を実施する都道府県、市区町村をモデル団体として委託し、成果を全国の都道府県、市区町村へ周知を図るとともに、国立公園等受入地域でのプログラム開発の支援等により本取組を推進する。

【総務省、環境省、内閣官房、内閣府、文部科学省、農林水産省】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
子ども農山漁村交流プロジェクトへの参加児童数	108,922 人 (2021 年度)	100,000 人 (2022 年度)

4-2-○ 都市農業の推進、農泊支援、情報発信等を通じた都市と農山漁村の交流・定住の促進

- ・ 市民農園や農業体験農園の開設促進に向けた取組や都市住民の都市農業への理解醸成

1 の取組等への支援により、都市農業の多様な機能の発揮を促進

- 2 ・ 農泊に取り組む地域における実施体制の構築、観光コンテンツの開発、滞在施設等の
- 3 整備等の一体的な支援の実施
- 4 ・ 農泊に取り組む地域と国立公園との連携した自然体験コンテンツの造成等による国立
- 5 公園における滞在期間の延長と地域経済への貢献を推進
- 6 ・ 世界農業遺産及び日本農業遺産について、情報発信を通じた認知度向上等の取組を支
- 7 援
- 8 ・ 滞在型漁村の確立・形成や国内外への漁村の魅力の発信を通じ、都市住民や外国人観
- 9 光客等による漁村への訪問や漁村の人々との交流を促進

10 【農林水産省、ほか関係省庁】

11 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数及び訪日外国人旅行者数のうち農山漁村体験等を行った人数		1,540 万人 (2025 年度)

12
13 **4-2-〇 干潟等の良好な自然環境を利用した海辺の環境教育の推進**

14 海辺の自然環境を活かした自然体験・環境教育を行う「海辺の自然学校」の取組を地方
15 公共団体やNPO等と連携しながら全国各地で展開する。また地域の地方公共団体、教育機
16 関、NPO等が自然体験プログラムの開催ノウハウを蓄積することで、自ら実施できる体制
17 整備を推進する。

17 【国土交通省】

18 (現状と目標)

指標	現状値 (2020 年度)	目標値
海辺の自然学校開催実績数	13 件	21 件以上

19
20 **4-2-〇 港湾環境整備施設等の整備による港湾環境の利用促進**

21 干潟や藻場等の自然環境、緑地や公園等の施設整備を推進する。また、港湾区域におけ
22 る自然環境を多様な主体に提供することで、地域振興・自然体験・環境教育等の自主的な
23 取組・連携を促進する。

23 【国土交通省】

24
25 **4-2-〇 国立青少年教育振興機構における自然体験活動の推進**

26 独立行政法人国立青少年教育振興機構において、国立青少年教育施設における青少年の
27 自然体験活動等の機会と場の提供、指導者の養成及び質の向上、民間団体が実施する自然
28 体験活動等に対する支援等を通して、青少年の自然体験活動を推進する。【文部科学省】

29
30 **4-2-〇 体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト**

31 体験活動の機会や場を充実させるための事業を実施するとともに、体験活動に関する普
32 及啓発や調査研究、民間企業が実施する優れた取組に対しての顕彰事業を実施する。

33 【文部科学省】

4-2-〇 全国「みどりの愛護」のつどいの開催

全国「みどりの愛護」のつどいについて、全国の都市公園を会場として開催し、より一層国民のみどりに対する意識の高揚を図る。【国土交通省】

行動目標 4-3 ナッジ等の行動科学の知見等を活用し、国民に積極的かつ自主的な行動変容を促す

社会全体でネイチャーポジティブを実現し定着させていくためには、人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるように手助けする政策手法であるナッジ（英語 nudge：そっと後押しする）やブースト（英語 boost：ぐっと後押しする）をはじめとする行動科学の知見も活用して、国民一人ひとりが生物多様性に配慮した商品やサービスを自らの意思で選択できるような社会を構築することが鍵となる。行動科学を活かしたこうした手法は、規制的手法（法律等）、財政的手法（補助金等）、そして情報的手法（普及啓発・情報提供等）といった伝統的な政策手法を補完する位置付けでとらえられるようになっている。

しかしながら、海外で効果のあった事例が、文化や習慣等の異なる我が国でも同様に効果があるとは限らない。また、国内のある条件で効果の見られた手法が、別の条件で同様の効果を発揮するとも限らない。このため、手法の活用にあたっては、必ずしも万能なものではないと考え、どのようなときに効果があり、また、効果が見られないのかを事例を重ねながら一つ一つ明らかにすることが重要である。

日本では、既に「定着した行動変容」として国際的に評価され、取り上げられることの多いクールビズという事例もある。行動科学を活用した取組に関する方法論や課題、対応方策、成功事例等を広く共有しながら、効果的に消費活動や商品選択のあり方を見直すきっかけとなるサービスや商品の提供、政府や企業等による物品調達、情報発信等を進め、人々の行動変容につなげていく必要がある。

<具体的施策>

〇重点施策

4-3-〇 2030 生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）の活動

国内での社会変革を実現するため、国民、経済界、NGO・NPO、地方公共団体などの主体間の連携、協働を進めるためのマルチステークホルダー型のプラットフォームの設置等、以下の事業を実施する。【環境省、ほか関係省庁】

- ・ 多様な主体が情報交換・認識共有等を行う総会・フォーラム・WG等の設置・運営
- ・ 生物多様性に関する普及啓発ツールの作成・活用による普及啓発を実施
- ・ セクター横断的な取組を進めるためのフォーラム等の開催
- ・ ナッジ等を活用した行動変容に関する議論や実装

（現状と目標）

指標	現状値	目標値
プラットフォーム関係会議開催数	年5回以上	年5回以上

生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合	83.7% (2020年度)	90% (2030年度)
----------------------------	-------------------	-----------------

4-3-○ ナッジ等の知見を活用した行動変容の促進

生物多様性の主流化（認識の向上）、国民や企業等を対象とした行動変容（例えば、消費者を対象とした場合、日々の暮らしへの訴求等）に向けた議論・検討を実施する。消費行動や生産行動、寄付行為などを通じた生物多様性保全に向けた個人や個社の取組を促すための仕組みやフレームワークを検討する。【環境省、ほか関係省庁】

（現状と目標）

- ・ ナッジを活用した意識改革や行動変容の効果を把握する
- ・ ナッジの活用により意識改革・行動変容を促す割合を向上させた効果的な広報・普及啓発を推進する

指標	現状値	目標値
生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合	83.7% (2020年度)	90% (2030年度)

○継続・強化する施策

○維持する施策

4-3-○ 「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクト等による行動変容

地域版 SDGs である地域循環共生圏を暮らしの観点から実装するための国民運動である「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクトや、それらに基づく官民連携による広報活動等を展開し、各界各層の生物多様性主流化に向けた行動変容を促す。【環境省】

（現状と目標）

指標	現状値	目標値
広報等の国民へのアプローチ数 (HP アクセス数)	2,5324pv	30,000pv
生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合	—	5,000人

4-3-○ あふの環 2030 プロジェクト

あふの環プロジェクトをプラットフォームとし、多様なステークホルダーとの対話を進めながら、価格重視の消費から持続可能性重視の消費へと行動変容を促し、持続可能な生産消費を促進する。【農林水産省、ほか関係省庁】

（現状と目標）

指標	現状値	目標値
----	-----	-----

環境に配慮されたマークのある食品・商品を選ぶことを意識している消費者の割合	32.2% (2020 年度)	50% (2025 年度)
---------------------------------------	--------------------	------------------

4-3-○ 森林・林業が果たす役割等の普及啓発の促進

企業・NPO等のネットワーク化、緑化行事の開催を通じた普及啓発活動の促進、森林環境教育や木育の推進、林業体験学習等の促進等を推進。【農林水産省】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
国産材の供給・利用量	3,100 万㎡ (2020 年度)	4,200 万㎡ (2030 年度まで)
森林ボランティア団体数	4,474 団体 (2021 年度)	4,582 団体 (2025 年度)

行動目標 4-4 食品ロスの半減及びその他の物質の廃棄を減少させることを含め、生物多様性に配慮した消費行動を促すため、生物多様性に配慮した選択肢を周知啓発するとともに、選択肢を増加させ、インセンティブを提示する

「大量生産・大量消費・大量廃棄」型のライフスタイルが、生産から消費の各段階において生態系を劣化させる要因となっている。本来食べられるにも関わらず廃棄されている食品、いわゆる「食品ロス」の量は2020年度で522万トンに上る。また、1年間に新たに国内に供給される衣料品の約96%が使用後に手放され、約62%はリユースもリサイクルもされず廃棄されている。服がごみとして廃棄された場合、再資源化される割合は5%ほどでほとんどはそのまま焼却・埋め立て処分されており、その量は年間で約48万トンにもなる。

こうしたライフスタイルを変革するため、生物多様性に配慮した商品やサービスの選択肢を増やしていくとともに、人々がそれらを積極的に選択するようなインセンティブを提示していく必要がある。

具体的には、多様な関係者と連携しながら、教育や普及啓発、リサイクル技術の開発、エコラベル等認証製品の普及、フードバンク等社会的なインフラの構築等を統合的に推し進める。あわせて、生物多様性に配慮した各商品やサービスについて、それらを選択することが生態系の保全にどのように寄与するのか等の情報を分かりやすく発信していくことが必要である。

<具体的施策>

○重点施策

○継続・強化する施策

4-4-○ 有機農業を含む環境保全型農業に対する消費者の理解と関心、信頼の確保

- ・ 国産の有機食品を取り扱う小売や飲食関係の事業者と連携し、生物多様性の保全や地

1 球温暖化防止など、SDGs の達成に貢献する有機の取組の持つ価値や特徴を消費者に広
2 く発信することにより国産の有機食品の需要喚起の取組を推進

- 3 ・ 国産有機農産物等に関わる新たな市場を創出していくため、これらを取り扱う流通、
4 加工、小売等の事業者と連携して行う、国産有機農産物等の消費者需要及び加工需要
5 を喚起し、事業者間のマッチングを促進する取組を支援
- 6 ・ 有機農業を活かして地域振興につなげている地方公共団体の相互の交流や連携を促す
7 ためのネットワーク構築を推進し、学校給食での有機食品の利用など有機農業を地域
8 で支える取組事例の共有や消費者を含む関係者への周知が行われるよう支援

9 **【農林水産省】**

10 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
週1回以上有機食品を利用する消費者の割合	17.5% (2017年度)	25% (2030年度)
有機農業の取組面積		63千ha (2030年)

11 **○維持する施策**

12 **4-4-○ 脱炭素の意識と行動変容の発信・展開**

13 脱炭素行動と暮らしにおけるメリットを「ゼロカーボンアクション30」として整理し、
14 積極的に発信することでより多くの国民の具体的な取組の実施につなげる。また、幅広い
15 層を対象に各対象のニーズに応じた教材やコンテンツ等を作成し、各取組とも連動させな
16 がら効果的に提供する。
17 **【環境省】**

18 **(現状と目標)**

指標	現状値 (2020年度)	目標値 (2030年度)
CO2 排出量削減推定効果	228.8万 t-CO2	537万 t-CO2 ※2030年46%削減

19 **4-4-○ プラスチック資源循環の推進**

20 **➤ プラスチック資源循環戦略に基づく取組**

- 21 ・ 2022年4月1日に施行されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令
22 和3年法律第60号）に基づき、製品の設計から廃棄物の処理に至るまでの、プラスチ
23 ックのライフサイクル全般で、あらゆる主体による資源循環の取組を促進。
- 24 ・ プラスチック資源循環の取組全体（メーカー・リテラー・ユーザー・リサイクラー
25 の連携）を支援。
26 **【環境省、ほか関係省庁】**

27 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
ワンウェイプラスチック排出抑制	—	25% (累計) (2030年度)

プラスチック製容器包装のリユース・リサイクル率	—	60% (2030 年度)
プラスチックの再生利用量	—	倍増 (2030 年度)
使用済みプラスチックの有効利用	—	100% (2035 年度)
バイオマスプラスチック導入量	—	200 万トン (2030 年度)
プラスチック製容器包装・製品のデザインの、リユース・リサイクル可能なものへの転換 (2025 年度まで)	—	—

1
2 **➤ 食品産業・農畜産業におけるプラスチック資源循環の推進**

- 3 ・ 飲料用 PET ボトルの有効利用を促進する取組等食品産業が実施するプラスチック資源
4 循環の取組を支援する。
5 ・ 使用済み農業用プラスチックの排出抑制と適正処理の推進、生分解マルチの利用促進、
6 被覆肥料の被膜殻の流出防止等に取り組む、プラスチック資源循環を推進。

7 **【農林水産省、環境省、ほか関係省庁】**

8 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
飲料用 PET ボトルの有効利用 (回収率)	96.7% (2020 年)	100% (2030 年度)
農業分野におけるプラスチック排出量に対する再生処理量 (熱回収を含む)	—	100% (2035 年度)

9
10 **4-4-○ 環境と調和のとれた食料生産とその消費に配慮した食育の推進**

11 第4次食育推進基本計画に掲げられた目標達成に向けて、地域の関係者が連携して取り
12 組む食育活動を重点的かつ効率的に推進するとともに、食育推進全国大会の開催やフード
13 ガイドの見直しを行い、食育の全国展開を図る。 **【農林水産省】**

14 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合	69.3% (2021 年度)	75%以上 (2025 年度)

15
16 **4-4-○ 食品ロス削減**

- 17 ・ 食品事業者における商慣習の見直しに向けた検討・調査やフードバンク活動の支援等
18 を通じた食品ロス削減を目指す。
19 ・ 食品廃棄ゼロを目指す先行エリアの創出や飲食店における食べ残しの持ち帰り

(mottECO)、フードドライブなどの食品ロス削減対策を通して、消費者等の行動変容を促進する。 【農林水産省、環境省、ほか関係省庁】

(現状と目標)

指標	現状値 (2020 年度)	目標値 (2030 年度)
事業系食品ロス量	275 万トン	273 万トン ※2000 年度比で半減
家庭系食品ロス	247 万トン	216 万トン ※2000 年度比で半減

4-4-〇 サステナブル・ファッションの推進

4-4-〇 生物多様性の保全に取り組む生産者からの優先調達を支援する認証制度の活用

- ・ 水産エコラベルの国内外への認知度向上及び認証取得を促進
- ・ 森林認証材取得に向けた合意形成及び森林認証材の普及への支援

【農林水産省】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
国内における国際的に通用する水産エコラベルの生産段階認証の認証数	93	225 (2025 年度)

行動目標 4-5 伝統文化や地域知・伝統知も活用しつつ地域における自然環境を保全・再生する活動を促進する

地域の自然に根ざした伝統行事、食文化、地場産業などの地域文化は、持続可能な自然資源の利用に関する知恵や、人と自然の共生という価値観を育んできた。また、農林水産業をはじめとする地域における適切で継続した営みが、生物多様性豊かな地域づくりにつながっている。

このような伝統文化や地域知・伝統知の継承を含め、地域における自然への理解や配慮を高め、活用を図るとともに、地域における多様な主体の連携を促す取組等を通じて自然環境の保全・再生活動を促進することが必要である。

<具体的施策>

〇重点施策

〇継続・強化する施策

4-5-〇 伝統文化や伝統知に配慮した地域における OECM 推進

伝統工芸や伝統行事といった地域の伝統文化のために活用されている自然資源の場としての価値を有する区域についても「自然共生サイト (仮称)」として認定を進める。

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
「自然共生サイト（仮称）」認定の「3. ア 生物多様性の価値」基準のうち、(5)「伝統工芸や伝統行事といった地域の伝統文化のために活用されている自然資源の場としての価値」を選択するサイト数	—	—

○維持する施策

4-5-○ 地域における生物多様性の保全に関する活動の促進

地域における生物多様性の保全再生に資する先行的・効率的な活動を支援することにより、国土全体の生物多様性の保全・再生を進める。 【環境省、ほか関係省庁】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
生物多様性保全推進支援事業での支援数（累計）	479 件 (2021 年度)	800 件 (2025 年)

4-5-○ パートナリーシップによる生物多様性保全の取り組みの支援

各主体のパートナーシップによる取組を支援するため、地球環境パートナーシッププラザ及び地方環境パートナーシップオフィスを拠点として、情報の収集・提供や様々な主体の交流の場のデザインなどを実施する。 【環境省】

4-5-○ 自然の郷ものがたりの作成

国立公園で暮らす人たちに、自分たちの暮らしと国立公園の関わりについて聞き書きしてまとめた冊子を作成。地域が国立公園の価値を再認識することで、保全への意識を高めしていく。 【環境省】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
自然の郷ものがたり発行数		

4-5-○ 食文化の保護・継承による農山漁村の活性化

各地固有の伝統的な食品等の食文化の保護・継承に取り組むことにより、農山漁村の活性化につなげる。 【農林水産省、ほか関係省庁】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
郷土料理や伝統料理を月 1 回以上食べている国民の割合	61.7% (2021 年)	50%以上 (2025 年)

1
2 **4-5-○ 地域の暮らしとサンゴ礁生態系のつながりの構築**

3 サンゴ礁生態系保全行動計画 2022-2030 で設定した特に解決の緊急性が高い重点課題
4 の一つとして、多様なステークホルダーの協働による地域主体のサンゴ礁生態系の保全活
5 動や、保全活動に関する普及啓発、持続的な利用の促進等の取組を推進する。

6 **【環境省、ほか関係省庁】**
7
8

1 第5章 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

2 行動目標5-1 生物多様性や社会経済を含む関連分野における学術研究の推進、強固な体制に基づく長期的な基礎調査・モニタリング等を実施するとともに、それらの 3 成果を活用し生物多様性及び生態系サービスの評価の取組を進め、国家勘定 4 への統合に向けた調査研究を進める

6 生物多様性の保全と持続可能な利用に係る取組を効果的に実施するには、計画策定や評価
7 の基盤となるデータの収集が不可欠である。

8 我が国では、植生や野生動植物の分布など自然環境の状況を調査する基礎調査や、様々な
9 生態系タイプごとに自然環境の量的・質的な変化を定点で長期的に調査するモニタリング調
10 査等を通じて、全国の自然環境の現状及び変化を把握している。それらの結果は生物多様性
11 の状況を示す重要な基礎情報となっていることから、こうした基礎調査を着実に継続・強化
12 していく。

13 また、これらの調査は膨大な人的・時間的なコストを要するため、より効率的で効果的な
14 調査手法の検討を進めるとともに、生物多様性や社会経済等をめぐる最新の動向に対応する
15 ため新たな研究・技術開発も促進していく。

16 これらの調査研究から得られた成果に基づき、生物多様性の損失と社会経済活動の統合的
17 な評価を含め、生物多様性及び生態系サービスの総合的な評価を進める。

19 <具体的施策>

20 ○重点施策

21 5-1-○ 環境 DNA 分析技術を用いた調査手法の標準化・一般化

22 近年発展している環境 DNA 分析技術を用い、水域に生息する淡水魚類・両生類・海洋生
23 物の分布情報の効率的かつ効果的な収集や希少種・外来種対策、生物調査の効率化に資す
24 るため、同技術を用いた調査手法の標準化及び一般化の推進を行う。

25 【環境省、文部科学省、ほか関係省庁】

26 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
環境 DNA のウェブサイトのアクセス数		
「調査手法の手引き」のダウンロード数		

28 5-1-○ 自然環境保全基礎調査

29 ▶ マスタープラン策定

30 新技術の導入等による効率的な調査手法や実施体制、データ利用の利便性向上等の検
31 討含め、今後の自然環境保全基礎調査の実施方針・調査計画等をまとめたマスタープラ
32 ンを策定。同プランに基づき、長期に継続して且つ効果的に生物多様性保全の取組を支
33 える、基礎的・科学的な基盤情報や自然環境データの収集・整備を推進する仕組みを強化
34 する。

【環境省】

1 **➤ 総合解析**

2 自然環境保全基礎調査等、生物多様性に係る自然環境調査の結果（50年間に及ぶ長期
3 ビッグデータ）をベースに、他主体に分散する、社会地理や気候変動関連分野も含む自
4 然環境情報等の関連データを収集・援用し、施策への効果的な反映に資する総合的な解
5 析を実施する。もって、我が国の自然環境の現状やその変化について示すとともに、生
6 物多様性保全施策への自然環境保全基礎調査のデータ利活用をこれまで以上に推進す
7 る。 **【環境省】**

8
9 **➤ 自然環境保全基礎調査の実施**

10 自然環境保全法の規定に基づき、全国の自然環境を把握する調査等を企画・実施し、
11 国土の生物多様性の現況と変化状況を把握する。上記マスタープラン、総合解析を踏ま
12 え、収集した生態系の分布情報や生物の生息・生育データをとりまとめ、提供し施策の
13 推進を支援。 **【環境省】**

14
15 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
全国的な自然環境のセンサス調査実施数・範囲・ 継続的な長期モニタリングの実施箇所数		
生物の生息動向に関するデータの閲覧数		前年度実績値以上
生息動向を把握する生物の個別報告をいきもの ログ上で提供した件数		

16
17 **5-1-○ 生物多様性及び生態系サービスに関する総合的な評価・予測**

18 我が国の生物多様性及び生態系サービスの現状を総合的に評価し、生物多様性国家戦略
19 に基づく取組の効果を分析するため、「生物多様性及び生態系サービスの総合評価」（JB0）
20 のとりまとめを行う。また、社会経済活動（生物多様性損失の間接要因）による影響や、
21 気候変動対策との統合的な解決策の実施を含めて、生物多様性・生態系サービスに係る評
22 価・予測を実施する調査研究を推進する。 **【環境省】**

23
24 **5-1-○ 湖沼調査**

25 自然環境把握のための基礎情報として、湖沼の地形データを、保全・利用のニーズを勘
26 案しつつ最新測量技術を用いて順次更新・高度化するとともに、電子国土基本図を通じて
27 広く提供する。 **【国土交通省】**

28 **(目標)** 湖底地形データを整備・更新して、電子国土基本図を通じて提供する

29
30 **○継続・強化する施策**

31 **5-1-○ モニタリングサイト 1000**

32 我が国における様々な生態系の現状とその変化を把握し、その結果を保全施策等につな

1 げていくことを目的として、全国に約 1,000 か所のモニタリングサイトを設置し、各生態
 2 系の基礎情報を長期間に渡って定量かつ継続的に把握する。 【環境省】

3 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
長期的かつ定量的な調査を実施する地点数	1,089 か所	1,000 か所以上 (計画終了時点)

4
 5 5-1-○ 海洋におけるプラスチック分布実態と分布プロセスの解明研究

6 日本の沖合表層および深海底におけるプラスチックの分布実態を把握し、ホットスポッ
 7 ト的にプラスチックごみが集積する場所と量を把握するとともに、その集積プロセスを解
 8 明する。得られた情報は、国際ネットワーク IMDOS (Integrated Marine Debris Observing
 9 System)や環境省等に提供する。 【文部科学省、ほか関係省庁】

10 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
科学論文数		年 2 報以上
環境省等への情報提供数(委員会他各種会合等への出席数等)		年 1 回以上
国際会合・シンポジウムにおける情報提供数		年 1 回以上

11
 12 5-1-○ プラスチックが海洋生物・生態系に与える影響研究

13 最終的にプラスチックが集積する深海域においてプラスチックが海洋生物に与える影
 14 響やプラスチックに起因する生態系の変動に関する科学的な情報を創出する。得られた情
 15 報は、国際ネットワーク IMDOS (Integrated Marine Debris Observing System)や環境省
 16 等に提供する。 【文部科学省、ほか関係省庁】

17 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
科学論文数		年 2 報以上
環境省等への情報提供数(委員会他各種会合等への出席数等)		年 1 回以上
国際会合・シンポジウムにおける情報提供数		年 1 回以上

18
 19 5-1-○ 水産資源動向等のデータの蓄積

- 20 ・ 資源評価対象魚種を順次拡大し、当該魚種の調査を開始
- 21 ・ 我が国周辺水域の主要魚種(マイワシ、マサバ等)や公海等で漁獲される国際漁業資
 22 源(サケ、カツオ・マグロ等)について、調査・評価等を実施
- 23 ・ 海洋環境の変動等による水産資源への影響を調査し資源変動メカニズム及び中・長期
 24 的な資源動向を究明する取組や、漁場形成及び漁獲状況等をリアルタイムに把握する
 25 取組等を支援 【農林水産省】

1
2 **5-1-○ サンゴ礁の保全・回復**

3 水産資源の産卵場、餌場、幼稚仔魚の育成場となっているサンゴ礁の面的な保全・回復
4 のための技術の開発に取り組む。 **【農林水産省】**

5 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
実証海域におけるサンゴ幼生の着底率	9.5% (2021 年度)	10%以上 (2025 年度)

6
7 **5-1-○ サンゴ群集に関する科学的知見の充実と継続的モニタリング・管理の強化**

8 サンゴ礁生態系保全行動計画 2022-2030 で設定した特に解決の緊急性が高い重点課題
9 の一つとして、サンゴ礁の状態や保全活動のモニタリングやその情報を収集・整理・発
10 信する取組等を推進する。 **【環境省、ほか関係省庁】**

11
12 **○維持する施策**

13 **5-1-○ 鳥類標識調査**

14 鳥類の生態や移動経路・生息状況等を把握するための基礎データを収集・蓄積を通じ、
15 野生鳥類の保護管理を推進するため、鳥類観測ステーションにおいて、継続的に標識調査
16 を実施。 **【環境省】**

17 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
鳥類標識調査ホームページの月平均ページビュー件数		

18
19 **5-1-○ ガンカモ類の全国一斉生息調査**

20 1970 年に各都道府県の協力を得て開始され、毎年継続的に調査が実施されている。全
21 国で同時期に実施されたガンカモ類の個体数等の結果を集計、報告書の作成等を行い、我
22 国におけるガンカモ類の冬期の生息状況を把握し、野生動物保護管理行政の基礎資料と
23 する。 **【環境省】**

24 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
全国でのガンカモ類の生息数等の概況調査	全国 47 都道府県において年に 1 回の調査を実施	
ガンカモ類の生息調査のウェブサイトのアクセス数		
ガンカモ類の生息調査の成果物（報告書）のダウンロード数		

25
26 **5-1-○ 南極地域観測事業**

1 1956年に開始された我が国の南極地域観測事業では、南極の海洋・陸上の生態系や生
 2 物相を対象に、南極観測船による海洋調査、湖沼における潜水調査、氷河末端域における
 3 調査を実施するとともに、遺伝子解析を中心とした様々な手法による極限環境と遺伝的特
 4 性の解明を行う。また、国立極地研究所学術データベースを介した成果の公開を行う。

5 **【文部科学省、ほか関係省庁】**

6 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
国立極地研究所学術データベース公開データ数	74,398件	前年度実績以上

7
 8 **5-1-○ 生物多様性・自然資本の価値評価**

9 生物多様性・自然資本の経済価値評価を行うことにより、あらゆるセクター（国・地方
 10 公共団体・企業・市民等）において、生物多様性保全に配慮した政策・事業の意思決定・
 11 合意形成や、資金・人員の動員促進を図る。 **【環境省、ほか関係省庁】**

12
 13 **5-1-○ 森林資源のモニタリングの推進**

14 木材生産のみならず、生物の多様性、地球温暖化防止、流域の水資源の保全等、国際的
 15 に合意された「基準・指標」に係るデータを統一した手法により収集・分析する森林資源
 16 のモニタリングを推進する。 **【農林水産省】**

17
 18 **5-1-○ 河川水辺の国勢調査**

19 魚類、底生動物調査については原則5年、それ以外については原則10年でこれらの調
 20 査を一巡できるよう河川水辺の国勢調査を実施し、全国的な河川環境に関する情報を収集
 21 するとともに、全国的な傾向や地域的な生物の生息・生育状況の特徴などを把握する。ま
 22 た、今後もさらに調査データの利活用の推進を図る。 **【国土交通省】**

23 **(現状と目標)**

指標	現状値（2020年度）	目標値（2025年度）
水辺の国勢調査の実施河川数・ダム数	河川	138
	ダム湖	144

24
 25 **5-1-○ 深海における生物多様性の実態と変動解析**

26 深海の生物多様性を環境DNAや映像から実態を把握するとともに環境変動に伴った動
 27 態を解析する。得られたデータは海洋生物多様性データベース（BISMaL）を通じてユネス
 28 コ傘下にある海洋生物多様性データベースOBISに登録し、海洋生物多様性研究の発展に
 29 貢献する。 **【文部科学省、ほか関係省庁】**

30 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
科学論文数	年2報以上	

OBIS へのデータ提供数	1 つ以上のデータセット登録・更新
---------------	-------------------

1
2 **5-1-○ 海洋生物多様性に係る情報の公開・提供**

3 海洋を中心とする生物圏について、生物の調査および生態・機能等の研究を行うとともに、
4 資源としての多様な生物における潜在的有用性を掘り起こし、社会と経済の発展に資
5 する知見、情報を国内外に提供する。また、これらの生物圏の大気・海洋や固体地球との
6 相互関係を理解し、海洋生物多様性および生態系を総合的に把握するための情報を海洋生
7 物多様性データベース (BISMaL) を通じて提供する事で、将来発生し得る地球環境変動の
8 影響評価に貢献する。 **【文部科学省、ほか関係省庁】**

9 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
海洋生物多様性データベース (BISMaL:Biological Information System for Marine Life) が統合・公開した日本周 辺海域における調査研究に基づく生物出現 記録数	2,365,263 (2009-2022 年)	3,000,000 (2030 年まで)

10
11 **5-1-○ 有明海・八代海等の環境保全・回復、水産資源の回復**

12 2017 年 3 月の有明海・八代海等総合調査評価委員会報告 (平成 28 年度委員会報告) で
13 設定された再生目標の達成に向けた再生方策等に取り組むとともに、2022 年 3 月の中間
14 とりまとめで整理された課題の解決に向けた検討・取組を行う。

15 **【環境省、ほか関係省庁】**

16
17 **行動目標 5-2 効果的かつ効率的な生物多様性保全の推進、適正な政策立案や意思決定、**
18 **活動への市民参加の促進を図るため、生物多様性保全や取組の評価に活用可**
19 **能なデータやツールを提供するとともに、データ公開に係る人材育成や情報**
20 **リテラシーの向上を図る**

21 学術研究や調査・モニタリング、そのほか各地で実施されている様々な取組等を通じて蓄
22 積されたデータは、多様な主体が目的に応じて適切かつ迅速にアクセスでき、効果的な取組
23 につなげるため活用される必要がある。

24 しかしながら現状では、データを共有するためのツールや制度、データを活用できる人材、
25 関係者の連携体制が十分に整っていない。

26 このため、オープンデータ化や API 連携等による官民データの情報提供の基盤・体制や相
27 互の利活用を充実・強化する。併せて、利用目的に適ったデータ品質の確保、デジタル技術
28 等の高度化を図るとともに、こうしたデータの取り扱いや、情報を解釈して現場における取
29 組を進めるための専門人材を育成する。さらに、データ公開等を通じて市民の情報リテラシー
30 を向上させ、生物多様性の取組に対する市民参加につなげる。

1 <具体的施策>

2 ○重点施策

3 5-2-○ API 連携等による官民データの情報提供の充実・強化

4
5 5-2-○ 生物多様性国家戦略に貢献する地域の取組の集約・可視化

6 生物多様性国家戦略に掲げる目標の達成に貢献する地方公共団体や企業、活動団体等
7 による地域に根差した活動を集約・共有する仕組みを構築し、各活動の貢献の定量的評
8 価及び可視化を図る。 【環境省】

9 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
各主体の取組を集約する仕組みに登録された活動サイト数	0件	検討中

10
11 5-2-○ マルチステークホルダーによる連携取組み

12 国民、事業者、NPO、地方公共団体、国等が連携して取組を進めることで、新たな知見
13 の導入や、異なるセクターによる客観的な評価等を通じたより効果的な枠組みの構築や取
14 組促進、広範な意識啓発等を実施する。 【環境省、ほか関係省庁】

15 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
J-GBF の活動（プラットフォーム関係会議開催数）	年5回以上	年5回以上
30by30 アライアンス参加者数	P	500（2025年）
森里川海の活動（広報等の国民へのアプローチ数（HP アクセス数））	2,5324pv	30,000pv
グリーンインフラ官民連携プラットフォームに登録している地方公共団体のうち、グリーンインフラの取組を事業化した地方公共団体数	3地方公共団体 (2019年)	70地方公共団体 (2025年)

16
17 5-2-○ 河川環境に関する技術開発

18 河川環境管理の高度化・効率化を図るため、新たな河川環境情報図の整備、新技術によ
19 る環境調査などを推進する。また、河川生態学術研究など河川環境に関する調査・研究に
20 ついて学識経験者や各種機関と連携して推進と成果の活用を図る。

21 【国土交通省、ほか関係省庁】

22 (目標) 河川水辺の国勢調査マニュアル改訂

23
24 5-2-○ 海洋生物ビッグデータ活用技術高度化

25 海洋生物・生態系の保全・利用を促進するため、海洋生物・生態系研究と情報科学の融

1 合を図り、海洋生物に関するデータ収集・選別技術及びビッグデータの生成・解析技術の
2 高度化等を行い、社会的成果の創出をステークホルダーとの連携により目指す。

3 **【文部科学省、ほか関係省庁】**

4 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
本事業で整備されたデータや解析技術を用いた論文数、学会発表数（累積値）	6	500 (2030 年度)
構築したデータベースのデータ数	121	130 (2022 年度)

5
6 **○継続・強化する施策**

7 **5-2-○ 生物多様性情報システム (J-IBIS)**

8 各種調査の実施により収集した自然環境情報について一層の電子化・オープンデータ化
9 を進め、インターネット上で生物多様性情報システム (J-IBIS) を通じ API 連携等による
10 国内外への官民データの情報提供の基盤・体制を充実強化することで、各種施策やニーズ
11 に応じた自然関連データの利活用や相互利用を推進する。 **【環境省】**

12 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
生物多様性情報システムの月平均アクセス件数	801 万件 (2021 年度)	800 万件以上

13
14 **5-2-○ いきものログ**

15 「いきものログ」（生物多様性情報等の収集・管理、提供のプラットフォーム）を活
16 用し、多様な主体による各種生物の生息・生育情報の収集と情報共有・提供を通じて、
17 我が国の生物分布に関するデータの安定・継続的な収集と把握の促進につなげる。

18 **【環境省】**

19 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
GBIF データ登録数		
市民参加型生物調査を実施している関係主体数		

20
21 **5-2-○ 施策・事業に係る環境配慮を確保するための情報基盤整備**

22 施策の策定や事業の実施に当たり、適正な環境配慮が確保され、生物多様性の保全に資
23 するよう、地域特性を把握するための自然環境・社会環境に関する情報をウェブサイト上
24 の地理情報システム（環境アセスメントデータベース[EADAS]）により提供する。

25 **【環境省】**

26 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
環境アセスメントデータベースの年間延べ閲覧者数	270,000	前年度実績以上

5-2-○ 研究開発、産業利用のための知的基盤整備

工業などに利用できる微生物資源の効率的保存法を開発し、分類同定のための学術的分析を進める。また、研究、産業に提供するための遺伝資源の収集・保存や特性評価の強化、研究材料の配布及び情報の整備によって研究開発、産業利用のための知的基盤を整備。

【経済産業省、ほか関係省庁】

5-2-○ 「海洋状況表示システム」（海しる）の運用

我が国における海洋状況把握（MDA）の能力強化のため、関係府省及び政府機関等が保有している気象、海象、防災、海洋生物・生態系等にかかる広域性・リアルタイム性の高い海洋情報を集約・共有・提供する「海洋状況表示システム」（海しる）を運用する。

【国土交通省、ほか関係省庁】

○ 維持する施策

5-2-○ 生物多様性クリアリングハウスメカニズム（CHM）

生物多様性情報の情報源情報（メタデータ）を検索することができる生物多様性クリアリングハウスメカニズム（CHM）を安定的に運用する。生物多様性情報について、国の機関、地方公共団体、研究者等による情報源情報（メタデータ）を登録し、より広い共有を図る。

【環境省】

（現状と目標）

指標	現状値	目標値
生物多様性情報の情報源情報（メタデータ）の登録件数	5,441 件 (2021 年)	

5-2-○ 自然系調査研究機関連絡会議（NORNAC）

科学的情報に基づく自然環境保全施策の推進に寄与することを目的とし、自然系調査研究機関連絡会議の開催等を通じ地方公共団体や自然系調査研究機関との相互の情報交換、情報共有を促進し、ネットワークの強化を進める。

【環境省】

（現状と目標）

指標	現状値	目標値
構成機関相互のネットワーク強化のため、調査研究・活動事例発表会及び連絡会議開催数	それぞれ年 1 回	

5-2-○ 地球環境データ統合・解析プラットフォーム事業

気候変動、防災等の対策や生物多様性に関する取組に貢献するため、地球環境ビッグデ

ータ（観測データ・予測データ等）を蓄積・統合解析・提供するプラットフォーム「データ統合・解析システム（DIAS）」を運用・整備するとともに、プラットフォームを活用した研究開発を推進。 【文部科学省、ほか関係省庁】

（現状と目標）

指標	現状値	目標値
生物多様性に関する取組に貢献するアプリケーション等を開発し、DIASにて提供した数	1 (2021年)	2 (2030年)

5-2-0 ナショナルバイオリソースプロジェクト

2002年度より開始された、ライフサイエンス研究の発展のために多様なバイオリソース整備を行う「ナショナルバイオリソースプロジェクト」において、時代の要請に応えたリソースの収集・保存・提供を推進するとともに、利活用に向けたデータベースや付随情報の整備に引き続き取り組む。 【文部科学省】

（現状と目標）

指標	現状値	目標値
中核拠点が大学・研究機関等に提供した実験動物・植物等を用いて発表された論文数	1,021報 (2020年度)	前年度以上の実績値

5-2-0 有用微生物資源の保存及び提供

独立行政法人製品評価技術基盤機構等の遺伝資源保存センターにおいて、国内外から収集した有用な微生物資源の保存及び研究開発や産業利用のための提供を継続。

【経済産業省、ほか関係省庁】

5-2-0 微生物資源の「持続可能な利用」の促進

独立行政法人製品評価技術基盤機構において、資源保有国との国際的取組の実施などにより、資源保有国への技術移転、わが国企業への海外の微生物資源の利用機会の提供などを行い、微生物資源の「持続可能な利用」の促進を図っていく。 【経済産業省】

5-2-0 生物標本・資料の収集及び維持管理体制の強化

生物多様性センターでは約65,000点の生物標本及び95,000点の資料を所蔵しており、生物多様性センターなどにおける生物標本・資料の収集及び維持管理体制の強化を進める。 【環境省】

5-2-0 日本海洋データセンターの運用

日本海洋データセンターへの海洋環境に関する基礎データの集積を推進し、海洋調査機関との連携を一層強化する。 【国土交通省、ほか関係省庁】

5-2-0 農林水産分野における生物多様性保全の取組評価の推進

- 1 ・ 生物多様性の保全の取組の見える化手法の状況を調査・分析し、生産者や企業等の参
2 考となる情報の提供を進める。
- 3 ・ 生きものブランドを検討する際に、地域の生物多様性戦略に留意しながら、地域や日
4 本の生物多様性全体の保全に貢献できるような活動を行うように後押しする。
- 5 ・ 生物多様性の保全に貢献する農法の効果を水田の鳥類とそのえさ生物や植物を用いて
6 評価する手法の活用を図る。 【農林水産省】

7
8 **5-2-〇 全国水生生物調査**

9 河川に生息する水生生物を指標とした水質の調査は、調査を通じて身近な自然に接する
10 ことにより、環境問題への関心を高める良い機会となることから、市民参加型の全国水生
11 生物調査を引き続き実施する。 【環境省、国土交通省】

12
13 **5-2-〇 流域関係者連携による河川等の水質調査の推進**

14 地域住民と協働して、水生生物等の簡易的な指標を用いた水質調査や人の感覚による水
15 質評価を実施することにより、地域の河川環境保全に対する関心・理解を醸成する。
16 【国土交通省、ほか関係省庁】

17
18 **5-2-〇 効率的・効果的なマイクロプラスチック分析技術開発**

19 現在ボトルネックとなっているマイクロプラスチックの材質や量の計測に対し、採集か
20 ら計測まで効率的・効果的に計測する技術を開発する。得られた情報は、国際ネットワー
21 ク IMDOS (Integrated Marine Debris Observing System) や環境省等に提供する。
22 【文部科学省、ほか関係省庁】

23 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
開発した技術が使用された事例数	なし	年1回以上
環境省等への情報提供数(委員会他各種会合等への出席数等)	年1回以上	
国際会合・シンポジウムにおける情報提供数	年1回以上	

24
25 **行動目標5-3 生物多様性地域戦略を含め、多様な主体の参画のもとで統合的な取組を進
26 めるための計画策定支援を強化する**

27 多様なスケールで生物多様性を考慮した空間計画に基づく統合的な取組は、生物多様性保
28 全と幅広い分野の施策とのトレードオフの回避・シナジーの最大化につながるとともに、多
29 様な主体との連携を容易にする。

30 一方、生物多様性は地域によって様々な特性を有することから、管理や保全に当たっては
31 地域レベルでの実効性ある取組を推進することが重要であり、地域の実情に即した目標や指
32 標の設定、具体的な施策等を盛り込んだ計画の策定が不可欠である。

33 このため、マクロな視点で地域における取組を効果的に進める計画手法を地域に浸透させ

るとともに、生物多様性地域戦略や関連する地域計画等の策定促進、各計画間の連携の推進、ランドスケープアプローチを適用した統合的な取組、人材育成や地域における活動を技術的また資金的に支援する。

<具体的施策>

○重点施策

5-3-○ 生物多様性地域戦略策定の推進

生物多様性基本法第13条第1項の規定により地方公共団体が策定に努めることとされる生物多様性地域戦略について、地域の実情を踏まえつつ生物多様性国家戦略の目標達成に貢献する生物多様性地域戦略が多くの方公共団体に策定されるよう、技術的助言や支援事業等の方策を講じる。

【環境省】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
生物多様性地域戦略策定地方公共団体の割合	都道府県 100% 市区町村 8.5% (2021年度末。147/1741 市区町村)	都道府県 100% 市区町村 30% (2030年度末)
次期生物多様性国家戦略の策定を踏まえ、生物多様性地域戦略を改定した地方公共団体の割合	0%	2021年度末時点で生物多様性地域戦略を策定済みの地方公共団体のうち、100%
次期生物多様性国家戦略を踏まえた策定・改定に際し、技術的支援や支援事業等を実施した地方公共団体数	0 地方公共団体	100 地方公共団体 (2025年度末まで)

5-3-○ 国土利用計画及び国土の管理構想による国土の適正な利用・管理の推進

国土利用計画（全国計画）において、OECMによる保全地域の拡大等の自然環境の保全・再生・活用を含む国土の適正な利用・管理に関する基本的な方向性を示すとともに、その方向性の実現に向けて、全国計画を基本とする都道府県計画及び市町村計画の策定・改定と、それらの実行計画となる都道府県、市町村及び地域の各レベルの管理構想の取組を一体的に推進する。

【国土交通省、ほか関係省庁】

○ 継続・強化する施策

○ 維持する施策

5-3-○ 緑の基本計画の策定等の推進

都市における生態系ネットワークの形成を促進するため、2018年に策定した「生物多

1 様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」等を活用し、未策定市町村における緑の基本
 2 計画の策定等を促進するとともに、既に策定済みの市町村についても、策定後一定期間が
 3 経過したものについては、社会情勢の変化などに対応した見直しを進める。また、策定等
 4 に当たっては、住民参加、公表等、透明性の向上に努める。 【国土交通省】

5 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定割合	53% (2020年度)	60% (2027年度)

6
 7 **行動目標5-4 生物多様性への国際及び国内での資源動員を強化する**

8 生物多様性の保全のためには、効果的・選択的に資源を動員し生物多様性に係る取組全体
 9 を底上げする必要がある。そのため必要な予算を確保するとともに、民間資金も含めたあ
 10 らゆる資源の導入を促進し、国や地方公共団体、民間が主体となって行う保全の取組を財政的
 11 に後押しする。

12 併せて、既存の各種補助金・奨励措置等について、国内における生物多様性に有害なもの
 13 を評価・特定し、補助金・奨励措置のあり方を見直すことで、全体として生物多様性保全に
 14 貢献するポジティブな内容に変えていく。

15 資源動員に当たっては、生物多様性の保全のみならず、気候変動対策にも寄与するなど相
 16 乗的な効果が期待できる取組に優先的・重点的に配分するなど、資源効率性に配慮する。

17 さらに、生物多様性をめぐる世界的な取組を推進するため、国際的な資源動員への貢献を
 18 強化することが求められる。

19
 20 **<具体的施策>**

21 **○重点施策**

22 **5-4-○ OECM 認定に係るインセンティブの検討**

23 OECM の認定を受けた土地の生物多様性の価値を証書化等し、自主的に市場で売買され
 24 るような枠組みの検討を進めるとともに、それ以外の税制等の経済的なインセンティブに
 25 ついての導入可能性や実効性等の検討を行う。 【環境省】

26
 27 **5-4-○ 生物多様性に有害・有益な奨励措置に係る対応**

28 国内の各種補助金・奨励措置について、生物多様性に有害なものを評価し、特定された
 29 ものがあれば、該当する補助金・奨励措置のあり方を見直す。有害な補助金・奨励措置の
 30 特定作業に当たっては、生物多様性への影響を見極めるため、関係省庁間で十分に検討・
 31 協議の上で実施する。また、見直しについては奨励措置の利用者に十分配慮し、対処する。
 32 また、有益な補助金・奨励措置についても評価し、優良事例については横展開すべく情報
 33 発信等に取り組む。 【環境省、ほか関係省庁】

34 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
----	-----	-----

生物多様性への悪影響がありうるすべての分野での補助金・奨励措置の予算総額	—	—
--------------------------------------	---	---

1
2 **○継続・強化する施策**

3
4
5 **○維持する施策**

6
7
8 **行動目標 5-5 我が国の知見を活かした国際協力を進める**

9 我が国は食料やエネルギー等の多くを海外の資源に依存していることから、世界的な生態系
10 系の保全に積極的な役割を果たす責任がある。

11 我が国は長期的な科学的データの蓄積や、里山などの二次的自然の持続可能な利用、自然
12 と共生する価値観、Eco-DRR の実施など、様々な知見や経験を有している。これらの強みを
13 活かして国際的議論に積極的に関与し、国際的な展開や知見の共有、各国間の連携強化を図
14 るとともに、途上国における能力構築等や国際的な枠組み等を通じた資金供与を進めるな
15 ど、世界的な生物多様性保全の取組の推進に貢献していく。

16
17 **<具体的施策>**

18 **○重点施策**

19
20
21 **○継続・強化する施策**

22 **5-5-○ APBON（アジア太平洋生物多様性観測ネットワーク）**

23 アジア太平洋地域における生物多様性の保全のための取組をより効果的に推進するた
24 め、各国の現状についての情報交換などを通じ、同地域における生物多様性モニタリング
25 の観測ネットワークの活動を支援し、地域の連携を深める。 【環境省、ほか関係省庁】

26 **（目標）**

27 生物多様性情報の収集・提供を行う場であるアジア太平洋地域生物多様性観測ネットワ
28 ークのメンバー国あるいは地域のうち、ウェブセミナーに出席した研究者の国あるいは地
29 域の割合が7割以上を維持

30
31 **5-5-○ 途上国における陸域・沿岸域の持続的自然資源管理**

32 途上国において、技術協力、有償資金協力等を活用し、政策・計画策定の能力向上、科
33 学的情報基盤の整備、地域住民との協働等を通じた地域における実証・モデル化、リソー
34 ス確保と連携によるスケールアップ等を通じて、自然環境の減少と劣化を防ぐことで、生
35 物多様性の維持、温室効果ガスの排出抑制、自然災害の軽減化など生態系サービスを確保
36 し、自然環境からの様々な恵みを受継ぎ続けられる社会の構築を目指す。 【外務省】

1 (現状と目標)

指標	現状値	目標値(2030年)
自然環境保全を担う途上国機関の体制強化、人材育成人数	—	自然環境保全を担う中央／地方政府における48以上の機関の体制が強化され、行政官等が12000人養成される。

2
3 5-5-〇 下水道分野の海外展開の推進

4 下水道の計画・建設から管理・運営に至るまで、我が国の産学官のあらゆるノウハウを
5 結集し、海外で持続可能な下水道システムを普及させ、公共用水域の水質の保全に資する
6 ための国際協力を推進する。具体的には、政府間会議やセミナー等の開催、途上国を対象
7 とした研修の実施、本邦下水道技術の海外実証事業の実施、下水道グローバルセンター
8 (GCUS)による官民連携での海外展開活動等を通じ、下水道分野における海外展開を推進
9 する。 【国土交通省】

10 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
国内外で開催したセミナー、政府間対話等の数	11件 (2021年度)	11件 (2021年度)

11
12 ○維持する施策

13 5-5-〇 SATOYAMA イニシアティブ

14 ▶ SATOYAMA イニシアティブの推進

15 生物多様性条約 COP10～14 までの決定を踏まえ、二次的自然環境における生物多様性
16 の保全とその持続可能な利用を目指す「SATOYAMA イニシアティブ」を世界規模で推進す
17 る。 【環境省】

18 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
SATOYAMA イニシアティブに関連するプロジェクトの実施数	458件	600件

19
20 ▶ SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップの推進

21 COP10 期間中に設立された「SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ」への参
22 加を広く呼びかけるとともに、参加団体間の情報共有や協力活動を促進する。 【環境省】

23 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップへの参加団体の本部事務所等所在国数	73	100

SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ への参加団体数	283 団体	400 団体
---------------------------------------	--------	--------

1
2 **➤ GEF、CEPF による国際支援**

3 地球環境ファシリテーター（GEF）やクリティカル・エコシステム・パートナーシップ基
4 金（CEPF）等を通じて、SATOYAMA イニシアティブに関連した活動に対する支援の機会を
5 促進。 **【環境省、ほか関係省庁】**

6
7 **5-5-○ GEOSS 構築のための取組の推進**

8 地球観測に関する政府間会合（GEO）に参画し、気候変動、災害、生物多様性等の地球
9 規模課題への対応に向けた政策決定等に貢献するため、幅広いユーザに対して、各国の衛
10 星、海洋、地上等の地球観測データ及びそれらを活用し得られた情報等を提供する全球地
11 球観測システム（GEOSS）の構築・発展に関する国際協力を推進。 **【文部科学省】**

12 **（目標）**

13 生物多様性を含む地球規模課題への対応に向けた政策決定等に貢献するため、各国の地
14 球観測データ及びそれらを活用し得られた知見等を共有するための基盤である GEOSS の
15 構築・発展に関する国際協力を推進する。また、GEO 次期戦略ミッションにおいて、生物
16 多様性に関する取組を重点的取組事項として位置づける。

17
18 **5-5-○ アジア太平洋地域地球変動研究ネットワーク（APN）**

19 アジア太平洋地域地球変動研究ネットワーク（APN）を通じて、地域研究者との共同研
20 究や能力開発、ワークショップ開催等を通じ、地域各国の政策担当者との連携強化を促進。
21 **【環境省】**

22 **（目標）**

23 研究支援等を通じ、生物多様性に関する専門家グループと連携してアジア太平洋地域
24 の科学的能力向上に貢献する。併せて、生態系、生物多様性を重点分野の一つに捉え戦
25 略的に取り組み、各種関連会議への情報のインプットや職員の参加を推進していく。

26
27 **5-5-○ IPBES の活動促進**

28 政策決定プロセスにおける科学的知見の活用を促進し、科学と政策のインターフェース
29 を強化するため、IPBES（Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity
30 and Ecosystem Services）に対して科学的根拠に基づく効果的、効率的な枠組みとなるよ
31 う積極的に参加・貢献し、そのための国内体制を整備する。 **【環境省、ほか関係省庁】**

32 **（現状と目標）**

指標	現状値	目標値
生物多様性及び生態系サービスに関する科 学政策プラットフォーム（IPBES）会議への専 門家派遣人数	0 ※コロナにより会議開催が なかったため	5 (2030 年)

5-5-〇 開発協力大綱等に基づく生物多様性分野への支援

開発途上国のニーズ、生物多様性を取り巻く国際社会の動向、気候変動などの地球規模の課題などを踏まえ、より効果的かつ効率的に生物多様性分野を含めた環境分野における国際協力を推進する。 【外務省】

5-5-〇 生物多様性条約関連会合等への対応

➤ 生物多様性条約関連会合への参加

生物多様性条約関連会合への参加を通じ、効果的な条約実施の推進、我が国の知見・取組の共有など、地球規模での生物多様性の保全及び持続可能な利用の達成に貢献していく。 【環境省、ほか関係省庁】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
生物多様性条約関連会合（代表団登録が求められる公式会合）のうち、日本政府代表団等が参加した割合		100%

➤ 生物多様性条約締約国会議及び関連会合の結果に関する周知

生物多様性条約の締約国会議や、関連する科学技術補助機関（SBSTTA：Subsidiary Bodies for Scientific, Technical and Technological Advice）などにおける議論の状況等を国民に周知し、条約の実施への国民の協力を促す。 【環境省】

(目標)

概ね2年に一度の周期で開催される生物多様性条約 COP 開催後には、その内容の結果報告を行い、また、概要をまとめた国民向けの資料等を作成・公開する。

➤ 国際会議への専門家の派遣

生物多様性分野の国際的な議論に貢献するため、生物多様性条約関連会合への派遣など、国内の生物多様性分野の専門家の発掘・支援・育成を行う。

【環境省、ほか関係省庁】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値（2030年）
生物多様性及び生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム（IPBES）会議への専門家派遣人数	0 ※コロナにより会議開催がなかったため	5
生物多様性に係る条約関連専門家会合に派遣した専門家の数	0 ※コロナにより会議開催がなかったため	3

5-5-〇 生物多様性条約の適切な実施

1 生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益
 2 の公正かつ衡平な配分を目的とする、生物多様性条約の事務局の活動を支援するととも
 3 に、条約関連会合に積極的に参画し、関係の締約国と必要に応じた積極的な情報交換を行
 4 い、条約を適切に実施するもの。 【外務省、ほか関係省庁】

5 (現状と目標)

指標	現状値	目標値 (中間目標)
生物多様性条約の目的の達成に向けた国際的なルール作りの推進 (生物多様性条約締約国会議における決定の数)	38 本 (2018 年度)	35 本 (2022 年度)

6
7 **5-5-○ 生物多様性日本基金**

8 途上国が COP15 で採択されるポスト 2020 生物多様性枠組を達成するための国際協力を
 9 推進する。 【環境省、ほか関係省庁】

10 (現状と目標)

指標	現状値	目標値 (2030 年)
生物多様性日本基金により実施された条約事務局主催のキャパシティービルディング等の会議開催累積数	—	5
生物多様性条約事務局主催のキャパシティービルディング等の会議に参加し、生物多様性国家戦略の改訂を実施した国の累積数	—	170
COMDEKS (SATOYAMA イニシアティブ推進プログラム) により支援した途上国の数	—	30

11
12 **5-5-○ 生物多様性条約カルタヘナ議定書実施**

13 現代のバイオテクノロジーにより改変された生物であって生物の多様性の保全及び持
 14 続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のあるものの国境を越える安全な移送、取扱い及び
 15 利用の分野において十分な水準の保護を目的とする、生物多様性条約カルタヘナ議定書の
 16 事務局の活動を支援するとともに、条約関連会合に積極的に参画し、関係の締約国と必要
 17 に応じた積極的な情報交換を行い、条約を適切に実施するもの。

18 【外務省、ほか関係省庁】

19 (現状と目標)

指標	現状値	目標値 (中間目標)
カルタヘナ議定書の目的の達成に向けた国際的なルール作りの推進 (カルタヘナ議定書締約国会議における決定の数)	14 本 (2018 年度)	15 本

20
21 **5-5-○ 生物多様性条約名古屋議定書実施**

22 遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分すること並びにこれによって生

物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用を目的とする、生物多様性条約名古屋議定書の事務局の活動を支援するとともに、条約関連会合に積極的に参画し、関係の締約国と必要に応じた積極的な情報交換を行い、条約を適切に実施するもの。

【外務省、ほか関係省庁】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値 (中間目標)
名古屋議定書の目的の達成に向けた国際的なルール作りの推進 (名古屋議定書締約国会合における決定の数)	16 本 (2018 年度)	13 本 (2022 年度)

5-5-○ ラムサール条約及び条約湿地の保全、賢明な利用及び普及啓発

ラムサール条約湿地において生息・生育する動植物の保全及びワイズユース (持続可能な利用) を促進するとともに、これまでに登録された全ての湿地について最新状況を把握し、ラムサール情報票 (RIS) の更新を行う。そのため、関係省庁、地方公共団体や地域住民、NGO、専門家などと連携し、条約湿地に関するモニタリング調査や情報整備、湿地の再生、普及啓発などの取組を進める。

加えて、特に我が国に渡来する水鳥類の渡りのルート上に位置するアジア太平洋地域において、湿地の現況調査や条約湿地の候補地選定支援、普及啓発を進めることにより、アジア太平洋地域におけるラムサール条約の履行や、渡り鳥及び湿地保全への国際協力を行う。

【環境省、ほか関係省庁】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
ラムサール条約情報票 (RIS) の更新数		

5-5-○ ラムサール条約の実施

国際的に重要な湿地及びこれらの湿地に生息する、水鳥を含む多様な動植物の保全を促進することを目的とする、ラムサール条約の事務局の活動を支援するとともに、条約関連会合に積極的に参画し、関係の締約国と必要に応じた積極的な情報交換を行い、条約を適切に実施するもの。

【外務省、ほか関係省庁】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値 (中間目標)
国際的に重要な湿地の保全を国際的に推進するため、ラムサール条約登録湿地面積	256.4 百万 ha (2020 年度)	250 百万 ha

5-5-○ 渡り鳥の保全等に関する二国間条約・協定の推進

アメリカ合衆国、中国、オーストラリア、ロシアとの間で締結する二国間渡り鳥等保護条約・協定について、この枠組みに基づき、各国と約2年ごとに定期会議を開催し情報交換を行う。また、必要に応じて生態解明や保全の必要性の高い種の共同調査等を行うなど、

協力して渡り鳥の保護施策の強化・研究促進等を図る。韓国との間では日韓環境保護協力協定に基づき渡り鳥などの保護協力を行う。【環境省、ほか関係省庁】

(目標)

二国間渡り鳥保護条約・協定等に基づく二国間会議を、各国と約2年おきに開催するため、国内における渡り性鳥類の調査及び専門家ワークショップ開催するなどの取組を実施する。

5-5-○ 東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ (EAAFP) の活動推進

東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ (EAAFP) は我が国を含む東アジア・オーストラリア地域の渡り鳥の飛来経路 (フライウェイ) において、各国の関係省庁、国際機関、NGO 等の様々な主体の連携・協力を促進し、渡り性水鳥とその重要な生息地を保全するための国際的な枠組みである。我が国には 34 カ所のネットワーク参加地があり、これらの参加地において、普及啓発、調査研究、研修、情報交換などの活動を推進する。【環境省】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
新たに登録するネットワーク参加地数	1 (2021 年度)	5 (2030 年度)

5-5-○ 移動性野生動植物種の保全に関する条約 (ボン条約)

「移動性野生動植物種の保全に関する条約 (ボン条約)」では、条約の附属書に掲載される絶滅のおそれのある移動性野生動植物種の保全のため、捕獲の禁止や種毎の協定・覚書の締結などが行われている。我が国は、本条約で捕獲が禁止される動物について我が国とは意見を異にする部分があるため、本条約を批准していないが、渡り性の鳥類については近隣国と二国間条約・協定を結ぶほか、関連する様々な条約等を通じ絶滅のおそれのある移動性野生動物種の保全に努めている。既存の取組を着実に実施するとともに、ボン条約に関しては、継続的な情報の収集に努め、必要な場合には、本条約又は関連する協定・覚書への対応も検討する。【環境省、ほか関係省庁】

5-5-○ 野生動植物取引規制実施

野生動植物の保護について、資源利用と生態系・環境の保全を調和させる持続可能な利用の考え方に立つ措置がとられるよう、ワシントン条約関連会合に積極的に参画し、関係の締約国と必要に応じた積極的な議論及び情報交換を行うとともに、条約を適切に実施する。【外務省、ほか関係省庁】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
----	-----	-----

ワシントン条約締約国会議における決議及び決定の採択によるワシントン条約の下での規範作りの推進（締約国会議の決議及び決定数）	248 本 (2018 年度)	250 本 (2022 年度)
---	--------------------	--------------------

5-5-○ ワシントン条約 MIKE(ゾウ密猟監視) プログラム支援

アフリカにおけるゾウの密猟の根絶や関係者の監視能力向上等に係るプロジェクト(レンジャーの育成や密猟監視ポストの建設等)を支援し、野生動植物違法取引対策の強化を通じ、我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進する。

【外務省、ほか関係省庁】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値(中間目標)
途上国における多数国間環境条約の遵守及び実施等の促進(環境条約事務局や国際機関等による会合開催や途上国の能力構築の支援、環境条約の遵守・実施促進を目的とするプロジェクト等の事業)	1 事業	1 事業 (2023 年度)

5-5-○ 国際的なサンゴ礁生態系保全への貢献

国際的に劣化及び損失の著しいサンゴ礁生態系の保全のため、ICRI 等の国際会議への参加や国際サンゴ礁研究・モニタリングセンターの取組を通じて、情報の収集、我が国の取組の発信を行う。また、東アジア地域におけるサンゴ礁保全に貢献するため、GCRMN 東アジア地域におけるサンゴ礁モニタリングデータの地域解析を行うとともに、地域解析のために収集した GCRMN 東アジアの国と地域の各モニタリングデータについて、管理及び利用方法について整理し、適切なデータベースを構築する。

【環境省】

5-5-○ 海域環境の保全等に関する国際協力の推進

MARPOL 条約に基づく船舶検査等に係る実施体制の一層の充実を図り、船舶からの海洋汚染を防止する。

【国土交通省】

5-5-○ バラスト水管理条約に関わる国際的議論への積極的関与

2017 年 9 月に発効したバラスト水管理条約について、IMO の海洋環境保護委員会における条約の見直しに向けた議論に積極的に参加する。

【国土交通省、ほか関係省庁】

5-5-○ 世界遺産条約のより良い実施への貢献

2022 年は、1972 年のユネスコ総会での世界遺産条約採択から 50 年の節目を迎える。我が国は、世界遺産委員会の委員国として、これまでの知見や経験を活かし、条約のより良い実施のために貢献する。

【外務省、ほか関係省庁】

1 **5-5-○ アジア・太平洋地域におけるユネスコの科学分野事業への協力**

2 ユネスコエコパークやユネスコ世界ジオパーク事業等のユネスコにおける科学分野事
3 業に関して、主にアジア・太平洋地域におけるネットワーク会合への支援等を通じ、我が
4 国の知見や経験の共有やネットワーク機能の強化を行うことで、国際協力を促進する。

5 **【文部科学省、ほか関係省庁】**

6
7 **5-5-○ 途上国の森林減少・劣化の抑制と持続可能な森林経営の促進**

8 開発途上国の森林減少・劣化に由来する排出の削減等（REDD+（レッド プラス））の促
9 進や森林の防災・減災機能の強化に資する技術開発や人材育成等を支援する。

10 **【農林水産省、ほか関係省庁】**

11
12 **5-5-○ 途上国の森林保全・造成等のための国際的支援**

13 途上国における森林保全・造成に関する技術・資金協力、合法で持続可能なサプライチ
14 ェーンの構築、及び森林の整備・保全等による山地流域の強靱化に関する二国間の国際協
15 力や国際機関を通じた多国間の支援をする。

16 **【農林水産省、ほか関係省庁】**

17 **5-5-○ 国際熱帯木材機関（ITTO）プロジェクト支援**

18 国際熱帯木材機関（ITTO）加盟国における、合法で持続可能な熱帯木材の貿易及び熱帯
19 林の持続可能な経営を促進するための、違法伐採対策や森林経営能力開発プロジェクト等
20 の実施を支援し、熱帯林をはじめとする森林の保全に貢献するもの。

21 **【外務省、ほか関係省庁】**

22 **（現状と目標）**

指標	現状値	目標値
持続可能な森林経営の促進（ITTO 生産国において持続可能な経営が認証されている森林面積（FSC, PEFC））	32.2 百万 ha (2019 年度)	50 百万 ha
合法的に伐採された木材貿易の促進（ITTO 生産国における CoC（Chain of Custody）認証取得数）	4,154 (2019 年度)	5,000

23
24 **5-5-○ 国際熱帯木材機関（ITTO）と生物多様性（CBD）条約事務局との共同イニシアテ
25 ィブ支援**

26 生物多様性の保全における熱帯林の役割を認識し、ITTO - CBD の MoU 基づく、熱帯林の
27 生物多様性に係る共同イニシアティブを通じた取組を実施する。

28 **【農林水産省、ほか関係省庁】**

29
30 **5-5-○ 国際熱帯木材協定（ITTA）実施**

31 合法的に伐採された熱帯木材の国際貿易の拡大及び多様化、及び熱帯木材生産林の持続

1 可能な経営を促進することを目的とする国際熱帯木材機関（ITTO）事務局の活動を支援す
 2 るとともに、関連会合に積極的に参画し、加盟国と必要に応じた積極的な情報交換を行い、
 3 国際熱帯木材協定（ITTA）を適切に実施するもの。 【外務省、ほか関係省庁】

4 **（現状と目標）**

指標	現状値	目標値
持続可能な森林経営の促進（ITTO 生産国において持続可能な経営が認証されている森林面積（FSC, PEFC））	32.2 百万 ha （2019 年度）	50 百万 ha
合法的に伐採された木材貿易の促進（ITTO 生産国における CoC（Chain of Custody）認証取得数）	4,154 （2019 年度）	5,000
ITTO が発信する市場情報による裨益（ITTO が発信する熱帯木材市場レポートページへのアクセス数）	7,500 件 （2020 年度）	10,000 件

5
 6 **5-5-○ 独立行政法人製品評価技術基盤機構による多国間の取組**

7 独立行政法人製品評価技術基盤機構による多国間の取組として、日本、韓国、中国、イ
 8 ンドネシアなど 12 か国による微生物資源の保全と利用を目的としたアジア・コンソーシ
 9 アムを設立（2004 年）し、各国の遺伝資源機関とのネットワークの構築により、保存微生物、
 10 技術情報、遺伝資源移転ルールの共有化及び人材育成などを引き続き実施するととも
 11 に、参加国・機関数を増やしアジア諸国/地域の遺伝資源機関のネットワークの拡大と強
 12 化を行う。 【経済産業省】

13
 14 **5-5-○ 食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約の適切な実施**

15 我が国が 2015 年 10 月 28 日に加盟した食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国
 16 際条約を適切に実施する。具体的には、特に同条約第 1 条の「生物の多様性に関する条約
 17 の（イ）食料及び農業のための植物遺伝資源の持続可能な利用」に沿った協力を「遊牧民
 18 伝承に基づくモンゴル草原植物資源の有効活用による草地回復プロジェクト」を通じて行
 19 う。 【外務省、ほか関係省庁】

20
 21 **5-5-○ アジア保護地域パートナーシップ等を通じた国立公園の情報発信**

22 国立公園における地域の多様な主体と連携協力した保護管理システムや誘客施策など
 23 我が国の先進的な取組を国内外に発信し、「アジア保護地域パートナーシップ」等を通じ
 24 て、各国間の国立公園等の保護地域や OECM に関する情報共有・発信を進め、各国の保全
 25 管理の水準を向上させる。 【環境省、ほか関係省庁】

26
 27 **5-5-○ 砂漠化対処条約の実施**

28 地球規模の影響が懸念されている砂漠化の進行に関し、国際的協調の下に対処するため

1 の措置の実施推進を目的とする、砂漠化対処条約の事務局の活動を支援するとともに、条
2 約関連会合に積極的に参画し、関係の締約国と必要に応じた積極的な情報交換を行い、条
3 約を適切に実施するもの。 【外務省、ほか関係省庁】

4 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値（中間目標）
締約国会議における規範等（決定等）の採択数	36 本 (2022 年度)	35 本

5